

# 堺市 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

平成 30 (2018) ~ 32 (2020) 年度

安心して、すこやかに、いきいきと暮らせるまち 堺

平成 30 年 3 月





## はじめに

我が国における人口の高齢化は急速に進み、総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は27%を超え、75歳以上の後期高齢者の割合についても13%を超えています。本市におきましても、国と同様に高齢化が進んでおり、昭和22年から昭和24年までの間に生まれた、いわゆる「団塊の世代」の方が75歳に達する平成37(2025)年には、高齢者の5人に3人が75歳以上になるものと予測しています。



こうした中、支援や介護を必要とする高齢者を支えていくためには、多様な主体が参画し、高齢者自身も支え手となって様々な形で支え合う地域づくりがますます重要となってきます。

本市では、高齢者ができるだけ健やかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要となったときでも、自分らしく、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めてまいりました。

このたび、更に進展する超高齢社会に対応できる仕組みづくりを一層推進するため、平成37(2025)年を展望した中長期的な視点をもって取り組むべき3年間の基本計画である「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30(2018)～32(2020)年度)」を策定しました。本計画は、「安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」を基本理念としており、市民の皆様とともにその実現をめざしてまいります。

この基本理念を実現するため、本市は、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けて、自立支援、介護予防及び重度化防止を重点的に推進するとともに、在宅医療と介護の連携、生活支援サービス体制の整備、認知症施策や介護予防事業の更なる充実と仕組みづくり等に取り組んでまいります。

最後になりましたが、本計画を策定するに当たり、貴重なご意見やご提言をいただきました堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員の皆様を始め、ご協力をいただきました市民、事業者及び関係団体の皆様にご心から御礼申し上げますとともに、今後ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成30年3月

堺市長 竹山 修身



# 目 次

第1章 計画策定に当たって .....	2
1 計画策定の趣旨 .....	2
2 計画の性格、策定体制等 .....	3
3 日常生活圏域 .....	4
4 本市の高齢者を取り巻く状況 .....	6
5 前計画の評価 .....	21
第2章 基本理念と計画目標 .....	26
1 基本理念 .....	26
2 計画目標 .....	27
3 施策体系 .....	32
第3章 施策の展開 .....	34
1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進 .....	34
2 在宅ケアの充実及び連携体制の整備 .....	42
3 介護サービス等の充実・強化 .....	52
4 認知症施策の推進 .....	61
5 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備 .....	68
6 健康の保持・増進 .....	77
7 高齢者の社会参加と生きがいのづくりの支援 .....	81
第4章 介護サービス量等の見込み .....	87
1 介護保険施設等の整備 .....	87
2 要介護等認定者数の見込み（再掲） .....	91
3 介護保険給付の見込み .....	92
第5章 計画の推進 .....	100
1 関係機関等との連携 .....	100
2 計画の周知・広報 .....	102

## 資 料 編

1 各区の状況 .....	104
2 介護保険サービスの利用状況.....	118
3 堺市社会福祉審議会委員名簿.....	120
4 堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿.....	122
5 堺市社会福祉審議会及び高齢者福祉専門分科会検討経過 .....	123
6 堺市高齢社会対策推進庁内委員会要綱.....	124
7 堺市高齢者等実態調査 .....	126
8 被保険者の保険料の算定 .....	127
9 用語説明.....	130

本計画は、堺市の高齢者施策・介護保険事業の推進に向け、基本的な取組について定めたものです。介護保険制度は、その中核を担う大きな柱ですが、平成12年4月に制度が開始されて以降、時代の変化や課題を踏まえて、様々な見直し・改正が行われてきました。制度創設から20年近くが経過し、高齢化社会の将来像や制度の持続性などが注目されている現在、改めて介護保険制度の理念をふりかえり、将来のあるべき姿を展望していくことが大切であると考え、以下に制度の理念について簡単にまとめました。

#### 【介護保険制度の理念】

介護保険制度は、加齢に伴って生じる心身の変化等により、介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるように、国民の共同連帯の理念に基づく社会保険制度として創設されたものです。その基盤のもとで、必要な保健・医療サービスや福祉サービス等が給付され、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることが制度の目的となっています。

介護保険制度に基づくサービスの給付は、要介護・要支援者の状況や環境に応じて、本人の選択に基づき、総合的かつ効率的に提供されるべきとされています。また、サービスの給付は、医療との連携にも十分配慮し、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するように行われるものとされています。

同時に、国民には、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になっても、適切なサービス等を利用しながら、その有する能力の維持・向上に努めることが求められています。介護保険制度の理念を踏まえ、必要な人に必要なサービスを適切に提供していくとともに、介護予防、自立支援や重度化の防止等にも取り組んでいくことが重要となります。

#### 【自立支援について】

介護保険制度では、国民の共同連帯の理念に基づき、「加齢に伴って生じる心身の変化等により、介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができる」ように、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることが目的として謳われています。すなわち、高齢者の「自立した日常生活」を支援することが制度の本来の目的であり、この「自立」には身体的自立に限らず、精神的自立、社会的自立の観点も含まれます。

こうした自立支援を進めていくためには、高齢者の自己決定を尊重すること、今までの生活が継続できるように支援すること、残存能力の維持・向上・活用を支援することなどに留意していくことが大切になります。これからは、介護サービスの基盤の充実を進めるとともに、高齢者一人ひとりの状況を見極め、介護サービスのみならず幅広い観点から、その人にとって望ましい、生活の自立に向けた支援のあり方を考えていくことが一層重要になっていきます。

## 1 計画策定の趣旨

我が国における人口の高齢化は急速に進んでおり、平成29年10月1日現在で、全国の高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は27.7%、後期高齢者の比率（人口に占める75歳以上の割合）は13.8%となっています（出典：人口推計（総務省統計局）より）。国民の4分の1以上が65歳以上、10分の1以上が75歳以上であり、その割合は、今後も更に上昇していくものと予測されています。

このような超高齢社会において、介護保険制度は、高齢者福祉の大きな課題である「介護」を社会全体の連帯により支える基盤として、平成12年4月のスタートから今日まで、大きな役割を果たしてきました。基本理念である高齢者の「自立支援」、「尊厳の確保」のもと、時代の流れを踏まえてより良い制度にしていくため、3年に1度改正が行われています。

近年では、平成23年の改正により、「地域包括ケアシステムの構築」が国・地方公共団体の責務として定められました。これは、日常生活圏域を単位に、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく一体的に提供されることで、高齢者が安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方であり、そのための仕組みづくりをめざすものです。以降、制度は、各地域における地域包括ケアシステムの推進を図るため、様々な改正が行われています。

平成26年には、制度の重点化・効率化を図るため、予防給付の訪問介護及び通所介護が市町村の地域支援事業に移行し、全国一律のサービスから地域性を踏まえたサービスの多様化が図られるとともに、特別養護老人ホームの入所について原則要介護3以上へ重点化、低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げなど、多くの制度改正が行われました。また、医療介護総合確保推進法（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号））が成立し、医療と介護の連携を強化し、地域における効果的な医療提供体制と地域包括ケアシステムの構築を総合的に推進していく方針が示されました。

平成29年には、地域包括ケアシステムの深化・推進及び制度の持続可能性を確保するため、自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化、医療・介護連携の一層の推進、共生型サービスの開始等、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制づくり、利用者負担割合の見直し（一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げ）などを主眼とした制度改正が行われました。

本市では、これまで超高齢社会の到来を見据え、「安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺」を基本理念として、高齢者ができるだけ健康やかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要となったときも、自分らしく、社会とのつながりの中で、安心して暮らし続けることのできる社会づくりを進めてきました。本計画は、こうして進めてきたこれまでの取組を引き継ぎ、高齢者施策を総合的に推進しながら、団塊の世代がすべて75歳以上となる平成37（2025）

年を展望し、本市における地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進の道筋を示す計画として策定します。基本理念の実現をめざし、多様な主体が連携し、地域づくりの取組を促進し、発展させていく計画とします。

## 2 計画の性格、策定体制等

### (1) 法的根拠等

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定による老人福祉計画と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定による介護保険事業計画とを一体的に策定するものです。

また、本計画は、本市総合計画を上位計画とし、堺市地域福祉計画や堺市健康増進計画、堺市障害者長期計画・障害福祉計画など関連分野の計画との調和を図るとともに、国の基本指針、大阪府の「大阪府高齢者計画2018」と「大阪府医療計画」とも整合のとれた計画として策定しました。

また、本市では、平成29年5月に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成37（2025）年までの取組等を示す「ロードマップ」を作成しており、本計画は、その方向性も組み込んだ計画として策定しています。

### (2) 計画の期間

介護保険事業計画が、3年を1期として策定するものとされていることから、本計画の計画期間は、2018年度から2020年度までの3年間となります。



### (3) 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、平成28年度に、高齢者の現状やニーズ、地域の状況などを把握するため、「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。その結果等も踏まえながら、学識経験者、市内関係団体、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」及び庁内関連部局による「堺市地域福祉推進庁内委員会」において検討を行い、策定を進めました。

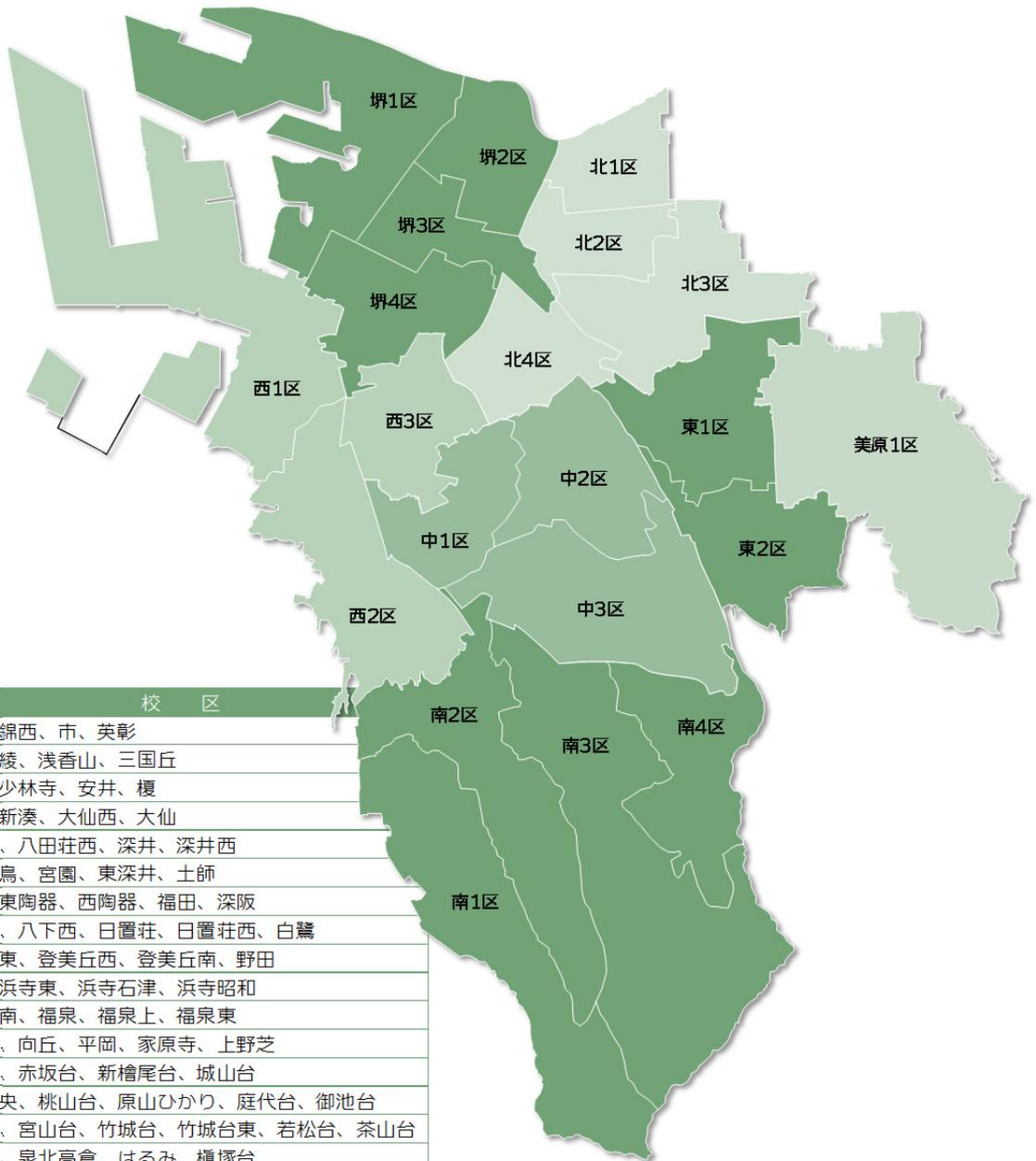
なお、広く市民の意見を聴取するため、計画素案に関してパブリックコメントを実施しました。

### 3 日常生活圏域

介護保険事業計画では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、市内を日常生活の圏域に分け、圏域ごとに地域密着型サービスのサービス量などを見込むこととされています。日常生活圏域の設定に当たっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされています。

本市においては、各区を基本とし、人口規模及び公共交通機関の状況等も考慮して、いくつかの小学校区を組み合わせた21圏域を日常生活圏域として設定しています。

日常生活圏域



圏域	校 区
堺1	三宝、錦西、市、英彰
堺2	錦、錦綾、浅香山、三国丘
堺3	熊野、少林寺、安井、榎
堺4	神石、新湊、大仙西、大仙
中1	八田荘、八田荘西、深井、深井西
中2	東百舌鳥、宮園、東深井、土師
中3	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪
東1	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺
東2	登美丘東、登美丘西、登美丘南、野田
西1	浜寺、浜寺東、浜寺石津、浜寺昭和
西2	鳳、鳳南、福泉、福泉上、福泉東
西3	津久野、向丘、平岡、冢原寺、上野芝
南1	美木多、赤坂台、新檜尾台、城山台
南2	福泉中央、桃山台、原山ひかり、庭代台、御池台
南3	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台
南4	三原台、泉北高倉、はるみ、槇塚台
北1	東浅香山、新浅香山、五箇荘、五箇荘東
北2	東三国丘、光竜寺、新金岡、新金岡東
北3	大泉、金岡、金岡南、北八下
北4	百舌鳥、西百舌鳥、中百舌鳥
美原1	全区域

日常生活圏域の概況

(2017年9月末現在)

区	圏域	① 高齢者 人口	高齢化率	② 独居 高齢者	独居 高齢者率 (②÷①)	③ 要介護等 認定者数	要介護等 認定率 (③÷①)	④ 全世帯数	⑤ 高齢者 のみ 世帯数	高齢者 のみ 世帯割合 (⑤÷④)
堺	堺1	11,795	26.46%	4,410	37.39%	2,844	24.11%	23,253	6,554	28.19%
	堺2	9,705	27.03%	3,445	35.50%	2,533	26.10%	17,670	5,213	29.50%
	堺3	9,017	25.76%	3,566	39.55%	2,476	27.46%	19,075	5,122	26.85%
	堺4	9,793	31.58%	3,449	35.22%	2,676	27.33%	15,621	5,264	33.70%
中	中1	10,108	28.74%	2,562	25.35%	2,157	21.34%	15,963	4,743	29.71%
	中2	9,327	22.89%	2,644	28.35%	2,017	21.63%	18,272	4,456	24.39%
	中3	12,335	25.37%	2,911	23.60%	2,925	23.71%	20,810	5,410	26.00%
東	東1	13,280	30.87%	3,640	27.41%	2,700	20.33%	19,559	6,503	33.25%
	東2	12,486	28.45%	3,328	26.65%	2,584	20.70%	19,214	5,953	30.98%
西	西1	11,237	27.71%	3,652	32.50%	2,968	26.41%	19,138	5,790	30.25%
	西2	13,812	23.36%	3,924	28.41%	3,280	23.75%	26,125	6,759	25.87%
	西3	10,664	27.06%	3,033	28.44%	2,411	22.61%	17,542	5,304	30.24%
南	南1	11,222	30.89%	2,364	21.07%	1,866	16.63%	15,529	5,049	32.51%
	南2	13,423	33.05%	3,101	23.10%	2,328	17.34%	18,187	6,323	34.77%
	南3	10,653	31.66%	3,335	31.31%	2,354	22.10%	16,114	5,559	34.50%
	南4	11,619	32.60%	3,360	28.92%	2,547	21.92%	16,014	6,052	37.79%
北	北1	8,965	23.37%	2,716	30.30%	1,992	22.22%	17,416	4,496	25.82%
	北2	9,787	29.74%	3,537	36.14%	2,338	23.89%	16,362	5,544	33.88%
	北3	10,079	23.52%	2,695	26.74%	2,074	20.58%	18,608	4,864	26.14%
	北4	10,058	22.44%	3,132	31.14%	2,230	22.17%	21,490	5,063	23.56%
美原	美原1	11,211	28.66%	2,527	22.54%	2,213	19.74%	16,674	4,955	29.72%
合計		230,576	-	67,331	-	51,513	-	388,636	114,976	-
平均		10,980	27.41%	3,206	29.20%	2,453	22.34%	18,506	5,475	29.58%
最大差		4,847	-	2,046	-	1,414	-	10,596	2,303	-

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## 4 本市の高齢者を取り巻く状況

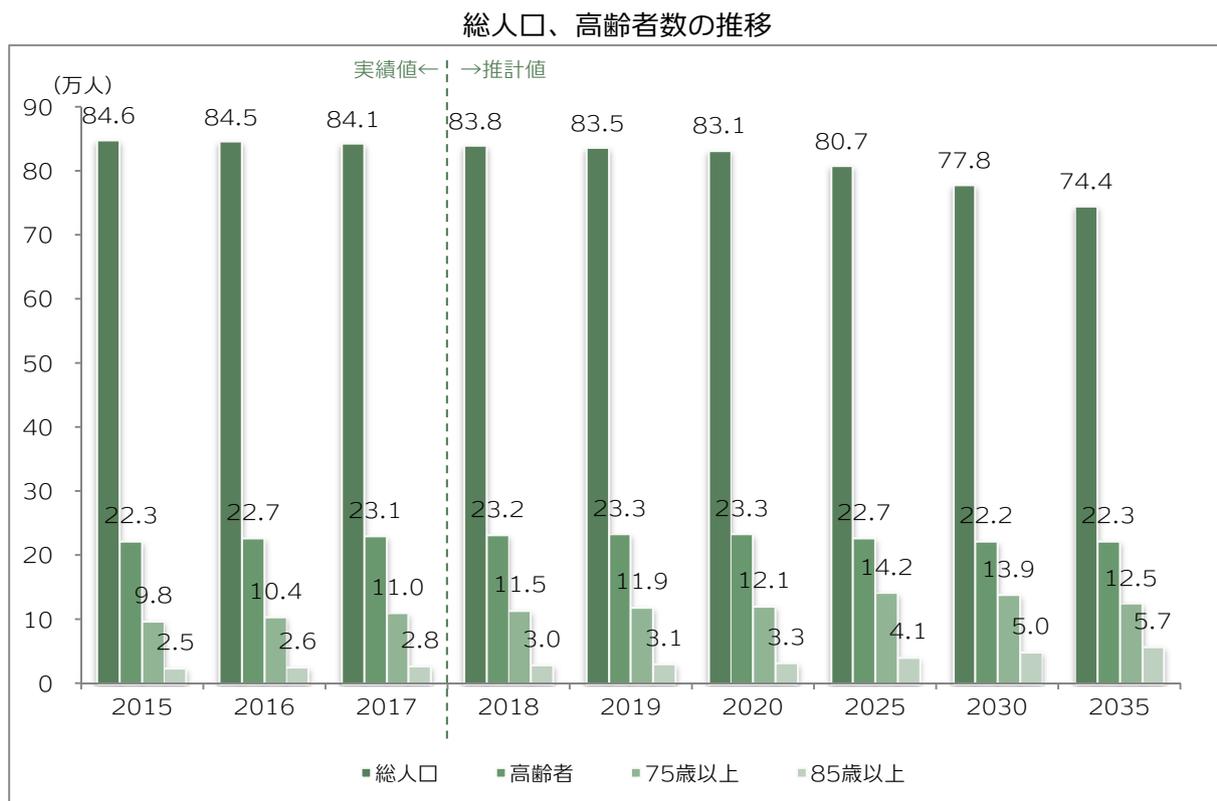
### (1) 高齢者数、要介護等認定者数の推移

本市の高齢者数は、2017年9月末時点で、230,576人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は27.4%で上昇を続けています。

高齢者数のうち、65～74歳人口（前期高齢者）は120,570人で、総人口に占める割合は14.3%、75歳以上人口（後期高齢者）は110,006人で、総人口に占める割合は13.1%となっています。また、後期高齢者のうち、85歳以上の人口は28,051人で、総人口に占める割合は3.3%となっています。

今後も、高齢化は更に進み、2020年頃といった高齢化率のピークを迎え、以降、しばらくは横ばいで推移したのち、2028年頃から再び上昇に転じるものと見込まれます。また、2025年には75歳以上人口は約14万人（うち85歳以上は約4万人）、総人口に占める割合はほぼ18%（うち85歳以上は約5%）に達するものと予測されます。75歳以上人口については、2027年をピークに減少に転じますが、85歳以上人口は増加が続くものと見込まれます。

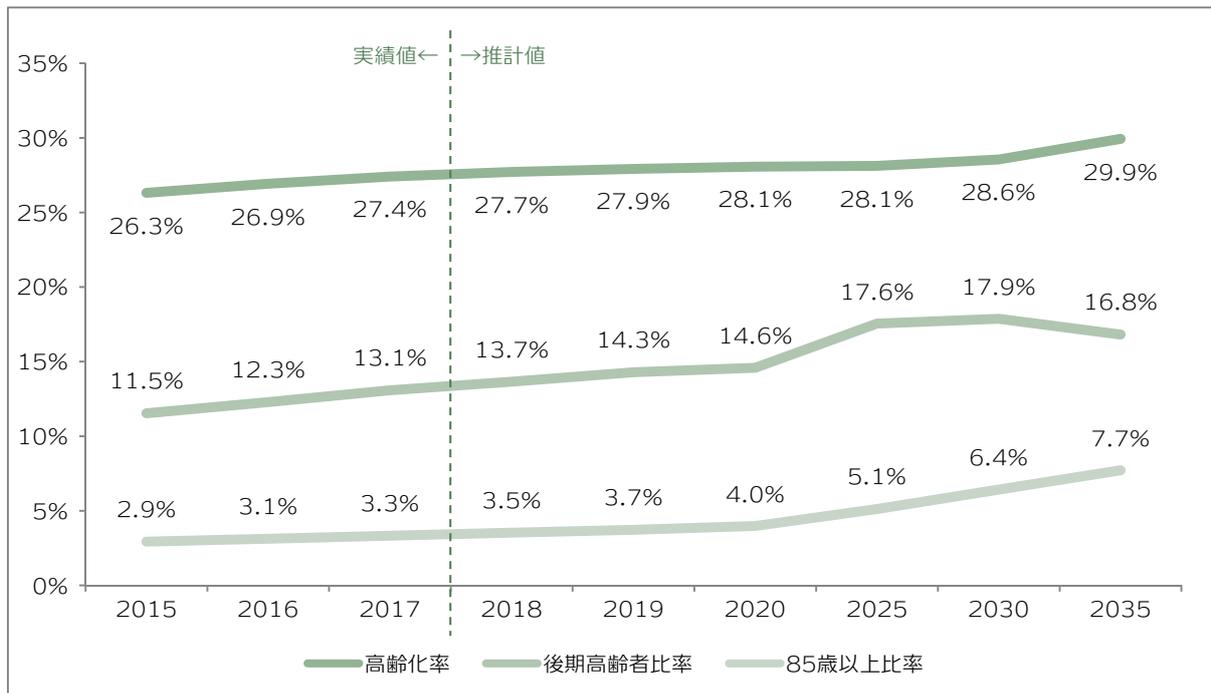
高齢者数の男女別構成比を見ると、2017年9月末時点で男性43.1%、女性56.9%となっています。女性の比率が上昇しており、2030年頃まで上昇が続くと見込まれます。



(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計（コーホート変化率法による。）

高齢化率の推移



(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計（コーホート変化率法による）

総人口、高齢者数、高齢化率の推移

実績値 ← → 推計値

(人)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2035
総人口	846,388	844,681	841,345	838,250	834,791	830,993	807,418	777,659	744,214
高齢者	222,710	227,413	230,576	232,306	233,074	233,229	227,041	222,068	222,753
65～74歳	125,026	123,592	120,570	117,790	113,760	111,986	85,331	83,120	97,609
75～84歳	72,828	77,437	81,955	84,903	88,191	88,154	100,381	88,981	67,716
85歳以上	24,856	26,384	28,051	29,613	31,123	33,089	41,329	49,967	57,428
高齢化率	26.3%	26.9%	27.4%	27.7%	27.9%	28.1%	28.1%	28.6%	29.9%
前期高齢者の比率	14.8%	14.6%	14.3%	14.1%	13.6%	13.5%	10.6%	10.7%	13.1%
後期高齢者の比率	11.5%	12.3%	13.1%	13.7%	14.3%	14.6%	17.6%	17.9%	16.8%
85歳以上の比率	2.9%	3.1%	3.3%	3.5%	3.7%	4.0%	5.1%	6.4%	7.7%

(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計（コーホート変化率法による）

総人口、高齢者数、高齢化率の推移（男女別）

実績値←→推計値

(人)

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2035
総人口	男性	407,654	406,555	404,558	402,864	400,989	398,943	386,577	371,700	355,970
	女性	438,734	438,126	436,787	435,386	433,802	432,050	420,841	405,959	388,244
高齢者	男性	96,507	98,285	99,302	99,708	99,732	99,456	95,034	91,993	92,854
	女性	126,203	129,128	131,274	132,598	133,342	133,773	132,007	130,075	129,899
65～74歳	男性	57,702	56,823	55,207	53,727	51,872	50,965	39,442	39,249	46,504
	女性	67,324	66,769	65,363	64,063	61,888	61,021	45,889	43,871	51,105
75～84歳	男性	31,566	33,686	35,637	36,974	38,271	38,145	42,183	36,748	28,484
	女性	41,262	43,751	46,318	47,929	49,920	50,009	58,198	52,233	39,232
85歳以上	男性	7,239	7,776	8,458	9,007	9,589	10,346	13,409	15,996	17,866
	女性	17,617	18,608	19,593	20,606	21,534	22,743	27,920	33,971	39,562
(比率)										
総人口	男性	48.2%	48.1%	48.1%	48.1%	48.0%	48.0%	47.9%	47.8%	47.8%
	女性	51.8%	51.9%	51.9%	51.9%	52.0%	52.0%	52.1%	52.2%	52.2%
高齢者	男性	43.3%	43.2%	43.1%	42.9%	42.8%	42.6%	41.9%	41.4%	41.7%
	女性	56.7%	56.8%	56.9%	57.1%	57.2%	57.4%	58.1%	58.6%	58.3%
65～74歳	男性	46.2%	46.0%	45.8%	45.6%	45.6%	45.5%	46.2%	47.2%	47.6%
	女性	53.8%	54.0%	54.2%	54.4%	54.4%	54.5%	53.8%	52.8%	52.4%
75～84歳	男性	43.3%	43.5%	43.5%	43.5%	43.4%	43.3%	42.0%	41.3%	42.1%
	女性	56.7%	56.5%	56.5%	56.5%	56.6%	56.7%	58.0%	58.7%	57.9%
85歳以上	男性	29.1%	29.5%	30.2%	30.4%	30.8%	31.3%	32.4%	32.0%	31.1%
	女性	70.9%	70.5%	69.8%	69.6%	69.2%	68.7%	67.6%	68.0%	68.9%

(各年9月末時点)

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計（コーホート変化率法による）

トピックス



2025年問題とは？

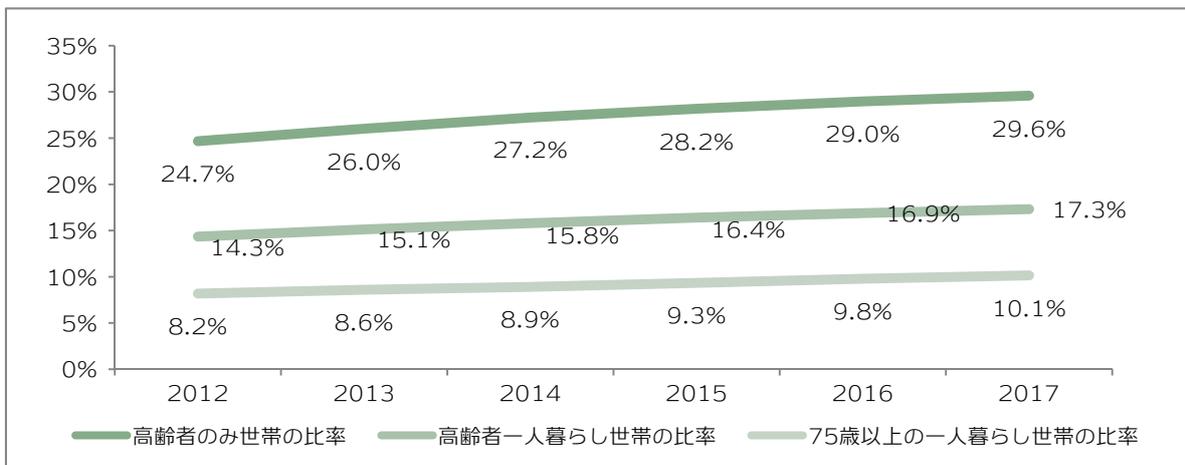
2025年までに、日本の人口の大きな層を占め、社会を支えてきた「団塊の世代」が、すべて75歳以上の後期高齢者となります。それにより、介護や医療の需要の急増が懸念されており、このような社会の変化の中で、社会保障などの仕組みをどのように維持し、高齢者の生活を支えていくかが大きな課題となっています。この問題を「2025年問題」と呼んでいます。

2025年には、わが国の高齢化率は30%を超え、後期高齢者の割合は18%を超えると予測されています。介護や医療を必要とする人が大きく増えることが見込まれる中、国においてもさまざまな制度改革等を通じて対策が進められていますが、地域包括ケアシステムの構築を始め、地域で高齢者を支える力を強化していくことが急務となっています。

高齢者世帯の状況を見ると、2017年9月末時点で、高齢者のみの世帯数は114,976世帯となっており、堺市の全世帯のうち29.6%を占めています。高齢者のみの世帯のうち、一人暮らし世帯は67,331世帯（全世帯の17.3%）、その中で75歳以上の一人暮らし世帯は39,435世帯（全世帯の10.1%）となっています。

高齢者のみの世帯数及び高齢者の一人暮らし世帯数は、増加を続けており、また、全世帯数に占める割合も上昇が続いています。今後も、高齢者世帯は増えていくものと見込まれ、地域における見守りや生活支援等の一層の充実が必要になるものと考えられます。

高齢者のみ世帯数、高齢者のみ世帯比率の推移



	2012	2013	2014	2015	2016	2017
全世帯数	376,000	378,268	381,257	384,217	386,684	388,636
高齢者のみ世帯	92,781	98,423	103,820	108,273	112,013	114,976
うち高齢者一人暮らし世帯	53,922	57,196	60,217	63,010	65,306	67,331
うち75歳以上の一人暮らし世帯	30,761	32,556	33,988	35,882	37,823	39,435
全世帯数に占める割合	24.7%	26.0%	27.2%	28.2%	29.0%	29.6%
うち高齢者一人暮らし世帯	14.3%	15.1%	15.8%	16.4%	16.9%	17.3%
うち75歳以上の一人暮らし世帯	8.2%	8.6%	8.9%	9.3%	9.8%	10.1%

(各年9月末時点)

資料：住民基本台帳

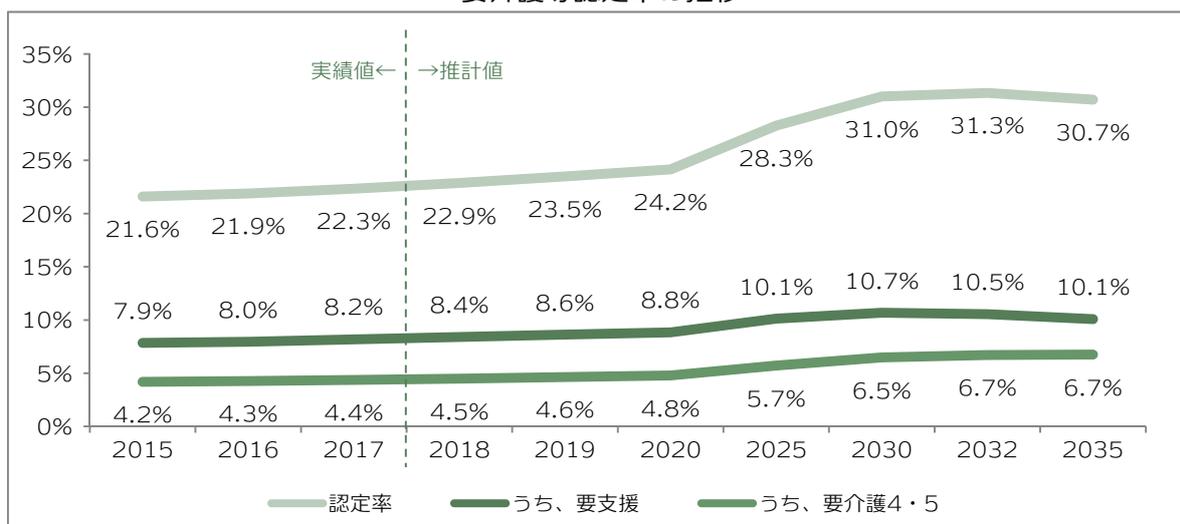
本市の要介護等認定者数は、2017年9月末時点で52,408人、うち、第1号被保険者（65歳以上）の要介護等認定者数は51,513人であり、第1号被保険者数全体に占める割合（認定率）は22.3%となっています。うち、要支援の認定率は8.2%、要介護4・5の認定率は4.4%となっています。今後も、要介護等認定者数、認定率ともに上昇が続き、2032年頃にピークを迎えるものと見込まれます。

本市の認定率は、全国、大阪府よりも高く、特に要支援の認定率において差が大きくなっています。要介護等認定者数の要介護度別の割合も、本市では、要支援が36.7%（要支援1が22.6%、要支援2が14.1%）と高い割合です。

要介護等認定者数の推移



要介護等認定率の推移

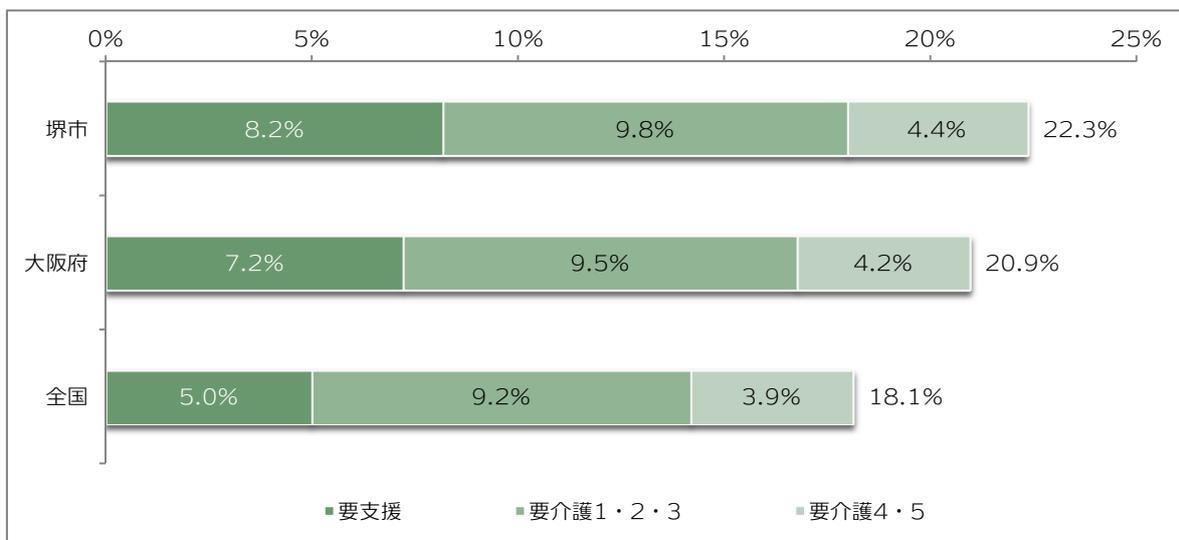


(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計（認定率実績値のトレンドから将来認定率を推計し、認定者数を算定）

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

要介護等認定率（全国、大阪府との比較）

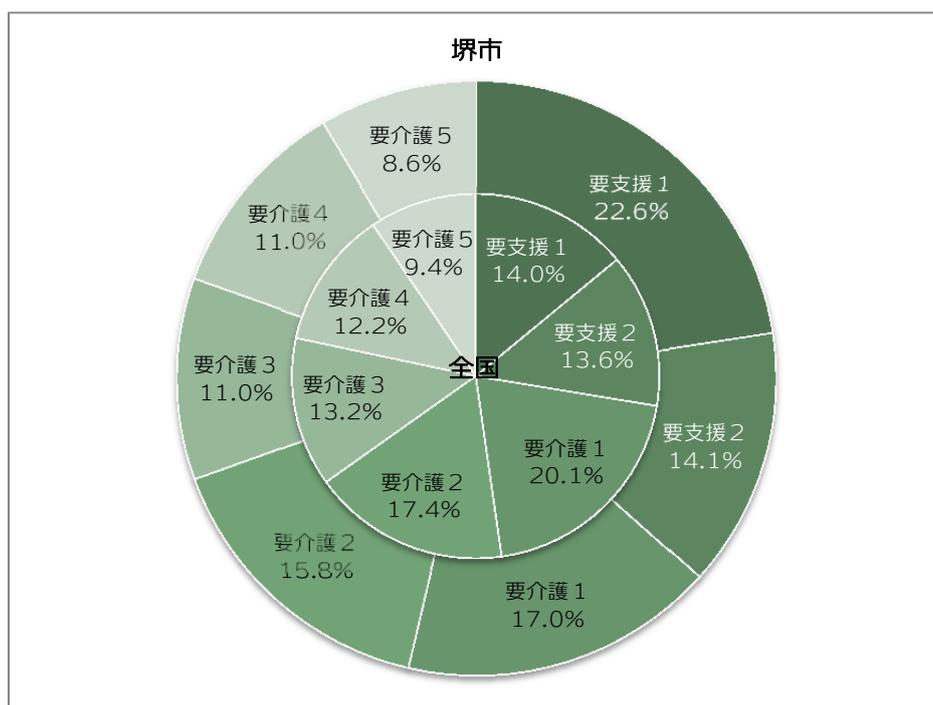


(2017年9月末時点)

資料：介護保険事業状況報告

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

要介護等認定者の要介護度別割合



(2017年9月末時点)

資料：介護保険事業状況報告

年齢別で要介護等認定率を見ると、2017年9月末時点で65～74歳の認定率は6.8%、75～84歳の認定率は28.3%、85歳以上の認定率は71.7%となっています。今後、65～74歳の認定率は2020年頃まで上昇を続け、その後減少に転じるものと見込まれます。75～84歳の認定率は減少傾向で推移しますが、2020年頃から上昇に転じ、2032年頃にピークを迎えるものと

見込まれます。85歳以上の認定率は約72%と高く、概ねその水準で、横ばい傾向で推移したのち、2025年頃から上昇に転じ、2032年頃にピークを迎えるものと見込まれます。

男女別の要介護等認定率を見ると、2017年9月末時点で男性16.4%、女性26.8%となっており、どの年齢層においても男性より女性の認定率が高くなっています。今後、男女とも認定率は上昇傾向で推移しますが、女性の上昇幅が大きく、認定率の男女差は広がっていくものと見込まれます。

認定率の高い75歳以上、85歳以上の高齢者が増加していくことにより、要介護等認定者数は増加が続き、認定率もさらに高まっていくことが予測されることから、必要な人に必要なサービスを提供できるよう、サービス基盤の一層の充実を図るとともに、介護予防サービスの充実、自立支援や重度化の防止などの多様な観点からの取組が求められるところです。

### 要介護等認定者数・認定率の推移（年齢別）

実績値←→推計値

(人)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2032	2035
要介護等認定者数	48,097	49,790	51,513	53,129	54,759	56,327	64,176	68,850	68,891	68,389
65～74歳	8,535	8,381	8,181	8,133	8,021	8,034	5,997	5,500	5,704	6,430
75～84歳	21,762	22,463	23,210	23,756	24,398	24,593	28,501	27,330	25,466	20,302
85歳以上	17,800	18,946	20,122	21,240	22,340	23,700	29,678	36,020	37,721	41,657
要介護等認定率	21.6%	21.9%	22.3%	22.9%	23.5%	24.2%	28.3%	31.0%	31.3%	30.7%
65～74歳	6.8%	6.8%	6.8%	6.9%	7.1%	7.2%	7.0%	6.6%	6.6%	6.6%
75～84歳	29.9%	29.0%	28.3%	28.0%	27.7%	27.9%	28.4%	30.7%	31.2%	30.0%
85歳以上	71.6%	71.8%	71.7%	71.7%	71.8%	71.6%	71.8%	72.1%	72.9%	72.5%

(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計（認定率実績値のトレンドから将来認定率を推計し、認定者数を算定）

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

### 要介護等認定者数・認定率の推移（男女別・年齢別）

実績値←→推計値

(人)

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030	2032	2035
要介護等認定者数	男性	15,283	15,738	16,284	16,775	17,247	17,695	19,710	20,546	20,383	20,154
	女性	32,814	34,052	35,229	36,354	37,512	38,632	44,466	48,304	48,508	48,235
65～74歳	男性	3,739	3,641	3,572	3,537	3,475	3,454	2,627	2,499	2,603	2,953
	女性	4,796	4,740	4,609	4,596	4,546	4,580	3,370	3,001	3,101	3,477
75～84歳	男性	7,272	7,483	7,720	7,920	8,105	8,140	9,098	8,428	7,784	6,379
	女性	14,490	14,980	15,490	15,836	16,293	16,453	19,403	18,902	17,682	13,923
85歳以上	男性	4,272	4,614	4,992	5,318	5,667	6,101	7,985	9,619	9,996	10,822
	女性	13,528	14,332	15,130	15,922	16,673	17,599	21,693	26,401	27,725	30,835
要介護等認定率	男性	15.8%	16.0%	16.4%	16.8%	17.3%	17.8%	20.7%	22.3%	22.4%	21.7%
	女性	26.0%	26.4%	26.8%	27.4%	28.1%	28.9%	33.7%	37.1%	37.6%	37.1%
65～74歳	男性	6.5%	6.4%	6.5%	6.6%	6.7%	6.8%	6.7%	6.4%	6.3%	6.3%
	女性	7.1%	7.1%	7.1%	7.2%	7.3%	7.5%	7.3%	6.8%	6.8%	6.8%
75～84歳	男性	23.0%	22.2%	21.7%	21.4%	21.2%	21.3%	21.6%	22.9%	23.2%	22.4%
	女性	35.1%	34.2%	33.4%	33.0%	32.6%	32.9%	33.3%	36.2%	36.9%	35.5%
85歳以上	男性	59.0%	59.3%	59.0%	59.0%	59.1%	59.0%	59.5%	60.1%	61.1%	60.6%
	女性	76.8%	77.0%	77.2%	77.3%	77.4%	77.4%	77.7%	77.7%	78.3%	77.9%

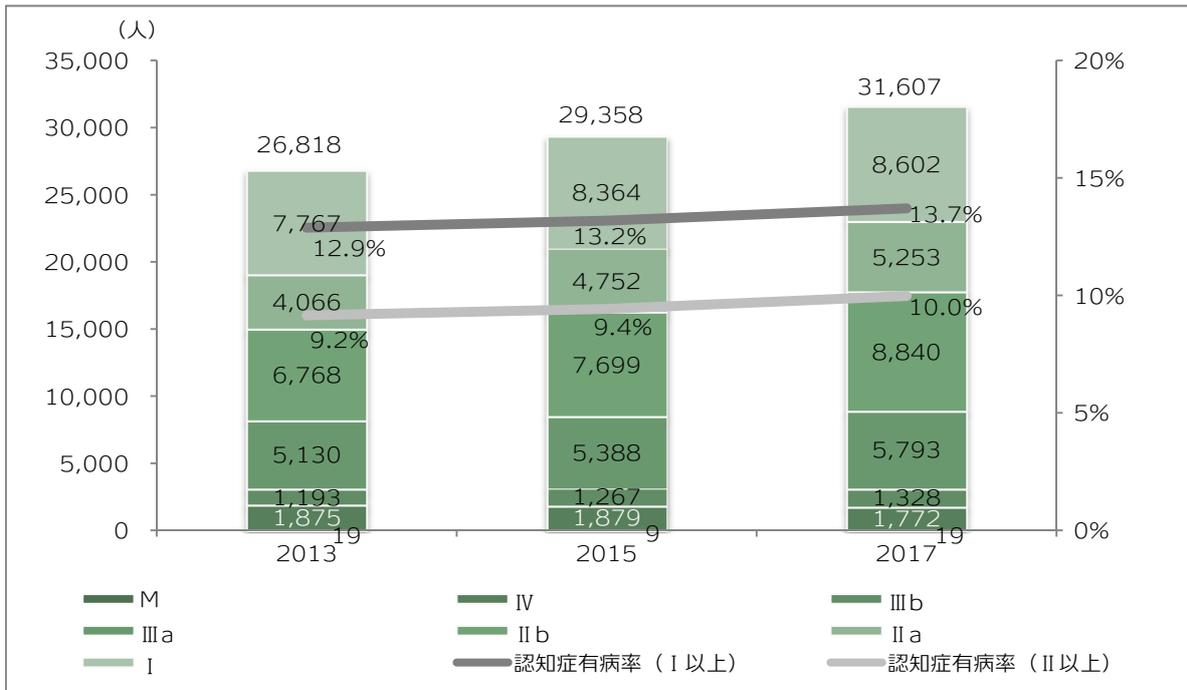
(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計（認定率実績値のトレンドから将来認定率を推計し、認定者数を算定）

※認定率は、第1号被保険者数に対する第1号被保険者認定者数の割合

高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人（日常生活自立度Ⅰ以上）は、2017年9月末時点で31,607人となっており、高齢者人口に占める割合（認知症有病率）は13.7%となっています。認知症高齢者数は増加が続いており、また、認知症有病率も上昇が続いています。今後も認知症高齢者は増えていくものと予測され、年間1,000人程度の規模で増加が続くと見込まれます。認知症施策の一層の充実が必要になるものと考えられます。

認知症高齢者数の推移



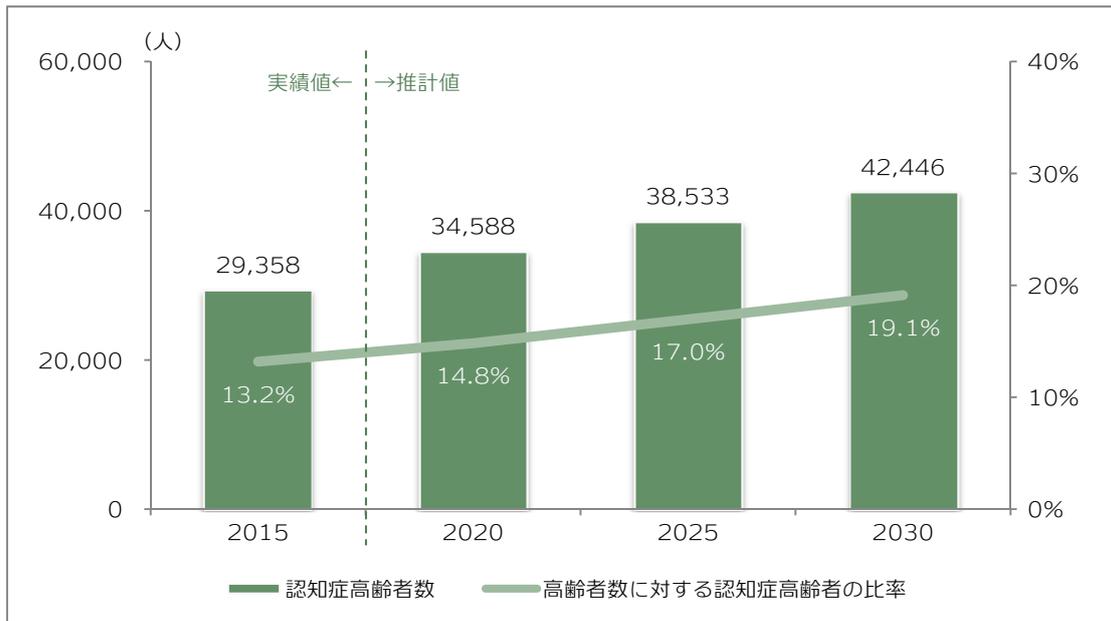
（各年9月末時点）

資料：堺市資料（要介護・要支援認定申請をされた方の認定調査員による調査結果における認知症高齢者の日常生活自立度）

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準	見られる症状・行動の例
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応などひとりで留守番ができない等
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声を上げる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

### 認知症高齢者数の将来推計



(各年9月末時点)

資料：2015年厚生労働省公表の認知症有病率推計をもとに、2015年の堺市実績値により補正した割合で人数を算定  
 ※MCI（軽度認知障害）は含まない



### 認知症とは？

認知症は、脳の病気の一つで、脳の機能が低下し日常生活に支障が出ている状態のことをいいます。最も多いのは、アルツハイマー型認知症で、全体の6割を占めており、次いでレビー小体型認知症、脳血管性認知症、前頭側頭型認知症で、これらは四大認知症と呼ばれています。

<p><b>アルツハイマー型認知症</b> (アルツハイマー病)</p> <p>ゆっくり発症し、徐々に悪化する。脳の神経細胞が減り、脳が異常に委縮(縮んで小さくなる)して脳の機能が低下する。人格は、比較的穏やかに保たれることが多い。</p>	<p><b>前頭側頭型認知症</b></p> <p>脳の前方にある前頭葉と側面の側頭葉が委縮(縮んで小さくなる)することによっておこる。初期は、もの忘れではなく、性格や行動面の変化による問題がめだつ。</p>
<p><b>レビー小体型認知症</b></p> <p>「レビー小体」という異常なたんぱく質のかたまりが脳の中にあられることにより起こる進行性の認知症で、初期に幻視やパーキンソン症状が現れる。</p>	<p><b>脳血管性認知症</b></p> <p>脳の血管が詰まったり破れたりすることにより、その部分の脳の働きが悪くなるために起こる。脳卒中の発作が起こるたびに段階的に悪化することが多い。</p>

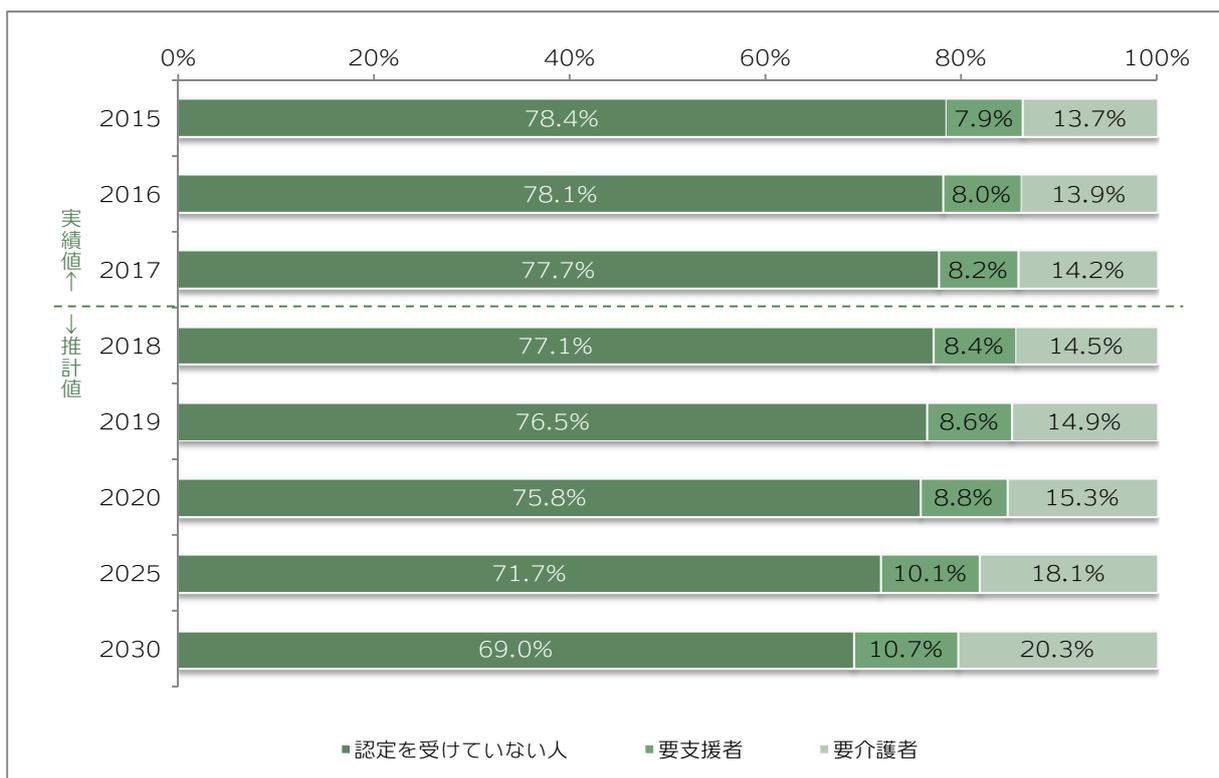
高齢者（第1号被保険者）のうち、2017年9月末時点で、要支援者は18,870人、要介護者は32,643人であるのに対し、認定を受けていない人は179,063人となっており、高齢者の77.7%は介護の必要のない、比較元気な高齢者であると言えます。

今後も75歳以上、85歳以上の高齢者の増加に伴って、要介護等認定者（要支援者、要介護者）の割合が上昇するため、認定を受けていない人の割合は低下していくものと見込まれますが、全体の7割程度は介護の必要のない、比較元気な高齢者が占めるものと予測されます。元気な高齢者の健康づくり活動や介護予防の取組への支援、生きがいつくり及び社会参加の促進が更に重要になってくるものと考えられます。

高齢者の状態別内訳

実績値 ← → 推計値 (人)

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2025	2030
認定を受けていない人	174,613	177,623	179,063	179,177	178,315	176,902	162,865	153,218
要支援者	17,489	18,101	18,870	19,518	20,114	20,611	22,999	23,729
要介護者	30,608	31,689	32,643	33,611	34,645	35,716	41,177	45,121
合計	222,710	227,413	230,576	232,306	233,074	233,229	227,041	222,068



(各年9月末時点)

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計（認定率実績値のトレンドから将来認定率を推計し、認定者数を算定）

## (2) 高齢者等実態調査結果の概要

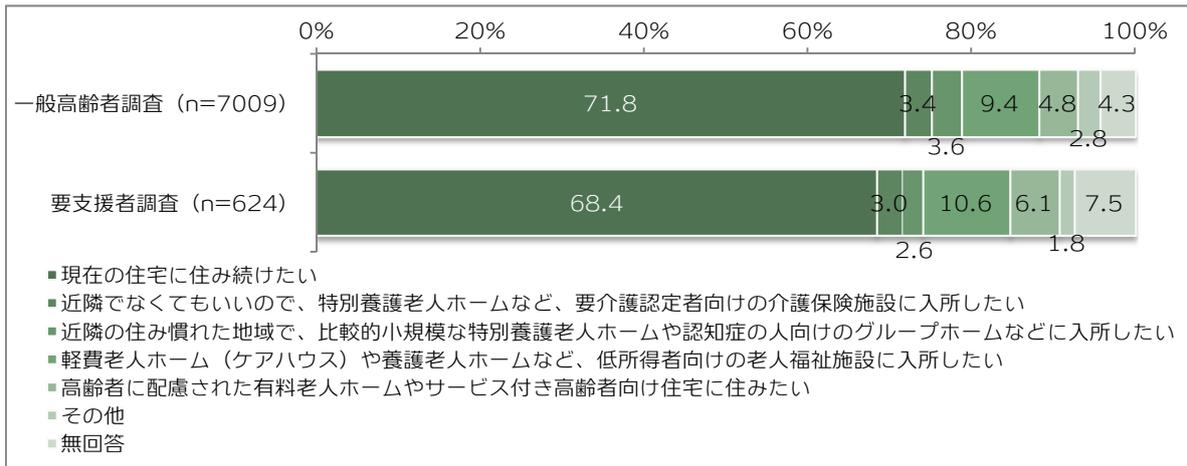
市内の高齢者等の生活状況や保健・福祉などに関するニーズを把握するため、平成28年度に「堺市高齢者等実態調査」を実施しました。その概要及び調査結果から見える課題について総括します。

調査種別	調査対象
一般高齢者調査・要支援者調査	要介護等認定を受けていない65歳以上の方 要支援認定（要支援1、2）を受けている65歳以上の方
要介護者調査	要介護等認定（介護1～5）を受けている在宅の65歳以上の方 （介護保険サービス利用者・介護保険サービス未利用者）

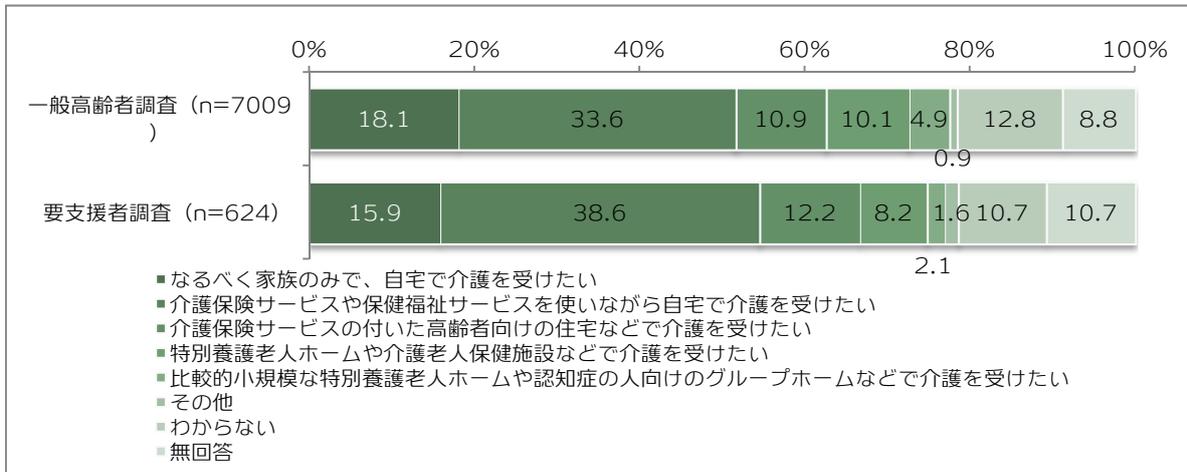
### 現在の住まいに住み続けたいという希望【一般高齢者調査・要支援者調査】

高齢者の将来の住まいの意向としては、現在の住まいで住み続けることを望んでいる方が約7割となっており、在宅生活のニーズが高いことがわかります。また、今後の介護に対する意向についても、自宅で介護を受けたいという方が多く、在宅生活を継続できる環境整備が必要です。

「将来どのような住宅（施設）で暮らしたいですか」



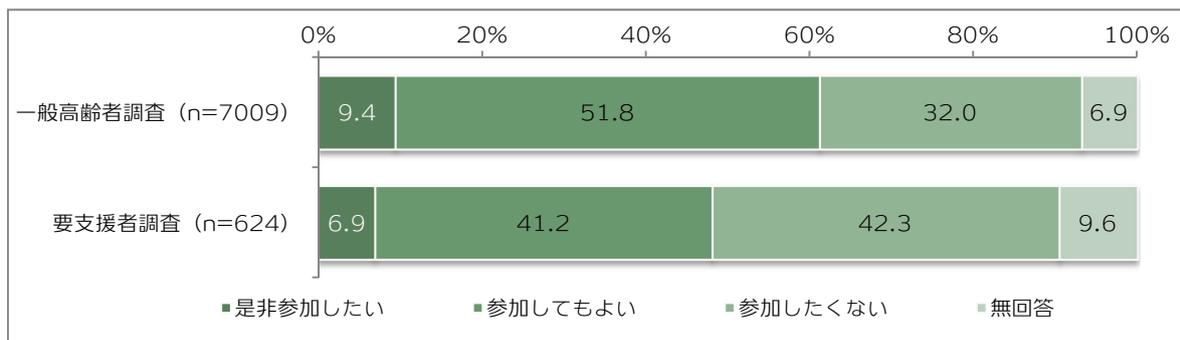
「介護が必要になった場合、どのような介護を受けたいと思いますか」



### 地域づくりへの参加意向【一般高齢者調査・要支援者調査】

地域づくり活動への参加意向については、一般高齢者では、「是非参加したい」、「参加してもよい」という人が約6割となっています。地域づくりの支え手となり得る人の地域活動への参加促進の仕組みが必要であると考えられます。一方、要支援者では、その割合が低下しており、身体状況により参加意向が低下する傾向が見られます。それぞれの身体状況等に応じた多様な参加方法を考えていくことが重要です。

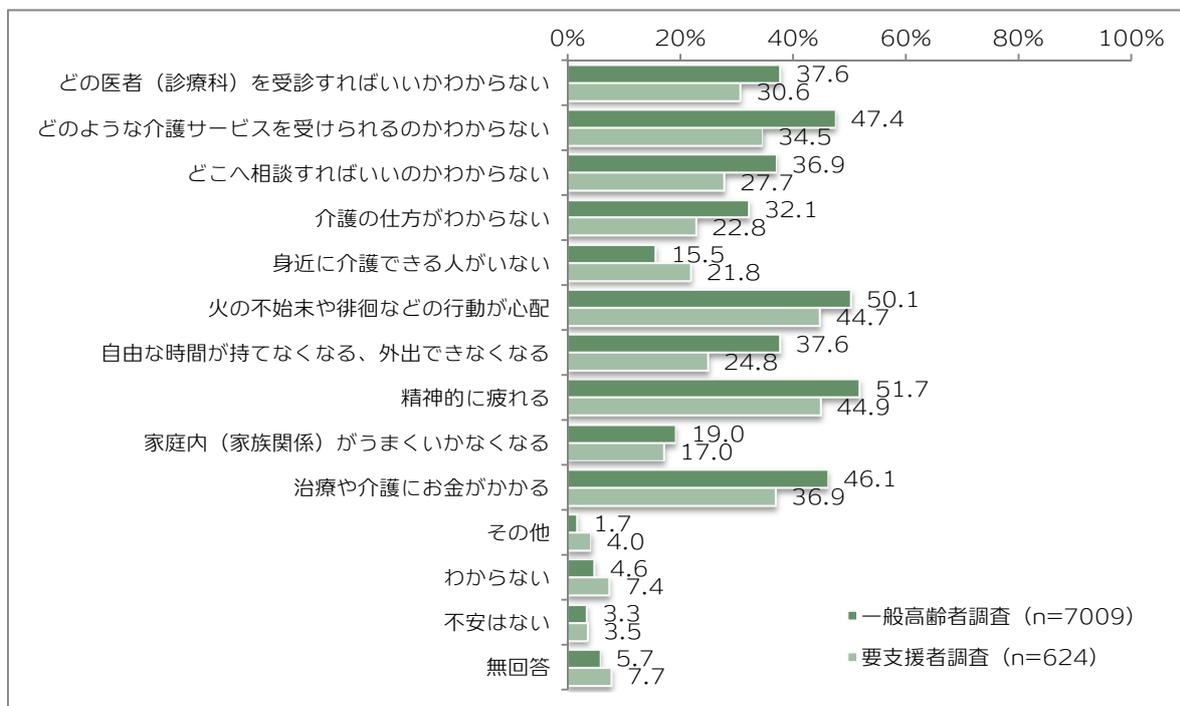
「地域づくり活動に参加者として参加してみたいと思いますか」



### 認知症に対する多くの不安【一般高齢者調査・要支援者調査】

認知症に対する不安として、介護サービスや医療面、行動の不安や介護の不安など、様々な不安が多くあげられており、状況に応じた、家族支援も含めた適切な認知症支援や、認知症に対する正しい理解のための普及啓発等が必要と考えられます。

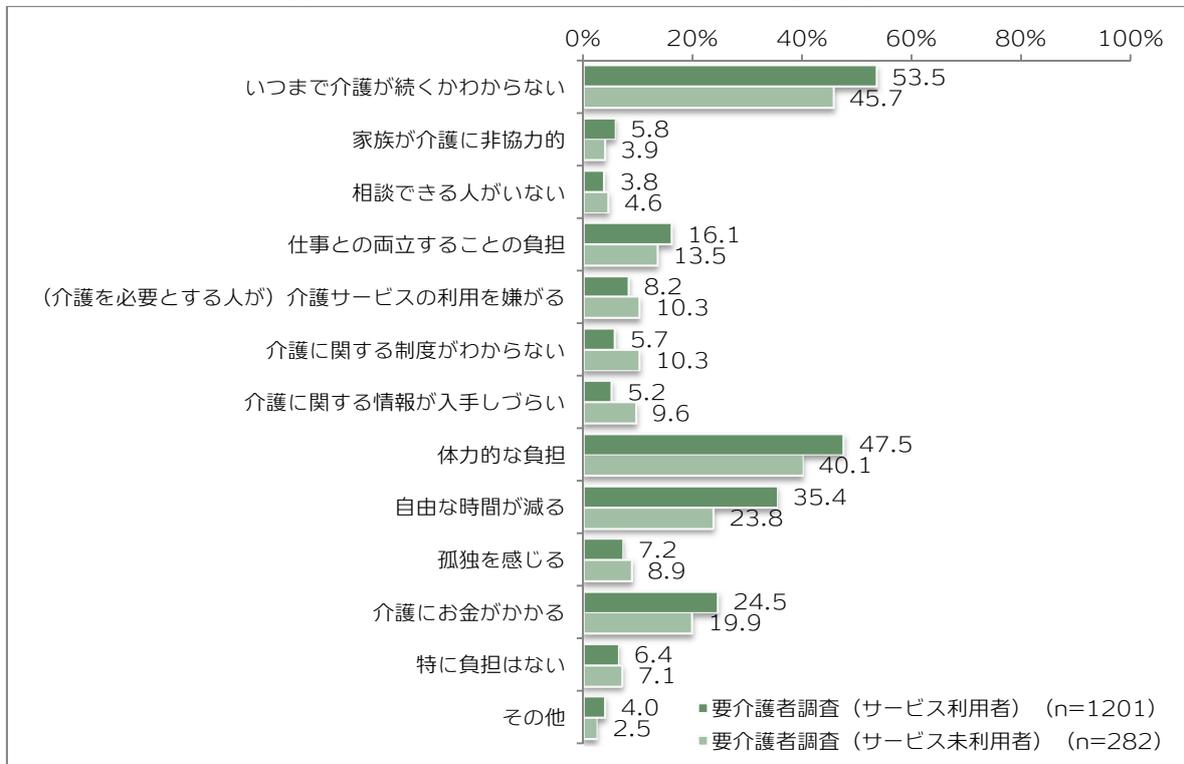
「あなた・あなたの家族が認知症になったら不安に思うことはありますか」(複数回答)



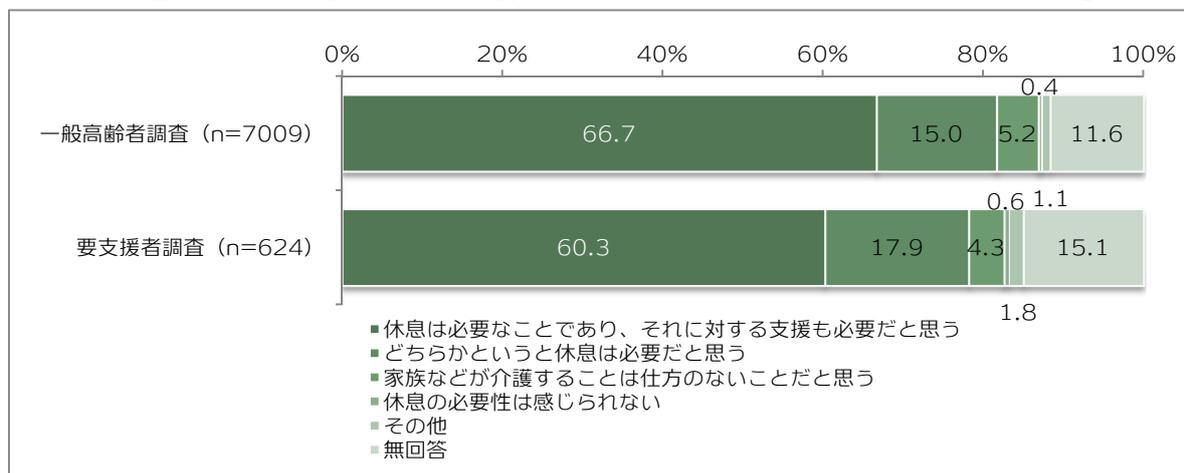
介護者の負担は大きく、介護者の休息が必要【一般高齢者調査・要支援者調査・要介護者調査】

介護者の多くが介護の負担を感じています。介護者の休息が必要と考える人も多く、介護者への支援や適度な休息(レスパイト)の必要性についての普及啓発等が重要であると考えられます。

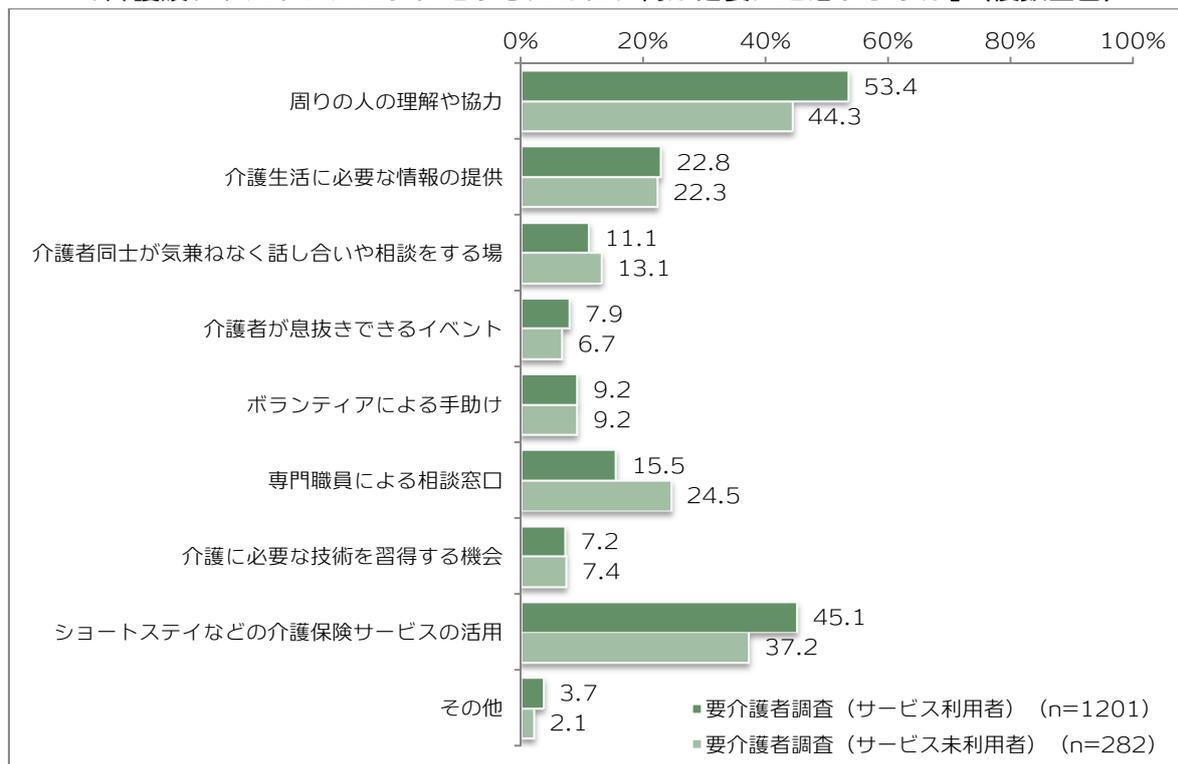
「介護に対して負担に感じることは何ですか」(複数回答)



「介護をしている家族などが介護を離れ休息することについてどう思いますか」



「介護疲れやストレスのケアをするために、何が必要だと思いますか」（複数回答）



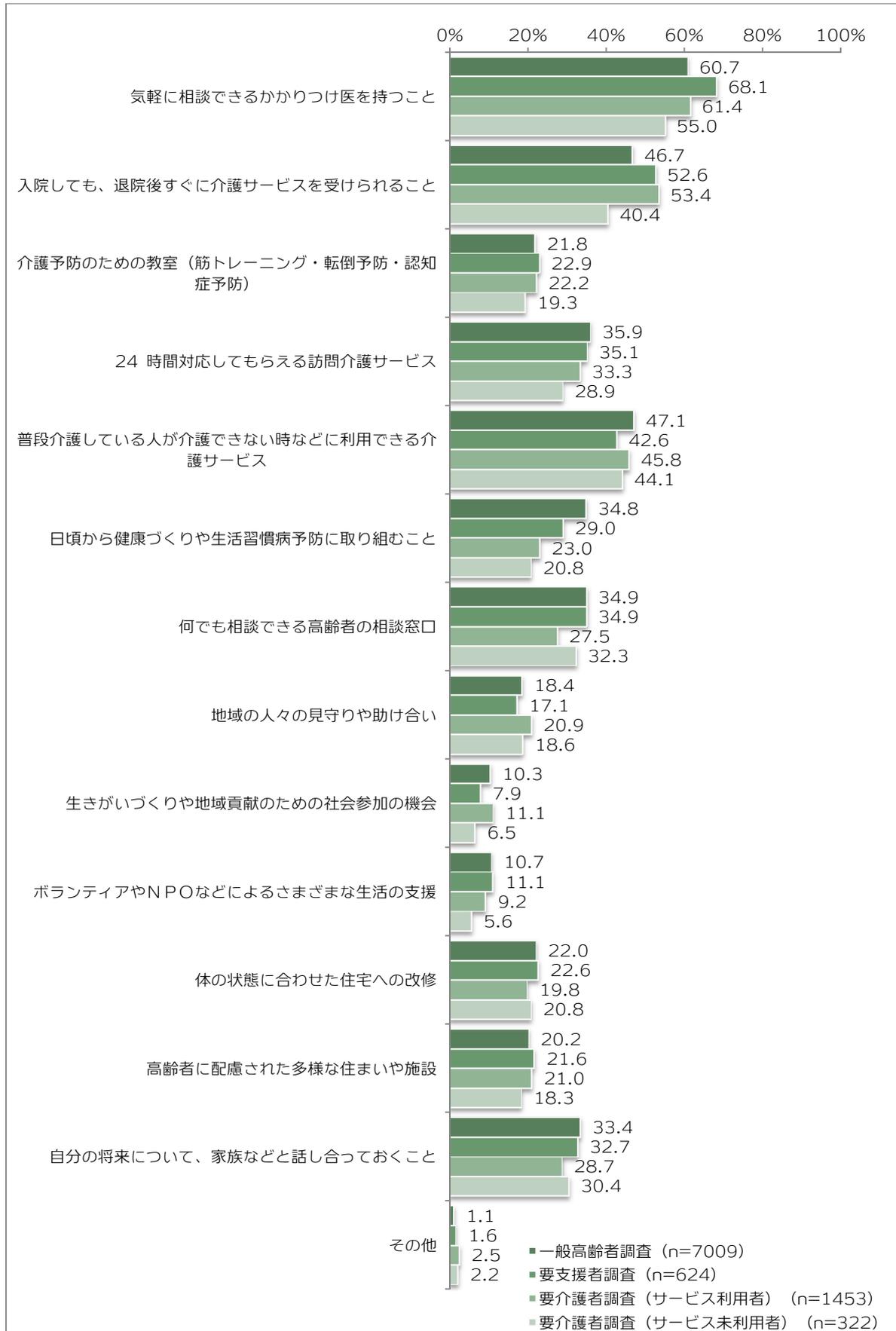
### 住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこと

#### 【一般高齢者調査・要支援者調査・要介護者調査】

在宅で介護を受けて生活するニーズが高い中、できる限り自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととしては、医療や介護サービスの充実に関するニーズが高くなっています。

また、要介護者では、健康づくりや介護予防の重要性をあげる人も多く、医療や介護サービスの基盤整備とともに、介護予防等の取組も一層進める必要があると考えられます。

「自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために、どのようなことが必要だと思いますか」(複数回答)



## 5 前計画の評価

前計画における施策の推進状況、課題及び評価を以下に示します。本計画では、前計画の推進における課題等を踏まえながら、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた総合的な取組を進めていきます。

### (1) 在宅ケアの充実

地域包括ケアシステムの構築においては、医療・介護の連携のもと、在宅ケアの体制強化が重要になります。本市では、医療・介護の連携強化、地域包括支援センターの機能強化、在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実、市民への情報提供や意識啓発などを中心に、在宅ケアの充実に向けた取組を進めてきました。

高齢期においては、生活の場で安心して暮らし続けることができるように、地域の医療や介護等の関係機関が協力・連携して、高齢者の暮らしをサポートすることが大切です。計画期間中に、かかりつけ医・かかりつけ歯科・かかりつけ薬局、地域包括支援センター等についての普及啓発の働きかけを進めました。このことにより、住み慣れた地域で暮らし続けることについて必要なこととして、平成28年度の高齢者実態調査の結果では一般高齢者・要支援者の61.3%、要介護者の60.2%が「気軽に相談できるかかりつけ医をもつこと」とされています。普段からかかりつけ医等に相談しながら、安心して住み慣れた地域で暮らし続けることを意識されており、取組の成果が出ているものと考えられます。

在宅生活を支えるためには、医療と介護の連携が重要で、本市では、専門家会議の開催等を通じて、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりを行うとともに、身近な地域での講演会等を通じて、在宅医療・介護の普及を行いました。また、多様な関係機関が連携する相談支援、地域福祉を推進するキーパーソンとなる「地域福祉ねっとワーカー(CSW)」を各区に配置し、複合的な課題や制度の狭間に置かれている個人・世帯の支援を行ったほか、分野やエリアを横断したネットワーク構築、地域活動の活性化などを進めました。

また、医療や介護の関係者に在宅医療に関する情報提供や支援・相談を行う「堺地域医療連携支援センター」を設置しました。入退院から自宅での療養において、スムーズな移行に繋がるものです。設置の初期においては、周知に時間を要することから相談件数は少ない状況ですが、きめ細やかな対応につながるよう役割の周知や、在院日数短縮や在宅での「看取り」などの医療や在宅療養の心構えの変化に対応していくことが課題と考えられます。

今後は、更に多職種連携を進めるとともに、連携に向けた情報の集約化や必要な情報を効率的に共有するためのツールの普及などの推進が必要となります。また、在宅医療や、住み慣れた地域で安心した生活を続けるためのサービスである地域密着型サービスなどの基盤を一層充実していく必要があります。

## (2) 認知症支援の充実

認知症高齢者の数が増加する中、本市では、その支援として認知症キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成、認知症徘徊SOSネットワークの構築、国の要綱を踏まえた各研修等を通じた人材育成などを進めてきました。また、早期発見・早期診断につなぐために「認知症初期対応ガイドブック」を改訂するなど、認知症医療体制の充実に取り組みました。「認知症初期集中支援チーム」を認知症疾患医療センターに設置し、相談対象を地域包括支援センターに限定する仕組みにより、鑑別診断から在宅生活の継続につながるまで、途切れることなく支援を行うことのできる体制を構築しています。この仕組みにより、対応事例の50%が在宅生活を継続できており、認知症であっても適時適切な介入で、住み慣れた地域での生活を維持できることが分かっています。地域で医療や介護の関係機関が連携して関わっていくことが重要です。

地域においては、市内事業所等が開催する「堺ぬくもりカフェ（認知症カフェ）」の活動を支援し、複数の事業者が取り組み、身近な場所での開催の拡大を促進しています。

今後も、認知症高齢者の数は、増加が続くものと予測され、地域包括ケアシステムの構築において認知症施策は、重要な取組となります。早期発見・早期診断・早期対応の仕組みを更に充実するとともに、医療・介護に関わるあらゆる専門職と市民が、認知症の対応力の向上に努める必要があります。また、在宅で生活する高齢者のみの世帯や認知症高齢者が在宅で生活する数も増加が見込まれるため、消費者被害の防止や特殊詐欺被害の防止、権利擁護などの観点からの在宅生活支援が大変重要となります。

## (3) 高齢者が安心して暮らせるまち・住まい

高齢者が安心して地域生活を送るためには、適切な「住まい」の確保が重要となります。本市では、ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の整備や、住宅改修等への支援などを通じて、高齢者の住まいへの支援を行ってきました。また、近年、サービス付き高齢者向け住宅が増加しており、サービス付き高齢者向け住宅に関する情報をホームページなどで提供するとともに、住宅に対して寄せられる様々な問い合わせへの対応を通じて、多様化する高齢者の住宅事情の情報提供を行っています。

また、平成28年度から、地域包括ケアシステム推進会議の中に、「高齢者の住まい暮らし専門家会議」を設置しました。高齢者が自立と尊厳をもって住み慣れた地域で安心して暮らすための住まいと暮らしの質の確保をめざして、まずは、医療・介護関係者と住まいの専門職で、顔の見える良好な関係づくりを進めてきました。

会議では、高齢者の住まいの質の確保及び向上のために取り組んでいること、住まいにおける在宅医療や介護の連携について、現状、課題や改善策等を多職種関係者と意見交換・情報共有しているところです。

今後も、引き続きこれらの取組を進めていくとともに、住まいのあり方が多様化する中、質の向上に向けた指導のあり方などを検討していくことも重要となります。

高齢者にやさしいまちづくりとして、道路や公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、防災体制の充実等に取り組んできました。

都市環境については、引き続き計画的にユニバーサルデザインのまちづくりを進めていく必要があります。防災については、「堺市地域防災計画」などに基づき、災害時において、高齢者などの要配慮者が円滑に安全に避難できるように、平時からの備えを一層充実していく必要があります。

## (4) 介護サービス等の基盤整備

事業者への指導・助言、介護相談員の派遣、介護給付適正化事業などを通じて、介護サービスの質の向上を進めてきました。今後も、引き続きこうした取組を推進し、安心して介護サービスを利用できる環境をつくっていく必要があります。

また、人材の確保・定着は、介護サービスの基盤として重要な要素であることから、職員が働きやすい職場環境の改善に自立的・主体的に取り組むための点検ツールの介護事業所への提供や、新規及び中堅職員向けの研修や大阪府と連携した介護職の魅力発信の取組など、事業者の人材確保を支援する取組を進めてきました。支援により、職場環境の改善が生み出され、事例共有会議の開催では、参加事業者の9割近くが「改善事例について自分の職場で活用できる」との回答があり、一定の成果がありました。

しかし、堺市高齢者等実態調査では、「職員が不足している」と回答した事業者の割合が56.7%と前回より4.8ポイント上昇しており、依然として人材不足となっている事業所が多いことから、人材確保や介護職の定着、スキルアップ等に向けた取組の一層の充実、事業所のニーズや課題に合わせた事業内容の見直しが必要です。

介護保険施設の整備については、住宅系サービスの整備状況等も踏まえて、入所希望者の状態像やニーズに応じた整備が進むよう、手法を検討していく必要があります。

## (5) 介護予防の推進と新しい総合事業の実施

地域包括ケアシステムにおいて、介護予防及び生活支援は重要な観点であり、本市では、介護予防の取組として、地域での介護予防教室「げんきあつぷ教室」を実施しており、教室修了後も取組を習慣化できるようなきっかけづくりや、堺市版認知症予防体操「堺コツカラ体操」の普及啓発などを重点的に進めてきました。参加者からは、心身的な変化など効果の実感を得られたと好評をいただいておりますが、定員数が限定されるなど、広く市民に取組が浸透しているとは言い難い面もあります。市民自ら介護予防等の取組を生活の中に取り入れることで、要介護状態に陥ることなく、いきいきと毎日を過ごすことができるよう、介護保険制度の理念に基づく施策の実施や関係機関の連携、知識の普及等に取り組んでいく必要があります。

また、生活支援に関しては、堺市社会福祉協議会に日常生活圏域コーディネーターを配置し、市内の社会資源の情報を整理するとともに、コーディネーター業務のモデル実施を行うなど、地域資源を活用した生活支援サービスを展開するための基盤づくりを進めてきました。要支援1・2

の方を対象にした「新しい総合事業」については、平成29年4月からスタートし、現行相当のサービス提供に加え、従事者の要件を緩和した訪問や通所のサービスと短期間の集中的な機能訓練の通所型のサービスの提供を行っているところです。

住み慣れた地域で自立した生活を安心して続けるためには、本人・家族が自分の持てる力を活用して生活する「自立支援」の考え方を理解することが重要であり、こうした観点から、介護予防の普及や「新しい総合事業」への理解を進めていくことが重要となります。「新しい総合事業」については、今後の事業の動向やニーズ等を見極めつつ、サービスを創出する仕組みや、サービスをコーディネートしたり、担い手を増やしたりする支援が必要となります。

## **(6) 健康の保持・増進**

高齢期に自立した健康な生活を送るためには、多くの市民が若い頃から健康づくりに取り組み、そのことが介護予防につながるように実践していくことが重要となります。本市では、健康増進計画である「健康さかい21（第2次）」計画などを通じて、市民の健康づくり・健康寿命の延伸に取り組んでおり、これらの計画と連携し、地域の健康づくり活動への支援、健康相談、健康情報の提供等を通じて、健康の保持・増進に向けた取組を進めてきました。

心身機能の維持・向上という観点のみならず、健康寿命の延伸や社会参加、生きがいづくり等、多様な選択肢で健康づくりを考えつつ、健康づくりに向けた総合的な取組を進めてきました。「健康づくりの主体は市民」である認識のもと、健康づくり自主活動グループの育成と活動の支援を行ってきた結果、各区の保健センターを中心に、ウォーキングや体操など継続した活動につながっています。自分たちが健康になることを考えるだけでなく、市民から市民へ口伝えで、健康づくりの輪が広がっており、住民が自ら健康づくり・介護予防に継続的に取り組める環境づくりの一助となっています。

また、生活習慣病などの重症化予防に向けた健康教育や健康相談の充実を図り、多様化する健康課題に対応しています。そうすることで、疾病を予防することの必要性の認識が向上しています。

## **(7) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援**

高齢者の社会参加と生きがいづくりを支援するために、本市では、情報提供やきっかけづくり、生涯学習や地域活動の促進、就労支援、学習成果を地域で活かすための場づくりなど、様々な事業を展開してきました。また、社会の担い手としての高齢者の役割も大きくなっており、高齢者の起業・就労支援、就労機会の拡大などの取組も進めています。

その結果、おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度については、計画期間中の目標値である510万人に対して平成28年度実績が約578万人と、高齢者が外出しやすい環境を整備することで情報提供やきっかけづくり、社会参加の促進を図ることができました。

一方、老人クラブの活性化については、会員数、老人クラブ数ともに平成25年度を下回っており、高齢者の生きがいづくりを進めるうえで活性化をどのように図っていくかが課題となってい

ます。また、シルバー人材センターについても、会員数、契約件数等の目標値を下回っており、定年延長や雇用形態の多様化など変化する社会情勢への対応が課題と考えられます。

今後も、高齢者数が増加する中で、元気な高齢者も増えていくことから、社会参加や生きがいづくりへのニーズは高まっていくものと考えられ、一層の取組の充実が求められます。また、地域包括ケアシステムにおいて、公的サービス以外にも多様な主体によるサービスや住民が主体となった生活支援が重要であることから、地域資源を活かした取組やサービスの創出、資源とニーズのマッチング、担い手の拡充などを通じて、高齢者が社会の担い手として活躍できる基盤の充実も必要となります。

また、介護のために離職する人や、「老老介護」、子育てと介護を同時に行う「ダブルケア」など、介護者の過重負担が社会的な問題となる中、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減を図るため、本市では、家族介護支援事業などを進めるとともに、「ダブルケア相談窓口」を区役所内にある基幹型包括支援センターに設置しました。さらに、地域において、身近にいる介護者への声掛けや見守りなどの手助けをする「さかいお節介士」の養成を推進しています。

家族介護者が、社会から孤立することなく、いきいきと暮らせるために、今後も支援の一層の強化が求められます。介護負担を減少させ、在宅介護を続けるうえでの介護者の休息（レスパイト）の重要性について普及啓発を進めるとともに、相談支援の一層の充実や、介護者支援の担い手を養成し、活動支援を進めることが必要となります。



## ダブルケア相談窓口

近年、晩婚化や出産の高年齢化などを背景に、育児をしながら親の介護も同時に引き受けるといった「ダブルケア」の問題が指摘されるようになってきました。平成28年4月の内閣府の調査では、全国で25万3千人の方が「ダブルケア」に直面していると試算されています。

堺市では、こうした状況を踏まえ、平成28年10月から、7区役所の基幹型包括支援センターに、「ダブルケア」の悩みをお持ちの方のためのダブルケア相談窓口を設置しています。

窓口では、市保健センターから出向している保健師や、社会福祉士、主任ケアマネジャーが介護とともに子育ての相談にも当たっています。保育所入所などの相談がある場合は、区役所内の各担当課へつないで相談や手続などに対応しています。



## 第2章

# 基本理念と計画目標

### 1 基本理念

高齢者数が増加を続け、そのニーズ等も多様化する中、本計画は、本市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けた道筋を示す計画となります。

心身ともに健康な状態を保ちながら、尊厳を持って自立した生活を送り、可能な限り住み慣れた堺市で自分らしく暮らし続けることが、市民の望む姿であると考えます。

このため、市民の健康を支えるとともに、必要なときに必要なサービスを提供できるような体制づくりや、介護予防及び日常生活の支援を行うための体制づくりを進めることが、市の責務であると考えます。また、市民が主体的に健康や自分らしい生活、地域社会での役割等について考え、活動できるように、環境づくりを進めていくことも、市の重要な役割と考えます。

このような考えから、高齢者ができるだけ健やかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを失わず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、

## 安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち 堺

を基本理念として、計画の実現に取り組みます。

高齢者が自らの意思を尊重され、自分らしい生活を送ることができ、また、地域社会の担い手として社会から必要とされ、生活に何らかの助けが必要になったときは適切な支援が得られる社会、これが、高齢者が自立と尊厳を持って暮らすことのできる「安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち」と考えています。そのためには、女性の方が平均寿命が長いため高齢者人口や要介護認定者数に占める割合が高いことや、性別により健康課題が異なること、介護の担い手が女性に偏っていることに配慮するなど、ジェンダーの視点を踏まえることも必要です。

基本理念に向けて、高齢者自身も含め、多様な主体が参画し、高齢者の生活を様々な形で支える「地域包括ケアシステム」の構築された社会の実現をめざすことが目標となります。また、「地域包括ケアシステム」の構築を通じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をも創っていく「地域共生社会」が実現されていくものと考えます。

## 2 計画目標

地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者が安心して健やかに、いきいきと暮らすことができる社会を形成するために、計画の取組を推進します。そのためには、行政はもとより、住民、地域、関係機関、各種団体、事業者など多様な主体が共生と協働の観点から計画を推進していくことが必要です。基本理念に基づき、以下の三つの視点を計画の目標として取り組みます。

### ● 生活の安心を支える

高齢者が介護の必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができるよう、また、家族が過重な介護負担を強いられることのないよう、地域で高齢者の生活の安心を支える地域包括ケアシステムの構築をめざします。

また、高齢者だけでなく、介護と子育ての両方を担っている（ダブルケア）世帯、障害児をもつ親の高齢化の問題、地域においてはゴミ出しの課題など、一つの世帯が複数の課題を抱えるケースや、一つの課題が複雑多様化するケースが顕在化している一方で、高齢者は介護サービス、障害者は障害福祉サービス、子どもは子育て支援など、対象者ごとにサービスや相談窓口が分かれています。制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を展望し、体制構築を進めます。

生活の安心を支えていくためには、地域において、医療、介護、生活支援など、高齢者が必要とするサービスが適切に提供されることが重要となります。介護サービスの基盤整備や質の向上などに引き続き取り組むとともに、在宅生活を支援する多様なサービス基盤や在宅医療・介護の連携、在宅医療体制の充実など、高齢者の生活の安心を支えるうえで特に重要と考えられるものを重点的な取組として推進していきます。また、認知症対策の一層の充実にも取り組んでいきます。さらに、介護を担う家族への支援などについても取組を進めます。



## ●すこやかに暮らす

高齢期を迎えてもできる限り要介護状態になることなく、健康で長生きをする「健康長寿」をめざし、高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防などに主体的に取り組むことができるよう、支援を一層推進します。

高齢期の健やかな暮らしの継続には、介護予防と健康づくりの取組が重要であり、地域包括ケアシステム構築の観点からも重点的に取り組む必要があります。介護予防においては、総合事業が大きな役割を担うため、その基盤づくりを中核として、地域における介護予防の体制充実を図り、高齢者が適切に介護予防に取り組むことのできる仕組みづくりを進めていきます。また、介護予防とともに、介護の必要な高齢者の自立支援や重度化の防止等にも取り組みます。さらに、高齢者の健康づくりについても一層の取組を進め、生活習慣病の予防や日常の健康管理などに力点を置いた健康づくりの支援を進めていきます。

### トピックス



### 介護予防について

毎日の生活の中で、面倒だと気を抜いて自分の体を使わずにいと、だんだん機能が低下していきます。

体の機能低下を防ぐためには、まずはバランスの良い食事を心がけ、三食規則正しく食べることが重要です。低栄養を予防し、筋力の低下を防ぐことができます。それほど食べることは重要です。

しっかり食事をすることは、外出する気力を養うことになります。

体調が整えば、外に出る気力や人と話す元気が出てきます。しっかり歩けば、お腹も空き食欲がでて、お友達を誘って、またおいしい物を食べようと思ひ、外出するきっかけになります。外出すると思つと入浴し、服装を整え気持ちが明るくなり、計画を立てる毎日になってきます。それが、介護予防になるわけです。

このように、日常の中に、介護予防の気持ちと運動を取り入れることで、75歳以上になっても自分らしく自立した生活を送ることができます。



## ●いきいき暮らす

高齢者自身が、長年にわたって培ってきた知識、経験、技術などの自らの能力を活かし、高齢期の生きがいの糧とするとともに、主体的かつ積極的に社会参加を進めることは、高齢期の生きがいづくりにもつながることから、高齢者の生涯学習、就業・就労、地域での支え合い活動やNPO活動、ボランティア活動などの支援、環境づくりを一層推進します。

また、高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、心身の健康や、社会とのつながりなどが重要となります。今後、社会における高齢者の数はさらに増加し、人口減少社会の中で、地域の支え手としての役割は、一層大きくなります。高齢者が元気であることは、社会が元気であることにもつながります。高齢者が生きがいを持って社会の担い手として活躍できる仕組みづくり、地域包括ケアシステムの一翼を担う主体として活躍いただける場を充実していくことを重点的な取組として推進していきます。



### 老人クラブの活動について

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行っています。また、その知識や経験を活かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努める活動を行っています。

戦後、有志による呼びかけと社会福祉協議会の協力によって誕生し、各地に広がりました。現在では、全国的なネットワークを有する高齢者組織となっています。

右上の写真は、ゲートボールをしている様子です。ゲートボールは、多くの老人クラブが行っている活動の一つです。また、右下の写真は、健康増進を目的としたウォーキング大会の様子です。

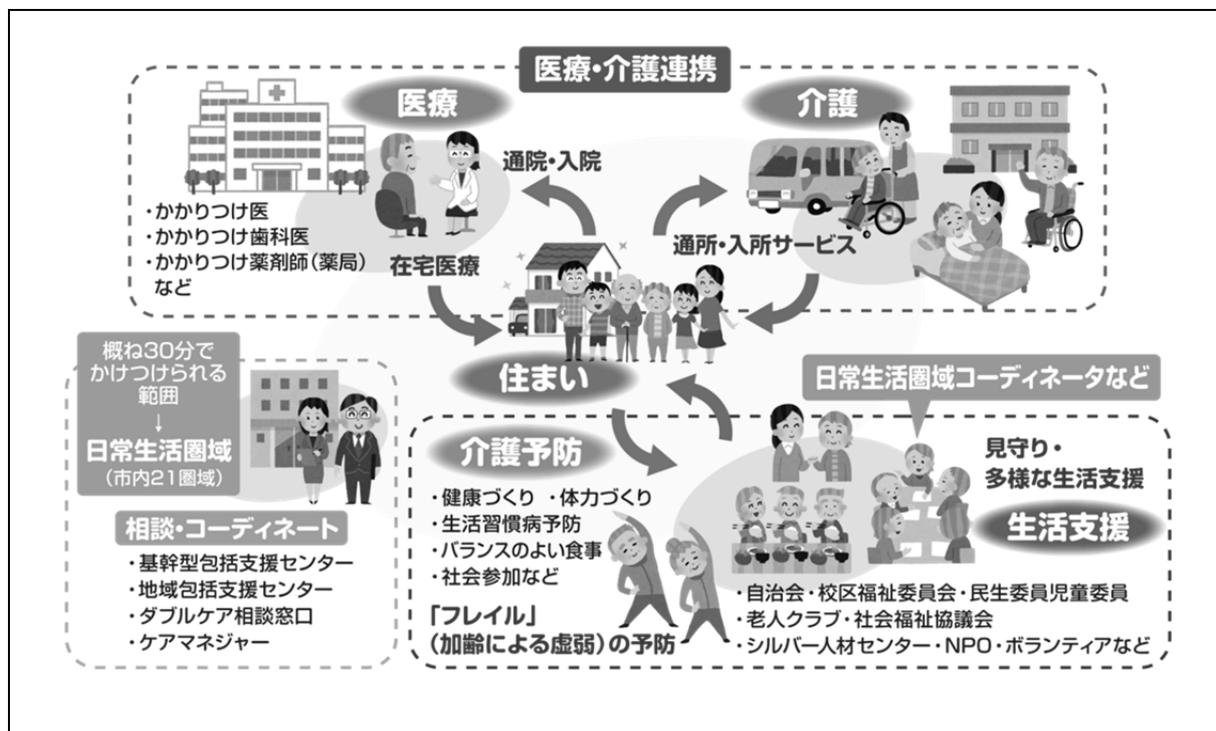


## 【地域包括ケアシステムについて】

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、及び日常生活支援が包括的に確保される体制のことであり、このような体制を切れ目なく、有機的かつ一体的に提供していくことで、ひとり暮らしの高齢者や要介護度の重い高齢者など、高齢者がどのような状況にあっても安心して在宅生活を送ることができるようにしていくという考え方です。国及び地方公共団体は、地域包括ケアシステムについて構築に努める義務があると規定されています。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、地域の様々な主体が連携することにより、高齢者本人や家族が、どのように生活していくかを主体的に選択でき、高齢者の生活の基盤となる住まいが確保され、個々の課題に合わせて介護、医療、日常生活支援、介護予防や自立支援・重度化予防などを担うサービスが適切に提供される仕組みづくりが必要となります。

また、地域包括ケアシステムの基盤として、「自助・互助・共助・公助」の観点から、高齢者自身の主体的な参画による地域づくりも重要となります。高齢者人口の増加に伴い、医療・介護が必要な人や認知症の人など、地域で支える必要のある人が増えていきますが、高齢者の多くは、介護等の必要のない、元気な方です。こうした高齢者の地域での活躍の場を広げながら、高齢者の生活を支える地域包括ケアシステムを、高齢者も含めた地域全体で作りあげていくという視点も求められます。



【「自助・互助・共助・公助」の考え方について】

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、「自助・互助・共助・公助」の視点を踏まえ、様々な主体が力を合わせ、支え合う社会をつくっていくことが重要となります。

自助	「自らを助ける」という意味で、自分らしい生活を続けていくために、自ら努力していくことを表します。健康づくりや介護予防などに自ら取り組むこと、生きがいを持って毎日をいきいきと過ごすこと、収入など生活の糧を自ら確保すること、将来の生活を考えて前もって備えをしておくことなど、自分のできる範囲で、自ら取り組むことが「自助」となります。
互助	「お互いに助け合う」という意味で、自助だけでは難しいことを、お互いに助け合うことで補完していくことを表します。地域住民の見守りや助け合い、ちょっとした手伝いやボランティアなど、「困ったときはお互い様」の精神で助け合うことが「互助」となります。地域のつながりハート事業も「互助」に含みます。
共助	「ともに助け合う」という意味で、助け合いの仕組みが組織化・制度化され、より幅広くなったものを表します。介護保険制度を始め、地域の助け合い活動などについても、例えばNPOなどの組織化や、登録制度等を導入するなど、より安定的・包括的に運営やサービス提供できるようにしていくことなどが「共助」となります。
公助	「公が助ける」という意味で、公共的な制度・事業を通じて生活支援などを行っていくことを表します。税による社会保障など、「自助・互助・共助」では支えきれない部分を補完するものが「公助」となります。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編



トピックス

日常生活圏域コーディネーターとは？

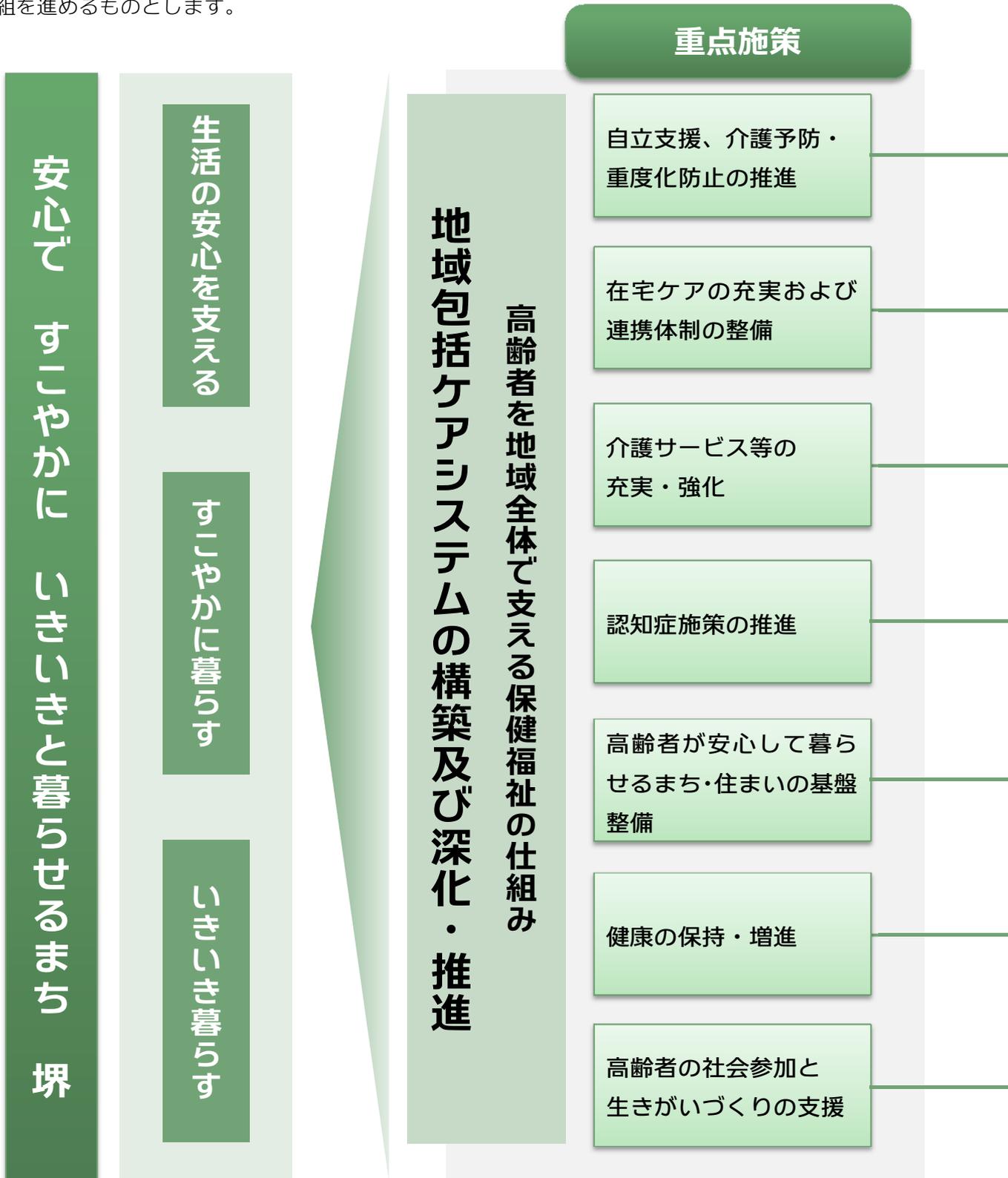
堺市社会福祉協議会区事務所に配置されており、下記①～③の役割を果たしています。

日常生活圏域コーディネーター

- |   |  |  |
|---|--|--|
| <p>①コミュニティワーカー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校区福祉委員会活動の運営支援</li> <li>・ボランティア活動支援</li> <li>・日常生活自立支援事業</li> <li>・区事務所業務 等</li> </ul> | <p>②コミュニティソーシャルワーカー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の狭間に対応した個別支援</li> <li>・地域の個別支援力を高める地域支援</li> <li>・区域のネットワーク支援</li> </ul> | <p>③生活支援コーディネーター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ニーズと資源の状況の見える化、問題提起</li> <li>・多様な主体への協力依頼などの働きかけ</li> <li>・関係者のネットワーク化</li> <li>・生活支援の担い手の養成やサービスの開発 等</li> </ul> |
|---|--|--|

### 3 施策体系

計画の目標を踏まえ、本市における高齢者施策を総合的に推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた施策を展開するために、本計画では、以下の体系に沿って取組を進めるものとします。



施策展開

主な取組

- (1)介護保険制度の理念周知
- (2)介護予防の推進と普及啓発
- (3)介護予防ケアマネジメントの推進
- (4)リハビリテーション専門職を活かした取組の推進
- (5)介護予防・生活支援サービス事業の推進
- (6)地域の通いの場の創出

- 介護保険制度の理念の普及を図るとともに、身近な地域で介護予防に取り組むことができる体制づくりや要支援者等の自立支援などの取組を進める。
- 地域においてきめ細かい介護予防の取組を進めるため、必要な人に適切な介護予防サービスや生活支援サービスが提供される体制の充実を図る。

- (1)在宅医療・介護の連携強化
- (2)地域包括支援センターの運営
- (3)在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実
- (4)家族介護者等への支援の充実
- (5)市民への情報提供の充実や意識の啓発

- 在宅医療・介護の連携強化や地域包括支援センターの機能の充実などを通じ、医療、介護、生活支援等のサービスを適切に組み合わせ提供できる体制づくりと在宅ケアの基盤の充実に向けた取組を推進する。
- 家族介護者への支援の充実、仕事と介護の両立などワークライフバランスの実現に向けた取組を推進する。

- (1)介護サービスの質の向上
- (2)ケアマネジメントの質の向上
- (3)介護人材の確保・育成
- (4)介護保険施設の適正な整備
- (5)介護給付適正化事業の推進
- (6)費用負担への配慮
- (7)介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等

- 利用者が安心して多様なサービスを利用できるように、サービスの質の向上に取り組む、円滑に利用できる環境づくりを進める。
- 介護の仕事の魅力向上や定着促進に向けた取組等を通じて、介護人材を円滑に確保できる環境づくりを進める。
- 介護保険施設などの施設整備を適正に進める。

- (1)認知症に関する普及啓発の推進
- (2)認知症への適切な対応
- (3)認知症家族等への支援や居場所づくり
- (4)認知症予防の推進

- 認知症の方が、尊厳を保たれながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための基盤整備を進める。
- 医療や介護などの専門的な支援とともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備、人材育成、認知症の方や家族への支援、地域における認知症理解の普及啓発、地域での対応を進めるための基盤づくりなどを推進する。

- (1)高齢者が安心して暮らせる住まいの確保
- (2)高齢者が暮らしやすい生活環境づくり
- (3)災害等緊急時に備えた支援の充実
- (4)権利擁護支援の充実
- (5)消費者被害の未然防止及び救済
- (6)特殊詐欺の被害防止の取組促進

- サービス付き高齢者向け住宅など、住環境の多様性が広がっている中で、「住まい」の質の維持・向上に向けた取組を進める。
- 高齢者が暮らしやすい生活環境づくりと生活支援、防災・減災等の取組を進める。
- 高齢者の権利擁護について基盤の充実を図り、成年後見制度の普及、高齢者虐待の予防・早期発見・対応の体制づくり、高齢者の消費者被害を防止するための取組等を進める。

- (1)生涯にわたるこころと体の健康づくり
- (2)健康を支える地域社会づくり
- (3)生活習慣病などの疾病予防
- (4)高齢期特有の健康課題への対策

- 健康寿命の延伸に向け、良好な食・栄養、身体活動・体力の増進、社会参加など介護予防の観点から、高齢者の健康づくりの支援を進める。
- 全市的な健康づくり運動を通じ、高齢者の心身の健康を支える地域社会づくりを推進する。

- (1)情報提供ときっかけづくり
- (2)担い手の育成
- (3)社会参加の機会の提供
- (4)助け合い活動の推進

- 高齢者が、自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるために、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動、ボランティア活動、就業・起業など多様な社会参加の機会充実を進める。
- 豊かな経験や知識を持つ元気高齢者が地域社会の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 第3章 施策の展開

## 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

高齢者一人ひとりが介護予防に取り組み、できるだけ自立した生活を送ることができるように支援していくことは、高齢者の安心と健康な暮らしを支えるものであり、介護保険制度の理念においても重要な取組となります。

高齢者が身近な地域で介護予防に取り組むことができる体制づくりを推進するとともに、口コモ（足腰の筋力低下）予防も含めたフレイル（加齢による心身の活力低下などの虚弱）予防などの観点を踏まえた多様な取組を推進します。また、要支援者等の自立支援や、要介護状態が重度化することをできるだけ防止するための取組等も進めていきます。

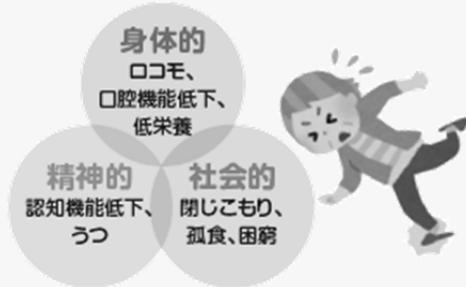
地域においてきめ細かい介護予防の取組を進めるため、必要な人に適切な介護予防サービスや生活支援サービスが提供されるように、体制の充実を図ります。



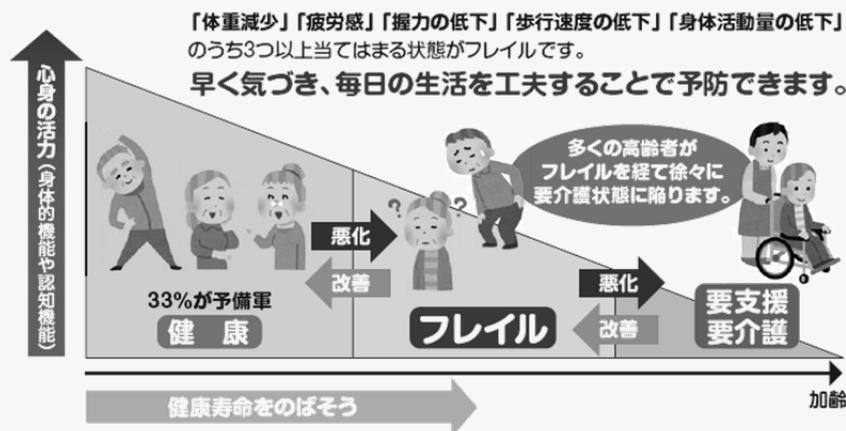
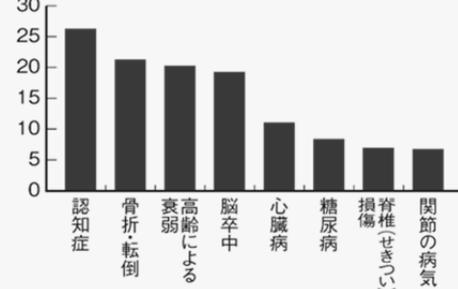
### フレイルとは？

加齢とともに、心身の活力（身体的機能や認知機能など）の低下が見られる状態のことをフレイルといい、健康な状態と要介護状態の中間的な段階です。

#### フレイルの3つの要素



#### 介護が必要になった理由



## (1) 介護保険制度の理念周知

介護保険制度は、加齢に伴って生じる心身の変化等により、介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるように、国民の共同連帯の理念に基づく社会保険制度として創設されたものです。

制度の理念において、サービスは、本人の選択に基づくとともに、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう、総合的かつ効率的に提供されるべきことが謳われています。

また、国民には、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努め、要介護状態になっても、適切なサービス等を利用しながら、その有する能力の維持・向上に努めることが求められています。

高齢者の自立支援や介護予防の支援、重度化の防止等を進めていくためには、支援体制の充実・強化とともに、市民や事業者の自覚的な取組が重要となります。介護保険制度の理念の周知を通じて、自立支援、介護予防及び重度化防止への意識の醸成を図ります。

### 【事業展開】

介護保険の理念周知に関する活動			
事業内容	市ホームページ、パンフレット、区役所や地域包括支援センターなどの窓口、出前講座、講演会や、事業者集団指導、介護予防ケアマネジメント検討会議、研修会など様々なツールを活用して、市民や事業者に対し、介護保険や地域包括ケアシステムの理念周知を図ります。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	理念周知を行う介護事業所の割合	—	100%

## (2) 介護予防の推進と普及啓発

地域支援事業における介護予防事業等を中心として、すべての高齢者が身近な地域で介護予防に取り組めるよう、体制づくりを進めていきます。

介護予防の効果を上げていくためには、セルフマネジメント（自己管理）が大切になります。本人の自己管理とともに、家族、地域包括支援センター、事業者等が情報を共有することで適切なサービス提供が期待できることから、「生活習慣病の予防」や「ロコモ（足腰の筋力低下）予防も含めたフレイル（加齢による心身の活力低下などの虚弱）予防やオーラルフレイル（口腔機能の低下）予防」、「認知機能の低下の予防」などの介護予防効果に関する周知・啓発・情報提供を充実するとともに、介護予防の取組が望まれる人への意識づけや働きかけを推進します。

介護予防に取り組み、それを継続できるようグループ育成と支援を進めます。また、日常生活圏域コーディネーターを配置し、協議体において具体的な地域のニーズや課題を把握するとともに、地域における介護予防の場づくりを推進します。

## 【事業展開】

介護予防把握事業			
事業内容	地域包括支援センターや保健センターの地域活動により、虚弱高齢者の把握を行います。また、収集した情報等を地域の実情に応じて活用することにより、フレイルや閉じこもり等、何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	要介護認定非該当者訪問及び虚弱高齢者を把握、支援した件数	384件	450件

げんきあっぷ（ロコモ予防）教室の開催			
事業内容	運動器の機能低下により要介護になるリスクを低減し、関節疾患や体力低下による生活機能低下（ロコモティブシンドローム）を防ぐため、げんきあっぷ教室を開催します。筋力トレーニング等の運動やコツカラ体操等を通して介護予防を生活に取り入れる支援をしています。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	開催回数	703回	756回
	参加者数	12,554人	13,000人

口腔機能の向上をめざす講座の開催			
事業内容	口腔機能の維持・増進や、口の中の細菌を減らすことで誤嚥により引き起こされる肺炎などを予防するため、保健センターの歯科衛生士や言語聴覚士等による講座を実施します。健口（けんこう）体操や、適切な歯のみがき方、歯間部清掃用具の使用方法などをアドバイスするなどにより、口腔機能向上の取組を日常生活に取り入れることをめざします。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	口腔機能向上の普及啓発	64回	70回
	講座の参加人数	1,447人	1,500人

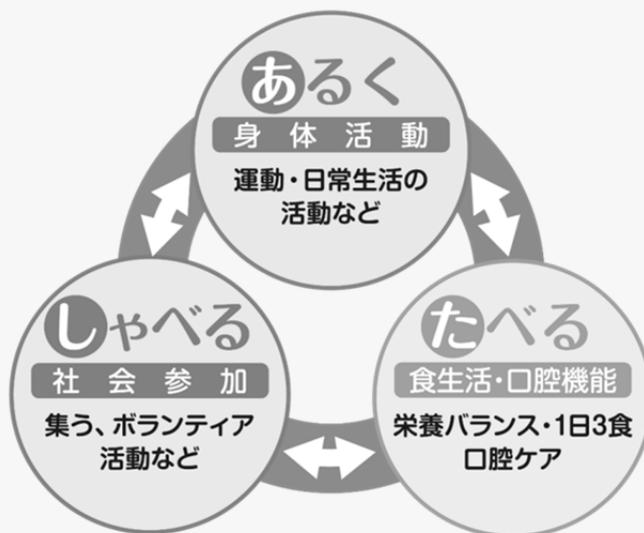
低栄養予防の取組			
事業内容	高齢者が、低栄養（食欲がない、食べられない、食事がおいしくない、栄養不足など）の状態になることを防ぐために、健康教育（栄養教室）などを地域や所内で実施し、バランスの良い食事の摂取や食を楽しむような働きかけを行います。また、地域で会食や配食を行っているボランティアグループへの支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	低栄養予防出前啓発事業開催回数	86回	120回

ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室			
事業内容	認知症を予防する「堺コツカラ体操」を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室を実施します。さらに、教室で学んだ内容を日常生活の中に取り入れ、生活習慣を改善するきっかけにする介護予防手帳を活用するとともに、介護予防のための仲間づくりや地域での教室参加を推進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	教室終了後の状態の維持、向上者数	—	参加者の8割



### フレイルを予防するために

健康寿命をのばすためには、「あるく」「しゃべる」「たべる」がうまく循環することが大切です。いつまでもハツラツと若々しく過ごし、健康長寿をめざしましょう！



#### あるく

適度な運動で体力づくりをしましょう！  
・げんきあっぷ教室

#### しゃべる

地域の行事や自主活動グループなどに参加しましょう！  
・健康づくり自主活動グループ  
・ひらめき脳トレプラス教室  
・堺コツカラ体操

#### たべる

低栄養の予防や筋力を減らさないよう、バランスよく食事をしましょう！  
・健口体操

介護予防手帳の配布（セルフマネジメントの推進）			
事業内容	介護予防手帳は、栄養、歯・口腔、運動、脳トレ等の内容に関して、高齢者自身が日々の生活状況を記録することができ、生活習慣を改善するきっかけとして活用します。こうした取組が、介護予防の効果を上げ、高齢者のセルフマネジメント（自己管理）を推進します。また、介護予防手帳について、ひらめき脳トレプラス教室、ホームページや研修会等の機会を通して普及・啓発しセルフマネジメントを推進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	介護予防手帳の配布数	700冊	ひらめき脳トレプラス教室、ホームページや研修会等の機会を通して普及・啓発を行う。

地域介護予防活動支援事業			
事業内容	保健センター、地域包括支援センターが、地域の高齢者の状況やニーズを把握し、健康づくりや介護予防に関する講座を開催します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	講座・教室関係開催回数	2,128回	2,500回

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置			
事業内容	生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ねっとワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。 「日常生活圏域コーディネーター」に市の活動方針を提示し、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。また、任意の協議体に加え、市全体の課題を検討する協議体において、通いの場や多世代交流の場等の地域資源の開発を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件

### (3) 介護予防ケアマネジメントの推進

介護予防においては、自立状態にある人が要介護状態になることを予防する観点とともに、要介護状態にある人の自立支援・重度化防止の観点も重要となります。そのためには、介護予防ケアマネジメントの充実が必要であり、会議で検討した個別事例から地域課題を明らかにし、効果的なケアマネジメントの検討・展開に向けた取組を進めます。

**【事業展開】**

介護予防ケアマネジメント検討会議			
事業内容	自立・重度化防止に向け、ケアマネジメントを多職種協働で検討する会議を設置します。会議で検討した個別事例について、アンケート等により個々の事例の状況変化を把握するとともに、ケアマネジメントの質の向上につながるよう取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	検討事例数	—	年間300事例
	会議参加事業所数	—	年間300事業所

### (4) リハビリテーション専門職を活かした取組の推進

介護予防を効果的に展開するには、心身機能の回復を主目的とした高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の整備や、地域において生きがいや役割を持って生活できる居場所や出番づくりなど、高齢者を取り巻く環境も含めたバランスのとれたアプローチが重要となります。地域における住民の集いの場などにリハビリテーション専門職の参加を進めるとともに、社会福祉協議会や地域包括支援センターとの連携により、介護予防につながる多様な取組を推進します。

**【事業展開】**

地域リハビリテーション活動支援事業			
事業内容	地域においてリハビリ専門職等を活かした自立支援、介護予防・重度化防止に資する取組を推進します。 リハビリ専門職や介護職等に向けた技術支援研修なども行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	リハビリ専門職派遣件数	—	60件
	専門職や介護職向け研修参加者数	—	150人

## (5) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

従来、介護予防給付として実施されていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成29年4月より地域支援事業へ移行しました。これらの事業を含め、地域においてきめ細かい介護予防の取組を進めるため、地域の実情に応じて多様な主体がサービスを提供する介護予防・生活支援サービス（介護予防・日常生活支援総合事業）の充実を進めます。

事業の実施に当たっては、事業の推進状況、サービス利用量の進行状況を調査・分析し、堺市地域介護サービス運営協議会において意見を聴取したうえで、評価を行います。

また、地域の中で、多様な介護予防事業、生活支援サービスを提供できるように、日常生活圏域コーディネーター機能の強化や関係機関との協議を行うとともに、サービスメニューの多様化や、従来のサービス事業者に加えて、様々なサービス提供主体の育成支援に取り組みます。サービス開始後は、地域の実情やニーズを鑑みつつ、定期的実施状況の検証を行います。

また、地域包括支援センター、ケアマネジャー、日常生活圏域コーディネーター等に対して、地域の社会資源に関する情報提供を行い、適切な支援を推進します。

### 【事業展開】

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援					
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。				
現状・目標	項目		現状（2016年度）	目標（2020年度）	
	校区福祉委員会数		93委員会	全校区	
	小地域ネットワーク活動指定校区数		93校区	全校区	
	個別援助活動	見守り声かけ訪問		93校区	全校区
		家事援助		20校区	22校区
		介護援助		3校区	6校区
		外出支援		23校区	23校区
		配食活動		7校区	8校区
	グループ援助活動	いきいきサロン		91校区	全校区
		ふれあい食事会		84校区	84校区
		地域リハビリ		56校区	57校区
		世代間交流		91校区	全校区
		子育て支援		84校区	88校区
		ふれあい喫茶		83校区	85校区
	校区福祉委員会活動	広報活動（新聞発行等）		81校区	85校区
		研修・学習活動		79校区	80校区
校区ボランティアビューロー		84校区	87校区		
お元気ですか訪問活動		83校区	90校区		

地域における多様なサービスの構築			
事業内容	介護予防訪問介護、介護予防通所介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含めた多様なサービスを構築するとともに、地域の住民やケアマネジャー、サービス事業所に対して多様なサービスの趣旨について、広報やケーブルテレビ、リーフレット等の活用を通して周知を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	多様なサービスの普及・啓発、整備	—	地域の実情とニーズを鑑みつつ多様なサービスを構築し、地域住民やケアマネジャー、サービス事業所に対して啓発を行っていく。

## （6）地域の通いの場の創出

地域における介護予防の取組を促進するために、日常生活圏域コーディネーターの配置を進めます。地域課題と地域資源のマッチングにより、サービスメニューの多様化、サービス提供主体の多様化・育成支援等に取り組み、地域での介護予防の活動の場づくりを進めます。

### 【事業展開】

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】			
事業内容	生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ねっとワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。 「日常生活圏域コーディネーター」に市の活動方針を提示し、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。また、任意の協議体に加え、市全体の課題を検討する協議体において、通いの場や多世代交流の場等の地域資源の開発を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件

## 2 在宅ケアの充実及び連携体制の整備

高齢者ができる限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき自立した質の高い生活を送ることができる環境をつくるためには、高齢者の状況に応じて、医療、介護、生活支援等のサービスを適切に組み合わせて提供できる体制が重要となります。在宅医療・介護の連携強化や地域包括支援センターの機能の充実など、在宅ケアの基盤整備に向けた取組を進めます。

また、在宅ケアにおいては、高齢者を支える家族等に過重な負担がかからないようにしていくことも重要となります。家族介護者への支援の充実、仕事と介護の両立などワークライフバランスの実現に向けた取組を推進していきます。

### (1) 在宅医療・介護の連携強化

介護の必要な高齢者の在宅での生活を支えていくためには、在宅医療と介護が連携して高齢者を支援していく体制づくりが必要となります。医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職、介護支援専門員（ケアマネジャー）、福祉・介護職等との連携体制の構築に向け、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協力し、全市的な体制づくりを進めていきます。また、在宅療養を支える人材の確保・育成に向け、在宅医療・介護関係者の研修等の充実を進めます。

大阪府医療計画等を踏まえ、関係機関が連携し、在宅医療を中心とした地域医療体制の充実を推進するとともに、在宅医療に関する普及啓発を進めます。

入院からの退院時の相談支援や地域医療・介護に関する情報提供など、在宅療養生活への円滑な移行を支援する体制づくりを進めます。

住み慣れた地域で、必要な医療・介護サービスが統合的に提供され、人生の最期を望む場所で迎えることができるように、在宅医療と介護の連携を通じた基盤整備を進めます。

#### トピックス



#### 堺地域医療連携支援センターについて

「堺地域医療連携支援センター」は、高齢者が医療・介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、医療関係者と介護関係者の連携を支援するための相談窓口です。在宅医療介護コーディネーターがその調整に当たります。

「病院から在宅医療への退院調整」  
「かかりつけ医や在宅診療医の紹介」など在宅医療に関するお困りごとについて相談にのっています。

#### 在宅医療に関する幅広い支援を行います

##### 主な役割

- 入院から在宅移行のための退院支援
- かかりつけ医の紹介  
在宅診療医の紹介
- 訪問看護導入の相談
- 在宅医療関係機関との調整
- その他  
在宅医療介護連携に関すること

具体的には  
こんな相談をお受けします

- かかりつけ医や往診をしてくれる医師を探している
- 在宅での看取りや緩和ケアを行っている医師を紹介してほしい
- 在宅医療について専門科医の助言を聞きたい
- 在宅医療導入の相談、診療報酬の相談
- 訪問看護導入について相談したい

【事業展開】

在宅医療・介護連携推進事業			
事業内容	在宅医療・介護連携に関する施策等を検討する会議（堺市地域包括ケアシステム推進会議等）を通じ、地域の在宅医療・介護の資源把握や課題の整理、対応策の検討を行います。堺地域医療連携支援センターの運営等を通じ、在宅医療・介護の連携体制づくりに向けた取組を進めます。また、連携における情報共有ツール、相談窓口等の充実を推進します。在宅医療・介護に関するリーフレットの作成・配布、地域における講演等を通じて、市民への在宅医療・介護の普及啓発を促進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	在宅医療・介護連携に関する施策等を検討する会議（地域包括ケアシステム、医療、介護、認知症、高齢者の住まい暮らし専門家会議）開催回数	全12回	継続的に開催し、現状の維持と課題の抽出、対応策を検討し具体化するとともに、多職種間の連携を図る。
	在宅医療介護連携支援の環境整備	—	医療介護連携共通シート等の活用について、各会議や研修会の機会等において、啓発を推進するよう支援する。
	地域の医療・介護資源の情報収集	—	センターの普及啓発を通して、多職種からの対応件数を増やし、情報を蓄積する。また、窓口での相談内容について医療関係機関との会議等で報告、共有を図り、きれめのない在宅医療・介護連携を進める。
	堺地域医療連携支援センターの運営	平成29年7月医師会へ設置	センターの普及啓発を通して、多職種からの対応件数を増やし、情報を蓄積し連携体制を作る。
	地域住民への普及啓発	市民啓発リーフレット等の作成、講演会の開催等	引き続きリーフレット等の配布、身近な地域での講演会等を実施し、市民へ普及啓発を図る。
	医療・介護関係者への研修	1回	3回
	退院支援看護師・ケアマネジャー等向け実習	20名	35名

トピックス



在宅医療相談について（歯科・薬）

自宅で療養されている方に対し、堺市歯科医師会及び堺市薬剤師会により、訪問療養体制が整備されています。

**堺市歯科医師会  
在宅歯科ケアステーション**

訪問診療の相談、往診する歯科医師の紹介等を行っています。

**堺市薬剤師会  
地域医療連携室**

自宅で療養されている方の、薬に関する相談にのっています。

大阪府医療計画等との連携			
事業内容	大阪府医療計画等を踏まえ、関係機関が連携し、在宅医療を中心とした地域医療体制の充実を推進するとともに、在宅医療に関する普及啓発を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	医療部局との連携強化	庁内会議の開催	医療部局との連携を通じて、在宅医療・介護連携を始め地域包括ケアシステム構築に向けた体制の整備を進める。

在宅医療と介護の連携強化への取組			
事業内容	各区の多職種による事例を通じた意見交換会（多職種事例検討会）、在宅医療と介護の連携をすすめる関係者会議、病院連絡協議会等で相互交流を図るとともに互いの役割を理解し、「顔の見える関係」づくりを進めるために、堺市医師会、地域包括支援センター及びケアマネジャー等の関係機関が協働して、多職種協働による取組を進めています。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	多職種協働による会議等の開催回数	22回	30回

## （２）地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、保健・医療・福祉を始め、地域の様々なサービスを活用して、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援する機関で、地域包括ケアシステムにおいて中心的役割を果たします。

本市では、日常生活圏域に各1か所、計21か所の地域包括支援センターを、各区に1か所、計7か所の基幹型包括支援センターを設置しています。各地域包括支援センターでは、圏域に応じた人員配置を行い、必要なサービスが提供できるよう保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが連携し、取り組んでいます。基幹型包括支援センターは、地域包括支援センターへのスーパーバイズなどの後方支援を行い、困難事例や権利擁護を必要とする事案については、地域包括支援センターとともに対応しながら、区内の地域包括支援センターの相互の連携や総合調整を担っています。

地域包括支援センターや地域密着型サービス事業所の運営に当たっては、市が方針を示し、運営法人自らが課題の抽出、整理及び改善を図るとともに、より良い運営に向けた取組を推進するために、行政による評価を年1回行っています。評価結果については、堺市地域介護サービス運営協議会において学識経験者や関係者からも意見を聴取することなどにより、地域包括支援センターの適切な運営に努めていきます。また、事業内容、運営状況に関する情報を介護サービス情報公表システムにおいて公表し、地域包括支援センターの活用を促進します。

多様化、複雑化する高齢者等のニーズに対応し、地域包括支援センターが高齢者にとってより身近な相談窓口となり、適切なサービス等につながるよう支援するため、必要な体制づくりや効果的な研修の実施などにより、各地域包括支援センターの職員の支援力の向上を図っていきます。

また、ケアマネジャーの日常的な業務支援と質の向上のための研修等を介護予防ケアマネジメ  
ント検討会等と連動しながら推進します。

高齢者ネットワーク会議を開催し、個別課題の解決、ネットワークの構築、地域課題の発見、  
さらには地域づくりの資源開発、政策の検討を行います。

【事業展開】

総合相談支援			
事業 内容	高齢者やその家族、地域住民やケアマネジャー等の関係機関からの相談に関して、正確な状況把握に努め、どのような支援が必要かについて検討し、介護保険等の公的サービスや地域における適切なサービスにつなげるなど総合的な支援を行います。		
現状・ 目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	高齢者総合相談	114,797件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。
	高齢者ネットワーク会議	3,253件	

権利擁護業務（虐待防止と適切な対処システムの構築）				
事業 内容	高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、成年後見制度の利用促進や利用者支援など、高齢者が地域で安心して尊厳を保ち、生活ができるよう支援します。また、高齢者虐待の予防・早期発見のため、高齢者虐待に係る啓発活動、関係機関とのネットワークの構築に取り組みます。			
現状・ 目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）	
	高齢者総合相談における権利擁護関係の相談件数	高齢者虐待	19,246件	支援が必要な高齢者を早期発見し、早期に支援できるよう、地域団体などとのネットワークを充実し、支援する。
		成年後見制度	4,028件	
		消費者被害その他	2,800件	
地域包括支援センターにおける新規虐待対応件数	214件	高齢者虐待の予防・早期発見につながる啓発を進め、高齢者虐待の防止を図る。		

包括的・継続的ケアマネジメント支援			
事業 内容	高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントが包括的・継続的に実施されるよう、ケアマネジャーの日常的な業務支援を行います。また、医療機関を含む関係機関やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制の構築などを行います。		
現状・ 目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	ケアマネジャー連絡会	205回	個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりを進める。
	学習会・研修会・相談会	164回	
	医療との関係強化の取組	206回	

介護予防ケアマネジメント			
事業内容	要支援者等が、要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じた目標やそれを達成するために必要なサービスを設定したケアプランを作成します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	予防給付プラン作成（包括プラン新規）	517件	高齢者ができる限り自立した生活を送れるよう、適切なケアプランを作成し、心身状態の維持・改善を図る。
	予防給付プラン作成（包括プラン継続）	19,684件	
	予防給付プラン作成（委託プラン新規）	4,278件	
予防給付プラン作成（委託プラン継続）	110,898件		

高齢者支援ネットワーク会議の推進			
事業内容	<p>個別ケースの課題を集約する地域ケア会議機能を有する高齢者ネットワーク会議を開催し、多職種協働により、個別課題の解決を図るとともに、ネットワークの構築や地域課題の発見・把握を行います。また、そこで蓄積された有効な支援方法を共有し、地域課題を解決していくために、圏域別会議において、地域づくりや資源開発、施策の検討を行います。</p> <p>各階層で話し合われた地域課題を圏域から区へ、区から市へと課題を上げ、市全体で取り組むべき内容についての検討を行っています。全市でのネットワーク会議では、実施計画に沿って高齢者支援の体制構築に向け、各区の会議で出された課題を共有し、全市的な対応が必要なものについて意見交換を行った上で、各区で実践していく取組事項の方向性を確認し、必要があれば施策化に向け検討していきます。また、会議の検討内容を区の会議等にフィードバックし各関係機関と共有します。</p>		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	個別課題の地域ケア会議	48回	63回
	地域課題を検討する地域ケア会議（市、区、圏域、校区）	142回	160回

### (3) 在宅生活を支援する多様なサービス基盤の充実

在宅生活の支援においては、介護サービス等が重要な役割を果たすことから、引き続きサービス基盤の充実を進め、特に地域密着型サービスに重点を置きながら基盤整備を図ります。

また、在宅生活の支援では、介護サービス等に加え、様々な生活支援サービス等が地域できめ細かく展開されることが重要となります。生活支援サービスや、地域における見守りや互助活動などを通じた在宅生活の支援の充実を進めます。地域における取組に当たっては、「堺あったかぬくもりプラン3」などにおける地域福祉の取組等とも連携し、基盤づくりを進めるとともに、地域住民への普及啓発、活動の組織化支援や専門性の向上支援などを進めます。

子育てと高齢者介護のダブルケアなど、複合的なケアの課題を有する家庭が増えていることから、複数の福祉分野の専門職が連携し、重層的な支援ができるように相談体制の充実を進めます。

#### 【事業展開】

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】			
事業内容	生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ねっとワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。		
	「日常生活圏域コーディネーター」に市の活動方針を提示し、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。また、任意の協議体に加え、市全体の課題を検討する協議体において、通いの場や多世代交流の場等の地域資源の開発を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件

在宅生活を支える介護サービスの整備			
事業内容	医療や介護が必要な高齢者の在宅生活を支えるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護事業所などのサービスの充実に取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備数	3か所	各区1か所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備数	5か所	
小規模多機能型居宅介護事業所の整備数	18か所	各日常生活圏域1か所	

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】

事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。				
現状・目標	項目		現状（2016年度）	目標（2020年度）	
	校区福祉委員会数		93委員会	全校区	
	小地域ネットワーク活動指定校区数		93校区	全校区	
	個別援助活動	見守り声かけ訪問		93校区	全校区
		家事援助		20校区	22校区
		介護援助		3校区	6校区
		外出支援		23校区	23校区
		配食活動		7校区	8校区
	グループ援助活動	いきいきサロン		91校区	全校区
		ふれあい食事会		84校区	84校区
		地域リハビリ		56校区	57校区
		世代間交流		91校区	全校区
		子育て支援		84校区	88校区
		ふれあい喫茶		83校区	85校区
	校区福祉委員会活動	広報活動（新聞発行等）		81校区	85校区
研修・学習活動		79校区	80校区		
校区ボランティアビューロー		84校区	87校区		
お元気ですか訪問活動		83校区	90校区		

見守りネットワーク事業の推進

事業内容	高齢者見守りネットワーク事業の趣旨に賛同していただける事業所を登録し、仕事の中での「さりげない見守り、声かけ」を通して「気になるサイン」に気づいた時に地域包括支援センター等に相談し支援につなげる取組です。地域全体で高齢者の見守り、孤立予防など早期に発見する仕組みとして高齢者の見守りネットワークづくりを促進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	登録事業所数	1,970件	2,200件

## (4) 家族介護者等への支援の充実

これまで家族、とりわけ女性が担ってきた高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度がスタートしましたが、現在においても在宅介護における家族の役割は重要であることに変わりはありません。また、いわゆる老老介護や男性介護者、単身者が親を介護する場合も増えており、地域とのつながりが薄い場合には周囲に助けを求めることができず、孤立してしまうことも少なくありません。家族介護者の過重負担や、介護のために離職するなどワークライフバランスの観点から課題を抱えている介護者も少なくないことから、家族介護者の精神面、身体面での負担を軽減するための取組を進めます。在宅等で安心して介護でき、社会から孤立することなく、いきいきと暮らせるように、家族介護者を対象とした相談や情報提供、交流機会、また、「さかいお節介士」（介護者への声かけやちょっとした手助けをする応援者）を通じたアウトリーチ活動などの充実を推進します。

在宅での介護を続けていくためには、家族のみならず、近隣の住民の方や地域の様々な支援者など、多くの方の理解や支援が大切になるため、引き続き介護をするうえでのレスパイト（休息）の重要性などについての普及啓発等にも取り組みます。また、高齢者を支える家族、とりわけ子育て期の女性が、仕事と介護、子育てなど複数の課題を抱えていてもワークライフバランスを実現できる社会的気運の醸成や企業の雇用環境整備への支援を図ります。

### 【事業展開】

家族介護支援（レスパイト）事業			
事業内容	家族介護者の精神的・身体的負担を軽減し、在宅で安心して介護を続けられるよう、レスパイト（介護者の休息）の重要性について普及啓発するとともに、介護者をサポートする人づくりに取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	さかいお節介士養成講座 延修了者数	275人	320人
	レスパイトの重要性・必要性の普及啓発	レスパイトは（どちらかと言うと）必要である 81.7%（一般高齢者）	90%（一般高齢者）

### トピックス



### レスパイト（休息）はなぜ必要？

介護している人は、365日休みがありません。介護者が体を休めると共に、自分の楽しみや心身の健康増進のために時間を使うことは、大切なことです。

介護はスタートからはゴールが見えないマラソンのようなものですから、介護者は、自分自身のケアも忘れず、適度に休息し、楽しみ、リフレッシュすることが必要です。短時間でも良いので友人と語り合ったり、おしゃべりしたり、趣味のための時間を作ったりしましょう。そのために必要なのは、レスパイトに対して後ろめたさや罪悪感を持たないようにする周囲の理解です。介護経験が無い人でも、友人として買い物や手続などに一緒に行けば、見守りもかねておしゃべりを楽しめます。介護の話でなくても構いません。周囲の人が介護中も楽しんで良いのだと伝え、介護者のレスパイトのためにできることがあれば喜んで手助けをする、そんな思いやりの心と行動が介護者への大きな支援になることでしょう。

家族介護慰労金支給事業			
事業内容	低所得世帯に属する重度の要介護者（要介護4又は5の方）が、一定期間何らかの事情により介護保険サービスを利用しない場合、申請に基づき要件を確認し、在宅で介護している同居家族を対象に、介護者の精神的・経済的負担の軽減を目的として、年10万円を支給します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	支給件数	4件	各申請者の家族を訪問し、介護状況の確認、必要な関係機関、社会資源の情報提供を行い、介護保険制度利用についての理解を促していく。

ダブルケア相談窓口の充実			
事業内容	子育てと高齢者介護のダブルケアなど、複合的なケアの課題を有する家庭が増えていることから、複数の福祉分野の専門職が連携し、ワンストップで相談対応できる窓口の充実を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	相談件数	66件 (10月～3月)	200件

## (5) 市民への情報提供の充実や意識の啓発

在宅を療養の場として選択するニーズが高まる中で、在宅医療や終末期などについての正しい情報を市民に周知していくことが重要になっています。関係機関が連携し、在宅医療や介護、終末期対応等について、市民に分かりやすい情報の提供や広報を進めます。

また、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増える中、本人や家族が在宅で生活を続けることについて、できるだけ早い時期から心構えを持ち、準備をしておくことが重要であるとの意識啓発を進めます。

### 【事業展開】

介護保険制度に関する広報活動（介護保険出前講座の実施等）			
事業内容	市民に対し、介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、窓口などを通じて、介護保険制度等の周知を引き続き進めます。また、地域に出向いて介護保険制度の説明等を行う出前講座については、市内にある企業等に対して実施するなど、工夫しながら進めていきます。制度に対する知識の不足から、サービスの利用を控えたり、不適切なサービス利用につながらないように、市民への広報の充実を推進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	出前講座の参加人数	276人	延べ600人

在宅生活に対する意識啓発（在宅医療・介護や終末期の課題等についての知識の普及等）			
事業内容	高齢者ができる限り住み慣れた地域で、人生の最期まで在宅生活を続けていくためには、かかりつけ医等との信頼関係をつくっておくことが必要であり、在宅生活を続けることへの心構えを持ってもらえるよう、市民への意識啓発を進めます。また、高齢者の身近な相談窓口として、地域包括支援センターの周知を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	かかりつけ医がいる	79.0%（一般高齢者）	85%（一般高齢者）
	かかりつけ歯科医がいる	52.2%（一般高齢者）	70%（一般高齢者）
	かかりつけ薬局がある	26.8%（一般高齢者）	45%（一般高齢者）
	地域包括支援センターの周知度（知っている）	44.1%（一般高齢者）	60%（一般高齢者）
介護施設や介護サービス等の説明や啓発	地域包括支援センターでの介護サービスに関する相談件数	支援が必要な方を適切に支援できるよう、関係機関と連携を推進する。	

### 3 介護サービス等の充実・強化

介護保険制度においては、利用者がサービス提供事業者と契約を締結し、サービスを利用する形が基本となるため、サービスの質を見極めるなど、利用者の主体的関与が重要となります。また、地域の中で提供される多様なサービスについて、質を高め、円滑に利用できるようにしていくことが求められます。

利用者が安心して多様なサービスを利用できるように、サービスの質の向上に取り組み、円滑に利用できる環境づくりを進めます。また、サービス提供事業者の情報公開や相談・苦情対応などの体制を充実します。

一方、利用者に必要な介護サービス等を提供するためには、それを担う人材の確保、育成が不可欠であるため、介護の仕事の魅力向上や定着促進に向けた取組等を通じて、介護人材を円滑に確保できる環境づくりを進めます。

在宅での生活が困難になった場合に必要なケアと住環境を提供する介護保険施設については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設整備を適正に進めます。

#### (1) 介護サービスの質の向上

介護サービスの質を高めるため、事業者への指導、関係機関で実施される介護サービス従事者等を対象とした研修の情報提供など、サービス事業所職員の介護技術の向上等につながる取組を推進します。また、施設従事者等における虐待の防止等の観点も含め、指導や研修の充実を進めます。

##### 【事業展開】

介護サービス事業者への指導・助言			
事業内容	適正適法なサービスを確保するために、定期的に行う実地指導を通して基礎的な法令等の周知や身体拘束ゼロに向けた啓発に取り組み、利用者本位のサービスが提供されるよう指導及び助言を実施します。また悪質なケースについては、監査等の実施により、公正かつ適切な事業所運営のための措置を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	居宅サービス等事業者への指導・助言回数	153回	適切な介護保険サービスの確保、提供を図るとともに、介護サービスの質の向上に資するため、継続的な指導及び助言を行う。
	地域密着型サービス事業者への指導・助言回数	48回	
介護老人福祉施設、介護老人保健施設への指導・助言回数	37回		

## (2) ケアマネジメントの質の向上

介護を要する状態になっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じて、その人らしい自立した日常生活を営むことができるようにするためには、利用者の日常生活、介護上の課題を的確に把握し、それに対応した過不足のない自立支援に資するサービスを提供することが必要です。

そのような適切な介護サービスの提供において、ケアマネジメントの役割は、大変重要となります。ケアマネジャーへの研修やケアプラン点検、介護予防ケアマネジメント検討会議などを通じて、本市のケアマネジメントに関する基本方針の周知を図るとともに、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。また、基本方針である自立支援、介護予防・重度化防止等の観点から、効果的なケアマネジメントのあり方を検討し、普及を図ります。

### 【事業展開】

居宅介護支援事業者研修の実施			
事業内容	介護保険制度運営の要である居宅介護支援事業者に対して、ケアプラン作成における必要な知識・有用な情報を提供し、さらなる質の向上を図ります。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	参加事業者数	249事業所	400事業所

ケアプラン点検事業			
事業内容	居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーに対し、個別面談方式又はグループ面談方式で、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを当該ケアマネジャーとともに検証・点検し、助言・指導を行います。また、点検結果から見えるケアプラン作成上、誤りやすい事柄についてホームページに掲載し、啓発を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	点検事業所数	68か所	延べ300か所

介護予防ケアマネジメント検討会議【再掲】			
事業内容	自立・重度化防止に向け、ケアマネジメントを多職種協働で検討する会議を設置します。会議で検討した個別事例について、以後の状況をアンケート等により個々の事例の変化を把握するとともに、ケアマネジメントの質の向上につながるよう取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	検討事例数	—	年間300事例
	会議参加事業所数	—	年間300事業所

包括的・継続的ケアマネジメント支援【再掲】			
事業内容	高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントが包括的・継続的に実施されるよう、ケアマネジャーの日常的な業務支援を行います。また、医療機関を含む関係機関やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制を整備し、包括的・継続的なケア体制の構築などを行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	ケアマネジャー連絡会	205回	個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していくため、地域における連携・協働の体制づくりを進める。
	学習会・研修会・相談会	164回	
医療との関係強化の取組	206回		

### （3）介護人材の確保・育成

地域包括ケアシステムの推進に当たっては、利用者に必要なサービスを提供するための人材の確保・育成が不可欠となります。介護・福祉職がやりがいのある魅力あふれる職業であることを伝える取組や、キャリアパスの導入支援、職場改善、多様な人材の採用支援など、人材確保に向けた事業者への支援を通じ、介護人材がその専門的な技能を十分に発揮し、安心して仕事に取り組めるような環境整備を働きかけ、介護・福祉職の確保・定着に取り組めます。また、医療的知識の習得など専門性の向上に向けた人材育成への支援、介護従事者が働き続けることができるよう、相談支援や再就職支援等の取組を推進します。

#### 【事業展開】

生活援助サービス従事者研修の開催			
事業内容	担い手登録型訪問サービスに従事する者を養成するための研修を開催します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	研修修了者数	366人	500人（累計）

介護・福祉職向け研修の充実（さかい介護人材確保・育成支援事業）			
事業内容	堺市社会福祉施設協議会老人福祉施設部会との共催による研修会の企画、開催を行うとともに、良質な介護人材の確保を図るため、介護業界への入職者の拡大と定着・育成に向けて、介護事業者が自立的に職場環境の改善に取り組めるよう支援を行います。研修内容に関して、介護現場のニーズに沿った具体的な内容を展開します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	研修会への参加者数	133人	150人

介護サービス事業者表彰制度（さかい介護人材確保・育成支援事業）

事業内容	福祉、介護人材確保・育成に向けた取組を推進している事業者を表彰し、介護業界の魅力の発信と介護職の質の向上につなげることを目的としています。 評価基準の要件を満たした事業者を表彰する制度を設けます。また、事業者の好事例の取組を紹介し、介護業界のイメージアップを促進するよう取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	表彰事業者数	—	30件

介護サービス事業者の活動発表会と就職相談会の実施（さかい介護人材確保・育成支援事業）

事業内容	堺市社会福祉施設協議会老人福祉施設部会と共催し、市内介護事業者の活動発表会及び就職相談会を開催します。 発表会の参加者として、一般の方、学生、福祉職・介護職に従事する事を検討している方などに呼びかけ、事例を通して介護の仕事を知ることができ、興味をもった事業者へ就職の相談ができます。また、発表会を通じて、福祉、介護職のスキルの向上ややりがいにつながるよう取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	活動発表会の参加者数	—	400人

学校訪問や就職説明会による福祉・介護職の魅力の発信（さかい介護人材確保・育成支援事業）

事業内容	堺市社会福祉施設協議会老人福祉施設部会と共催で、高校、大学、専門学校等の教育機関に訪問し「福祉・介護のお仕事」に関する授業及び就職説明会を実施します。 この活動を通じて、学生や教職員等に福祉・介護職の魅力の発信を行い、介護人材の確保に取り組みます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	訪問した学校数	—	教育機関に訪問し「福祉・介護のお仕事」に関する授業及び就職説明会を実施し、介護職の魅力発信を進める。

### 認知症キッズ・サポーターの養成（福祉・介護の理解の推進）

事業内容	日常生活の中で認知症の方に出会ったときに、その尊厳を損なうことなく適切に対応することができる人を増やすことや、認知症に関する知識を広めるために、認知症サポーター養成講座を開催します。また、子どもたちも年齢に応じて、認知症や福祉・介護について学べるよう、学校や地域の協力のもと、小中高大学校を対象として、認知症キッズ・サポーター養成講座を開催します。 また、認知症キッズ・サポーターとなった子ども達が、福祉・介護について理解を深めることで、将来の介護人材の担い手につながるよう取り組みます。		
	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
現状・目標	認知症キッズ・サポーターが福祉・介護について理解することができた人数	—	認知症キッズ・サポーターが、養成講座を受け福祉・介護について理解を深めるよう進める。
	啓発実施した学校数	40校	小中高大学校に、認知症キッズ・サポーター養成講座を開催し、福祉・介護についての理解を進める。

## （４）介護保険施設の適正な整備

前期の制度改正により、入所の対象者が要介護3以上の重度の要介護者が中心となりましたが、入所希望者の状況等を踏まえ要介護1、2の方の入所の必要性も考慮しながら、引き続き適正な介護保険施設の新たな整備と既存施設の増床を進めます。

### 【事業展開】

※第4章 介護サービス量等の見込み 参照

## （５）介護給付適正化事業の推進

介護給付適正化は、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことを基本としています。このことは、利用者に対する適切なサービスの確保と、費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

本市としましては、介護給付適正化事業は、高齢者の方が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするためにも重要な事業と考えています。

介護給付適正化の基本的な考え方を踏まえ、介護サービスの質の向上と円滑な利用を図るため、本計画と整合を図り策定する第4期堺市介護給付適正化計画（平成30（2018）～32（2020）年度）に基づき、介護給付適正化事業を引き続き推進します。

また、介護給付適正化事業の推進に当たっては、国や大阪府と連携するとともに、大阪府国民健康保険団体連合会への委託も活用しながら、効果的・効率的に取り組んでいきます。

【事業展開】

認定訪問調査の適正化			
事業内容	適正な認定調査を実施するため、市認定調査員に対し定期的な研修を行い、認定調査の平準化及び質の向上を図ります。また、ケアマネジャーや他市町村への委託等により行った認定調査が適切に行われているか、調査票の内容を全件チェックします。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	調査員への研修	12回（月1回程度）	より効果的な研修となるよう内容の充実を図る。
	委託等調査票のチェック件数	1979件	委託等調査票の全件

介護給付費通知の発送			
事業内容	介護サービス利用者に対し、直近の利用実績を記載した給付費通知書を送付し、利用したサービス内容や費用に誤りがないかを確認してもらいます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	通知人数	162,407人	より効果的な方法を検討し、利用者全員に周知する。

医療情報との突合			
事業内容	介護保険給付実績等について、医療情報との突合を行い、整合性を確認します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	突合件数	31,146件	全件実施

縦覧点検			
事業内容	介護保険給付実績等について、算定回数・重複請求の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	点検件数	12,352件	全件実施

住宅改修の適正化			
事業内容	住宅改修工事が適正に施工されたかを、専門職等が現地に出向き、調査します。必要に応じ、住宅改修申請の審査の際に、専門職等が点検を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	調査件数	356件	384件／年（32件／月）

ケアプラン点検事業【再掲】			
事業内容	居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーに対し、個別面談方式又はグループ面談方式で、自立支援に資する適切なケアプランとなっているかを当該ケアマネジャーとともに検証・点検し、助言・指導を行います。また、点検結果から見えるケアプラン作成上、誤りやすい事柄についてホームページに掲載し、啓発を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	点検事業所数	68か所	延べ300か所

### 福祉用具購入・貸与調査

事業内容	直近の認定調査結果から利用が想定しにくい福祉用具の購入・貸与及び軽度者への福祉用具貸与について、ケアプラン等により必要性を確認します。また、市ホームページに福祉用具貸与価格の平均値等を掲載し、適正価格での貸与が行われるよう周知します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	確認件数	1,634件	2,500件

### 給付実績の活用

事業内容	大阪府国民健康保険団体連合会から提供される給付実績データを活用して、不適正な給付がないかを点検し、必要に応じて、ケアマネジャーやサービス提供事業所等に内容確認を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	過誤申立件数	1,516件	1,700件

### トピックス



### 居宅介護支援事業者研修について

堺市では、ケアマネジャーの資質向上への取組の一つとして、年1回、居宅介護支援事業者研修を実施しています（写真）。

ケアマネジャーは、介護が必要な高齢者の方が自立した日常生活を送れるように、ご本人の残存能力に応じた適切なサービスを提供するためのケアプランを作成し、高齢者の生活を支援しています。また、利用者の方を始めとした地域住民が要介護状態等になっても住み慣れた地域で、尊厳ある、その人らしい生活を継続できるように支援するという地域包括ケアシステム構築の実現を図る一翼を担っています。



## (6) 費用負担への配慮

低所得者などにおいて、介護保険サービスにかかる費用負担が過重にならないように、軽減制度など安心して利用できる仕組みを設けています。

### 【事業展開】

費用負担軽減制度等の運用				
事業内容	介護保険制度では、介護保険に係る費用負担が過重にならないように、各種軽減制度を設け、低所得者の費用負担への配慮を行っています。			
現状・目標	項目		現状（2016年度）	目標（2020年度）
	介護保険料の減免猶予制度	減免件数	1,297件	介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、広報さかいなどさまざまな媒体を活用し、制度の周知を図っていく。
	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置	証発行件数	0件	
	災害等による利用者負担額の軽減減免制度	証発行件数	0件	
	社会福祉法人利用者負担額軽減制度	証発行件数	130件	
	高額介護（予防）サービス費（受領委任払制度含む）	支給件数	144,381件	
	特定入所者介護サービス費（特例減額措置含む）	支給件数	94,237件	
	高額医療合算介護（予防）サービス費	支給件数	6,214件	

紙おむつ給付事業			
事業内容	満65歳以上の市民税非課税世帯に属する高齢者で、要介護3～5又は要介護3～5に相当すると認められた高齢者（生活保護世帯及び介護施設に入所している方を除く。）に対し、おむつを給付することにより、自宅又は病院などでおむつを使用している高齢者の福祉の向上及びその家庭の経済的負担の軽減を図ります。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	支給件数	27,925件	30,000件

## (7) 介護保険制度に関する啓発、情報提供、苦情相談等

引き続き、介護保険制度の周知・啓発に取り組みます。さらに、各種の生活支援サービスなどの普及に合わせ、サービス情報の提供や相談などの体制の充実を進めます。

また、介護保険サービスに関する苦情・相談が当事者同士で解決されない場合、区役所等の相談窓口において苦情相談解決の支援を行います。

### 【事業展開】

介護保険制度に関する広報活動（介護保険出前講座の実施等）【再掲】			
事業内容	市民に対し、介護保険制度のパンフレット、市ホームページ、窓口などを通じて、介護保険制度等の周知を引き続き進めます。また、地域に出向いて介護保険制度の説明等を行う出前講座については、市内にある企業等に対して実施するなど、工夫しながら進めていきます。制度に対する知識の不足から、サービスの利用を控えたり、不適切なサービス利用につながらないように、市民への広報の充実を推進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	出前講座の参加人数	276人	延べ600人

事業所に関する情報提供（情報公表システム）			
事業内容	介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための事業者情報を、情報公表制度に基づきインターネットを通じて提供します。 また、介護が必要となった方やその家族、ケアマネジャー等に情報公表システムが認知されるよう、周知します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	前年の介護報酬の支払いを受けた額が100万円を超えた事業所の情報公表	—	全件公表

介護相談員派遣事業			
事業内容	介護保険サービス利用者などの相談に応じる第三者（介護相談員）を、派遣希望のある介護保険事業所へ派遣し、利用者のサービスに関する疑問や不満・不安などの解消を図ります。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	派遣回数	84回	140回

## 4 認知症施策の推進

認知症になる人の数は、今後も増加していくと考えられ、認知症施策の充実は、重要な取組となります。

認知症の方が、尊厳を保たれながら、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護などの専門的な支援とともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備、認知症の方や家族への支援、地域における認知症への理解などが必要となります。そのため、医療や介護などの専門的な支援とともに、早期発見・早期対応を行うための体制の整備、人材育成、認知症に関する一層の普及啓発の推進や、地域での対応を進めるための基盤整備に取り組みます。

### (1) 認知症に関する普及啓発の推進

認知症になっても地域で安心して暮らすことができるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発と情報提供を行い、認知症を正しく理解し、認知症高齢者やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポーター養成講座の講師となる認知症キャラバン・メイトの一層の拡充等を進めます。

#### 【事業展開】

認知症サポーター・認知症キャラバン・メイトの養成			
事業内容	日常生活の中で認知症の方に出会ったときに、その尊厳を損なうことなく適切に対応することができる人を増やすことや、認知症に関する知識を広めるために、認知症サポーター養成講座を開催します。また、子どもたちも年齢に応じて、認知症や福祉について学べるよう、学校や地域の協力のもと、小・中・高・大学校を対象として、認知症キッズ・サポーター養成講座を開催します。 あわせて、認知症サポーターを養成していくために、当講座の講師となる認知症キャラバン・メイトを養成します。		
現状・目標	項目	現状 (2016年度)	目標 (2020年度)
	認知症キャラバン・メイト数	668人	1,000人
	認知症サポーター数	47,002人	84,000人
	ステップアップ講座	—	240人

認知症支援の地域活動（啓発、家族会支援等）			
事業内容	地域包括支援センターを中心に関係機関と連携し、認知症に関する知識の普及啓発、介護者支援やネットワーク会議による地域や支援者の関係づくりに取り組んでいます。		
現状・目標	項目	現状 (2016年度)	目標 (2020年度)
	地域活動の回数 (啓発、家族会支援等)	229人	300人

## (2) 認知症への適切な対応

認知症の早期発見・診断・対応を推進するため、市民の認知症への理解を深めるための普及啓発を行うとともに、認知症医療体制の充実に向けた取組をさらに推進します。

認知症支援に向け、医療、介護、福祉、地域などの関係機関が連携してネットワークを構築するとともに、サービスをきれめなく提供できる体制づくりを進めます。

「認知症支援のてびき」(堺市認知症ケアパス)を活用し、ケースに応じたきめ細かい支援を提供できる体制を整備します。また、認知症の早期発見・早期対応においては、特に初期対応が重要であることから、認知症の方やその家族、かかりつけ医等に対して後方支援を行うため、認知症の知識を持つ専門職(看護師・精神保健福祉士等)で構成される認知症初期集中支援チームの拡充を進めます。

また、かかりつけ医や一般病院に勤務する医療従事者等の認知症への対応力向上に向けた研修を充実するとともに、かかりつけ医が堺市認知症疾患医療センターなど認知症専門医療機関と連携して認知症への対応を行う体制づくりを進めます。事業所や介護従事者に対しては、認知症に関する情報提供や、研修の実施などを通じて対応力の強化を図り、認知症ケアの一層の向上に取り組みます。

さらに、「認知症の気づきチェックリスト」を作成し、関係機関に配布するとともに、ホームページへの掲載や市民への配布により、広く早期発見のための普及を図ります。

65歳未満で発症する若年性認知症については、若年性認知症支援の会、家族交流会の支援を行うとともに、関係機関と連携し若年性認知症の方が活動できる機会を設ける等の取組を推進します。また、本人・家族については、就業や経済的問題など特有の課題を有していることから、こうした観点も含めた多分野における連携体制を構築し、支援の仕組みづくりを進めます。

### 【事業展開】

「認知症支援のてびき」(堺市認知症ケアパス)の活用推進			
事業内容	認知症による生活機能障害の進行にあわせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのかを示す認知症支援のてびきを作成し、普及します。		
現状・目標	項目	現状(2016年度)	目標(2020年度)
	認知症支援のてびきの周知	一般用、本人・家族向け、支援者向け認知症支援のてびきの普及促進	一般用、本人・家族向けについては、認知症についての基礎知識や、標準的に利用できるサービスの流れが分かるよう周知を進める。支援者向けについては、認知症の症状や治療について、支援者としての理解を深められるよう普及を進める。

認知症について知っておきたい基礎知識！支援の情報！堺市認知症ケアパス（一般用）

# “認知症支援のてびき”

もしかしたら

# 認知症？

～今、認知症は身近な病気です～  
認知症は単なる老化現象ではありません！

やってみよう！ 認知症は誰にでも起こる病気です。  
気軽にできる「認知症の気づきチェックリスト」

◆あてはまる項目に✓をしてください。

<input type="checkbox"/> ① 同じことを言ったり聞いたりする。	<input type="checkbox"/> ⑧ 慣れた場所で道に迷った。
<input type="checkbox"/> ② 物の名前が出てこなくなった。	<input type="checkbox"/> ⑨ 財布などを盗まれたという。
<input type="checkbox"/> ③ 置き忘れやしまい忘れが目立ってきた。	<input type="checkbox"/> ⑩ ささいなことでも怒りっぽくなった。
<input type="checkbox"/> ④ 以前はあった関心や興味が失われた。	<input type="checkbox"/> ⑪ 蛇口、ガス栓の締め忘れ、火の用心ができなくなった。
<input type="checkbox"/> ⑤ だらしくなくなった。	<input type="checkbox"/> ⑫ 複雑なテレビドラマが理解できない。
<input type="checkbox"/> ⑥ 日課をしなくなった。	<input type="checkbox"/> ⑬ 夜中に急に起きだして寝いた。
<input type="checkbox"/> ⑦ 時間や場所の感覚が不確かになった。	<input type="checkbox"/> ⑭ 夜中に急に起きだして寝いた。

◆3項目以上ある場合は、認知症が疑われ、さらに詳しい検査が望ましい状態だと考えられます。かかりつけ医に相談してみましょう。

認知症について正しく理解し、早期に適切な支援を受けられることで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていきます。

認知症について詳しく知りたい方は [堺市認知症 検索](#)



認知症を支援する皆さまへ

## 認知症は早期発見・早期対応が大切！ 認知症初期集中支援チーム ご存知ですか？

どこに連絡をすればよいですか？  
窓口は対象者がお住まいの地域の地域包括支援センターです。

なかなか支援がうまくいかない...  
ご本人が病気を受け入れてくれない...  
支援に悩んだら、ご相談ください。

チームでの支援は、どれくらいの期間行われますか？  
安定的な支援に移行できるまでの最大6か月です。  
それ以降は、地域包括支援センターから適切な機関へお引継ぎいたします。

初期集中支援チームに依頼するかどうか迷うのですが...  
支援の方向性を一緒に考えることができます。まずは、ご相談ください。

地域から孤立していたり、適切な医療や支援サービス等を受けられていない認知症の方に心当たりはありませんか？

堺市では、認知症の知識を持つ専門職（看護師・精神保健福祉士等）で構成される「認知症初期集中支援チーム」を設置しています。本チームは、適切な医療・サービスを受けられない認知症の方の自宅を訪問する等、認知症に対する適切な支援に結び付けることで、認知症の重篤化を防ぎます。認知症の支援についての相談も可能です。

**相談・支援の依頼方法**

◇相談依頼窓口 対象者のお住まいの地域を担当する地域包括支援センター

◇対象 地域から孤立している、また本人や家族の拒否等の理由により、適切な認知症に対する医療、支援サービスを受けられていない認知症患者

◇実施内容 認知症の知識を持つ専門職チーム（看護師・精神保健福祉士等）による自宅訪問等、専門医療機関の受診についてや、介護サービスに関する説明や利用支援、認知症の状況に応じた医師による助言等の実施。  
（支援期間は、安定的な支援に移行できるまでの最大6か月）

◇設置機関 堺市認知症疾患医療センター 公益財団法人 清雲山病院

お問い合わせ先  
堺市 健康福祉局 長寿社会部 地域包括ケア推進課 電話 072-228-0375 FAX 072-228-8918



### 認知症初期集中支援チームの充実

事業内容	認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症疾患医療センターに、専門職で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員やかかりつけ医と協力し、医療や介護の適切なサービスにつながっていない認知症の方やその家族の支援を行います。また、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員に、支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等連携します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	対応件数	59件	100件

### 認知症疾患医療センターとかかりつけ医の連携強化

事業内容	認知症疾患医療センターを指定し、認知症についての専門医療相談、鑑別診断等を行います。また、「認知症初期対応ガイドブック」に基づいて、かかりつけ医を始め関係機関との連携を進めるとともに、医療や介護の専門職、市民向けの研修や講演等を行い、地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	認知症疾患医療センター数	2か所	2か所
	相談件数	2,559件	2,800件
専門職及び市民向けの研修会等の参加人数	260人	300人/年	

### 認知症地域支援推進員の活動の充実

事業内容	<p>認知症の医療や介護における専門的知識を有する認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るとともに、認知症の方やその家族に対する相談・支援を行い、地域における支援体制の強化を図ります。</p> <p>特に、若年性認知症の方への支援では、若年性認知症の会の支援や家族交流会の支援を行い、若年性認知症の方やその家族が相談できる体制の充実を図ります。また、関係機関と連携し若年性認知症の方が活動できる場や就労や社会参加のニーズに合った地域資源を増やす取組を行います。</p>		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	認知症地域支援推進員配置数	2人	各区に1人配置

### 認知症対応力向上研修

事業内容	<p>研修機会の提供などにより、認知症支援に関わる医療・介護従事者等の認知症への対応力や専門性の向上を図ります。また、医療職と介護職の相互理解を進める機会をつくり、認知症ケアの向上に取り組みます。</p>		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	認知症サポート医養成研修 修了者数	46人	65人
	かかりつけ医認知症対応力向上研修 修了者数	57人	新規受講者の増加
	歯科医師認知症対応力向上研修 修了者数	19人	100人
	薬剤師認知症対応力向上研修 修了者数	25人	125人
	病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修 修了者数	137人 (35病院)	250人 (44病院)
	看護職員認知症対応力向上研修 修了者数	35人 (18病院)	155人 (44病院)
	認知症介護基礎研修 修了者数	240人	1,000人
	認知症介護実践研修（実践者研修） 修了者数	1,362人	1,900人
	認知症介護実践研修（実践リーダー研修） 修了者数	281人	380人
	認知症介護指導者養成研修 修了者数	19人	30人
認知症初期集中支援チームによる研修等	地域包括支援センター職員向け研修会を実施（参加者38人）	認知症初期集中支援チームの効果的な活用、支援者の認知症への対応力の向上を図るため、研修会等を実施する。	

認知症支援者の連携強化			
事業内容	認知症に関する施策について検討する会議や各区の認知症支援部会等を通じて、認知症支援に関わる医療・介護従事者等の顔の見える関係づくりを促進します。また、各職種がお互いの役割等の理解を深めるため、各専門職向けの研修等の情報を他の職種にも紹介・共有します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	会議開催回数 （認知症専門家会議）	2回	2回

在宅医療と介護の連携強化への取組【再掲】			
事業内容	各区の多職種による事例を通じた意見交換会（多職種事例検討会）、在宅医療と介護の連携をすすめる関係者会議、病院連絡協議会等で相互交流を図るとともに互いの役割を理解し、「顔の見える関係」づくりを進めるために、堺市医師会、地域包括支援センター及びケマネジャー等の関係機関が協働して、多職種協働による取組を進めています。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	多職種協働による会議等の開催回数	22回	30回

「認知症の気づきチェックリスト」の作成・普及			
事業内容	認知症の早期発見・早期対応につながるよう、「認知症気づきのチェックリスト」を作成し、啓発リーフレットとして、地域包括支援センター等で配布し、周知を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	全世帯向けの周知頻度	広報さかいへの折込等1回	広報やタウンページ等1回

### （3）認知症家族等への支援や居場所づくり

認知症の方を介護する家族等には、大きな負担のかかることが多いため、できるだけ介護負担を軽減し、安心して介護することができるよう、地域において認知症の方とその家族、地域住民等が交流できる居場所づくりを進めるなど、支援を充実します。認知症による徘徊については、引き続き警察との連携のもと地域の協力を得て、徘徊に対応するさかい見守りメール（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）の充実などに取り組みます。

#### 【事業展開】

さかい見守りメール（堺市高齢者徘徊SOSネットワーク事業）の充実			
事業内容	徘徊のおそれのある認知症の高齢者等の事前登録を行い、徘徊時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見する取組を行います。徘徊するおそれがあるなど支援が必要な高齢者を地域で見守っていく環境づくりを行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	事前登録者数	360人	680人

認知症家族会への支援			
事業内容	認知症地域支援推進員、各区の基幹型包括支援センターや地域包括支援センターを中心に、認知症サポーター等の関係機関と連携し、情報交換や研修会の開催などにより、認知症家族会の支援を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	認知症家族会の開催状況	若年性は全市で、それ以外は各区で開催	家族の身近な場所で開催し、家族会間での交流を進める。

「堺ぬくもりカフェ」（認知症カフェ）の充実			
事業内容	家族の介護負担の軽減を図ることや、地域の実情に応じて、認知症の方とその家族、地域住民、専門職種等の誰もが参加でき集える認知症カフェが増えるよう、関係機関を支援し、その情報を広く周知します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	認知症カフェ数	32か所	45か所



日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】			
事業内容	<p>生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ねっとワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。</p> <p>「日常生活圏域コーディネーター」に市の活動方針を提示し、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。また、任意の協議体に加え、市全体の課題を検討する協議体において、通いの場や多世代交流の場等の地域資源の開発を行います。</p>		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件

## (4) 認知症予防の推進

認知症にできるだけならないように、また、認知症になっても、その進行をできるだけ抑えられるように、認知症の予防に取り組みます。ひらめき脳トレプラス教室の開催、堺コツカラ体操（堺市版認知症予防体操）の普及等を通じ、地域での認知症予防活動の促進等を進めます。

### 【事業展開】

堺コツカラ体操、ひらめき脳トレ等の普及促進			
事業内容	堺市版の認知症予防体操である「堺コツカラ体操」や、「ひらめき脳トレ」など、高齢者が気軽に取り組むことのできる認知症予防の活動の普及啓発を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	堺コツカラ体操の講座参加者	延べ19,905人	堺コツカラ体操の講座参加者 延べ20,000人/年

ひらめき脳トレプラス（認知症予防）教室【再掲】			
事業内容	認知症を予防する「堺コツカラ体操」を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室を実施します。さらに、教室で学んだ内容を日常生活の中に取り入れ、生活習慣を改善するきっかけにする介護予防手帳を活用するとともに、介護予防のための仲間づくりや地域での教室参加を推進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	教室終了後の状態の維持、向上者数	—	参加者の8割

堺コツカラ体操リーダーの育成			
事業内容	認知症予防の効果が期待できる堺コツカラ体操を普及するため、地域で活躍するリーダーを育成します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	リーダー養成講座修了者数	49人	リーダー養成講座修了者数 85人（毎年15人の増加）



### 堺コツカラ体操とは？

堺市と関西大学の地域連携事業の一環として開発した、堺市版認知症予防体操です。堺コツカラ体操を行うと脳血流量が増え、認知症予防の効果が期待できます。

誰でも、無理なく体操に取り組めるよう、簡単な動作で、立っても、座っても、一人でも、大勢でも楽しめる体操です。



## 5 高齢者が安心して暮らせるまち・住まいの基盤整備

高齢者の暮らしの安全・安心を確保するうえで、「住まい」の観点は重要です。ひとり暮らし高齢者や要介護等認定者が増加していく中で、身体状況などの変化に応じた、適切な居住環境の確保を促進するとともに、サービス付き高齢者向け住宅など、住環境の多様性が広がっている中で、「住まい」の質の維持・向上に向けた取組の推進に努めます。また、外出、買い物などの観点から、高齢者が暮らしやすい生活環境づくりと生活支援を進めます。

高齢者が安全・安心に生活するためには、防災・減災の観点も重要であることから、災害時の要介護者への支援等についても取組を進めます。

高齢者の人権が尊重され、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるため、高齢者の権利擁護について基盤の充実を図り、成年後見制度の普及などの取組を推進するとともに、高齢者虐待の予防・早期発見・対応の体制づくりを推進します。また、高齢者の消費者被害を防止するための取組を進めます。

### (1) 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保

高齢者が住み慣れた自宅で安心して快適な生活を送ることができるよう、高齢者の身体状況等の変化に応じた適切な住宅改修等の支援を行います。また、独居世帯、高齢者のみの世帯などを始めとして、緊急通報システムの周知・拡充を図るとともに、引き続き高齢者宅への防火訪問により、定期的に火災予防の働きかけを行い、住み慣れた住まいで安心して暮らせるよう事業を進めます。

サービス付き高齢者向け住宅等の居住者が増加する中で、高齢者にとって安全・安心な住まい選びの際の留意点などの啓発を進めるとともに、住宅の質の確保・向上を図るため、定期的な立入検査を行うなど、取組の充実を進めます。

老朽化した市営住宅の建替えなどにおいて、引き続きバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備を計画的に進め、既存住宅においても、中層住宅へのエレベータの設置などバリアフリー化を促進し、高齢者が暮らしやすい市営住宅とします。

#### 【事業展開】

高齢者住宅改修費助成事業			
事業内容	在宅の高齢者が住み慣れた地域で自立し、又は介護を受けて安心して生活することができるよう、住宅の改修費を助成します。要介護・要支援認定申請が非該当の方に対しては介護保険と同じ内容の工事について20万円を限度に、要介護者などに対しては介護保険対象外の工事について30万円を限度に助成します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	助成件数	74件	150件

住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成助成）			
事業内容	介護保険住宅改修費の支給には専門的知識を有する者が作成した理由書が必要となるため、担当ケアマネジャーのいない要介護等認定者の場合、理由書の作成が円滑に行われるように、作成した者に対し理由書作成手数料を支給します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	支給件数	356件	引き続き必要な方が適切にサービスを利用できるよう周知を図る。

緊急通報システムの周知・拡充			
事業内容	急病、事故などの緊急事態が発生した高齢者に対し、迅速かつ適切に対応するため、高齢者宅に消防本部や委託先業者に通報できる緊急通報装置を設置します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	設置台数	5,215台	5,500台

高齢者宅への防火訪問による防火指導の実施			
事業内容	住宅火災から高齢者を守るため、75歳以上の高齢者のみ世帯に防火訪問を実施し、防火指導を行います。対象世帯には4年ごとに訪問を行い、定期的に火災予防を啓発します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	訪問世帯数（75歳以上の高齢者のみ世帯）	16,991世帯	全訪問対象者への実施（毎年約1,000件増加）

高齢者向け住宅の情報提供、相談支援				
事業内容	<p>市に届出のある有料老人ホーム施設情報をホームページで提供します。また、登録されているサービス付き高齢者向け住宅の登録簿を設置し、登録住宅の情報を提供します。（サービス付き高齢者向け住宅の情報は、一般社団法人すまいまちづくりセンター連合会の「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」のサイトでも公開されています。）</p> <p>また、大阪府・府下市町村・不動産流通団体等から構成される「Osakaあんしん住まい推進協議会」において、住宅部局と福祉部局が連携し、住まい探しの支援及び情報提供に取り組んでいます。</p>			
現状・目標	項目		現状（2016年度）	目標（2020年度）
	有料老人ホーム	届出物件数	87件	高齢者向け住宅の供給が増加する中で、関係部局間で情報を共有し、登録制度等の的確な運用を行うとともに、高齢者の住まい選びに資するよう、適切な情報提供を行う。
		定員数	3,590人	
	サービス付き高齢者向け住宅	登録物件数	67件	
		登録戸数	2,392戸	
住まい探し相談会（民間賃貸住宅）	開催回数	年1回	市・府職員と不動産事業者による相談会等により、民間賃貸住宅の住まい探しの支援及び情報提供を行う。	

サービス付き高齢者向け住宅等への立ち入り検査の実施			
事業内容	高齢者向け住宅の質の確保を図るため、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対して立入検査を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	立入検査件数（有料老人ホーム）	32件	定期的な立入検査を行うなど、取組の充実を進める。
	立入検査件数（サービス付き高齢者向け住宅）	4件	

高齢者の住まい暮らしに関する支援の推進			
事業内容	高齢者向け住宅を始め高齢者の住まいのあり方や質の向上等に向け、住宅部局と連携を図りながら、高齢者の住まいのあり方や質の向上のための取組方策等の検討や支援を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	会議開催回数（高齢者の住まい暮らし専門家会議）	2回	2回

ユニバーサルデザインを取り入れた公共住宅の普及促進			
事業内容	老朽化した市営住宅の建替えに当たっては、スロープの設置など屋外環境も含め、高齢者はもとより誰もが生活しやすい住宅を建設します。 また、加齢などに伴い、現在の住まいでは生活しづらくなった場合でも、軽微な改造により、住み続けることができるよう工夫します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	市営住宅建替戸数（竣工）	—	211戸

シルバーハウジングへの生活援助員の派遣			
事業内容	シルバーハウジングに生活援助員を派遣し、入居者の相談などに応じます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	シルバーハウジング戸数	71戸（3団地）	71戸（3団地）
	派遣戸数	71戸	71戸

## (2) 高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

高齢者が社会参加などを通じていきいき暮らしていくためには、活動しやすく、安心して外出できる都市環境が重要であり、「堺市バリアフリー基本構想」等に基づき、引き続き高齢者が外出しやすい都市環境となるようバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及促進に取り組みます。

高齢者がいきいきと日常生活を送ることができるよう、外出の支援に取り組みます。また、高齢者の身体状況等の変化に応じた交通安全対策を推進します。

### 【事業展開】

福祉のまちづくり環境整備の指導			
事業内容	すべての市民が社会活動を行う上で安全かつ容易に施設などを利用できることをめざして、大阪府福祉まちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）などに基づき、民間建築物に係る整備の指導を行います。また、既存の公共施設や鉄道駅舎、公園、道路などについても改善要望や意見具申を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	協議件数	19件	30件
公共交通機関のバリアフリー化の促進			
事業内容	誰もが移動しやすく安全快適で活力のあるまちづくりをめざし、公共交通事業者が行う鉄道駅舎やバス車両のバリアフリー化事業について、国、地方公共団体が事業費の一部を助成することにより、整備を促進しています。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	ノンステップバス導入補助台数	69台	120台
道路のバリアフリー化の促進			
事業内容	歩道の段差、勾配、舗装面の改良や視覚障害者誘導用ブロックの設置、道路上の不法駐輪など、道路のバリアフリー化を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	特定道路に指定された道路のバリアフリー化の進捗率	90%	2020年度末の事業完了を目指す。
おでかけ応援制度（おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度）			
事業内容	公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的とし、満65歳以上の堺市民を対象に、「おでかけ応援カード」を使用することで、市内を走る路線バス（南海バス・近鉄バス）・阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	年間延べ利用回数	5,778,403回/年	5,950,000回/年

堺市乗合タクシー			
事業内容	鉄道駅やバス停から離れた地域の日常生活を支える移動手段の確保を目的として、そうした地域と鉄道駅を結ぶ定時方式の予約型乗合タクシーを運行します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	年間利用者数	16,201人	17,600人

さかい高齢者運転免許自主返納サポート事業			
事業内容	後期高齢者（75歳以上の方）が運転することによる交通事故を未然に防ぎ、高齢者及びその家族の安心とともに、市民全体の安全・安心につなげるため、運転免許を自主返納された75歳以上の高齢者の方からの申請に基づき、堺市独自の特典としてタクシー利用券（500円券12枚）を進呈することで、運転免許の自主返納の促進を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	タクシー利用券進呈者数	—	1,300人

高齢者への交通安全教室の開催			
事業内容	運転免許の有無等により、交通行動や危険認識、交通ルール等の知識に差があることに留意しながら、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解いただくとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な交通ルール等の知識を習得していただき、交通事故の抑止に努めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	出前講座等を活用した交通安全教室の実施状況	17回	警察等関係機関・団体や福祉施設関係者と連携した交通安全教室を開催するとともに、高齢者を対象にした各種行事等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

### (3) 災害等緊急時に備えた支援の充実

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震を始めとした大規模災害に備え、平時から高齢者などの要配慮者を見守り、支援するつながりづくりが重要です。

「堺市地域防災計画」などの関連計画と連携し、避難行動要支援者名簿を活用した共助による地域での助け合いの仕組みづくりや、福祉避難所など、高齢者などの要配慮者に配慮した災害時支援体制を進めます。

**【事業展開】**

避難行動要支援者の避難支援の仕組みづくり			
事業内容	地震などの災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であると思われる避難行動要支援者の心身の状況を始め、家族による避難支援が可能かどうか、また、近隣に支援者がいるかどうかなどについて、民生委員児童委員の協力のもと、調査を行います。また、調査の際に、個人情報利用の本人同意を得ることにより、平常時において、地域と行政とで避難行動要支援者の個人情報を共有し、地域における自助・共助の仕組みづくりを進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	避難行動要支援者支援の取組状況	89校区	全校区

福祉避難所の指定及び運営体制の構築			
事業内容	「堺市地域防災計画」に基づき、大阪府や社会福祉施設等と連携を図りながら、配慮が必要な高齢者等が相談や介護・医療的ケア等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができるように福祉避難所（二次的な避難施設）等の体制整備を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	福祉避難所指定数（民間施設を含む。）	80か所	引き続き、本市における福祉避難所の円滑な設置、運営に向けた体制構築を図る。

### (4) 権利擁護支援の充実

今後、認知症高齢者を始め、判断能力が十分でなく、自らの権利や意思を表明することに支援が必要となる高齢者は、更に増えていくものと考えられます。人権尊重や権利擁護に関する普及啓発を一層進めるとともに、地域包括支援センター等を中心とした高齢者虐待防止ネットワークの取組を通じ、高齢者虐待の早期発見、迅速かつ適切な対応ができる体制の確保に努めます。権利擁護サポートセンターにおいて、相談機関に対する支援を行うとともに、弁護士や司法書士、社会福祉士などの専門職の支援のもと、地域でともに生活する立場を活かして後見業務を行う市民後見人の養成と活動支援を行います。また、昨年度施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」及び「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、本市においても市町村計画の策定とともに、司法や福祉の専門職との更なる連携による制度利用の促進を図り、利用者の視点に立った権利擁護の支援を充実していきます。

## 【事業展開】

権利擁護サポートセンターの運営・市民後見人の養成			
事業内容	権利擁護サポートセンターでは、高齢者及び障害者の相談機関に対して、権利侵害、財産管理、成年後見などに関する法律的な問題に対して、法律職と福祉職による専門的な相談と支援を行います。また、市民後見人の養成と活動支援を行い、成年後見制度の利用促進を図ります。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	市民後見人バンク登録者数	68人 （うち退会・未更新11名）	延べ130人

成年後見制度の普及・啓発			
事業内容	成年後見制度について、市民の理解を得られるように広報・啓発、情報提供等を行います。また、必要な方へ成年後見制度を利用して頂くため、本市職員・相談機関・福祉事業者等を対象とした研修等を実施します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	市民向け広報・啓発	2回	2回
	関係者向け研修	5回	7回

成年後見制度利用支援事業			
事業内容	市長が申立を行うに当たって、費用などの負担ができない場合には、申立事務に係る経費及び後見人への報酬を支給します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	申立費用等給付件数	37件	市長申立の促進に伴い、必要な方が適切に制度を利用できる状況を継続する。
	報酬給付件数	26件	

成年後見市長申立の促進			
事業内容	認知症など判断能力が不十分であり、成年後見制度の適用が必要であるにもかかわらず、身寄りがないなど申立てを行う親族がいない状況にある高齢者については、親族に代わって市長が申立てを行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	市長申立件数	36件	45件

### トピックス



## 成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が十分でない方が、自分らしく安心して暮らすことができるよう支援するとともに、本人の権利や財産を守る制度です。

すでに判断能力が十分でない方を保護・支援する法定後見制度と、いずれ判断能力が衰えた場合に備えておく任意後見制度があり、本人の判断能力の度合いによって「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがあります。手続は、お住まいの地域を管轄する家庭裁判所で行うことができます。

堺市日常生活自立支援事業の活用			
事業内容	社会福祉協議会では、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が低下してきている高齢者などの権利を守るため、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う堺市日常生活自立支援事業を実施します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	利用申込受付件数	164件	必要な方に適切にサービスを利用いただける状況とする。
	契約件数	373件	
	定期訪問回数	6,081件	

高齢者虐待防止の普及・啓発			
事業内容	高齢者見守りネットワークなどを活用し、高齢者の権利擁護や虐待の防止に関する知識の普及・啓発を推進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	高齢者見守りネットワーク登録事業者数	1,970か所	2,500か所

### （5）消費者被害の未然防止及び救済

認知症などにより判断能力の低下してきている高齢者を含め、高齢者を狙った様々な悪質商法などが増えています。このような消費者被害を未然に防止するため、被害に遭わないための情報提供や、悪質な事業者に対する指導等を行うなど、高齢者の消費者被害を未然に防ぐための取組を行います。また、被害に遭った方からの相談に対しては、専門相談員による助言やあっせんを行い、被害の救済を図ります。

#### 【事業展開】

消費者被害に関する情報提供と相談の充実			
事業内容	消費生活センターにおいて、消費者被害を未然に防ぐための情報提供や、商品・サービスの契約トラブル及び悪質商法による被害の相談を行います。専門相談員による助言・あっせんを行い、被害の救済を始め、消費者トラブルの解決を図ります。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	出前講座（高齢者及び支援者向け）	22件	高齢者や支援者の方に適切に情報が届くよう、関係機関同士の連携を図りつつ、消費者被害の未然防止に向けた効果的な講座の企画・実施に取り組む。
	あっせん解決率（65歳以上の方からの相談）	92.8%	専門相談員による消費生活相談を行うとともに、消費生活に必要な商品サービスについての苦情や相談を受け、解決に向けての適切な助言・あっせんを行う。

## (6) 特殊詐欺の被害防止の取組促進

「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」などの特殊詐欺が増えていますが、こうした犯罪は高齢者を主な標的としています。高齢者の特殊詐欺被害を未然に防止するため、大阪府警察等と連携し、電話パトロールや各種広報啓発活動等の取組を促進します。

### 【事業展開】

特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発活動等の実施			
事業内容	特殊詐欺被害防止に向けた、広報紙・ホームページなどによる各種広報啓発活動を実施します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	特殊詐欺被害認知件数	111件	高齢者を含む市民に手口等特殊詐欺に関する最新情報を提供し、被害に遭わないよう注意を呼びかける。

### トピックス



### 消費者被害について

悪質業者は、高齢者を狙っています。

多くの高齢者は「お金」「健康」「孤独」という3つの不安を抱えており、そこに悪質業者がつけ込んで、相手の情報不足や判断能力の低下などの状況を利用し、不必要な商品やサービスの契約を結ばせようとしています。

ご本人が被害者になっていることに気づいていない場合や判断能力が低下している場合は、ケアマネジャー、ヘルパーなどの見守りの方が、見慣れない高額な商品の存在や多額のお金を何度も出金・振込みしていることに気づいて、相談をしてくるケースも少なくありません。

消費生活センターでは、出前講座、広報さかい、ホームページを通じて、悪質商法への対処法、不審な電話やメール、はがきによる架空請求（特殊詐欺）など消費者被害の未然防止に役立つ消費生活情報を随時発信しています。

### 高齢者が狙われる！

もし、高齢者がこんなトラブルに巻き込まれていたら・・・

堺市立消費生活センターもしくは最寄りの警察へご相談ください。

医療費の還付金があるので、  
今すぐATMに行って  
受け取ってください  
ATMでお金は返ってきません！

**還付金詐欺**



〇〇の利用料金が未払いです。  
××日までにお金を振り込まないと、  
民事訴訟を起こします  
心当たりのない請求の場合は、  
すぐ振り込まず、無視する！

**架空請求**



**オレオレ詐欺**



電話番号が変わった。  
急にお金が必要になったから、  
××まで持ってきてほしい  
本当にご家族・お知り合いの方ですか？  
本人かどうか、まず確認しましょう！



【商品・サービスの契約トラブルなどに関する相談窓口】

堺市立消費生活センター 利用時間：月曜～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）  
堺市堺区北瓦町2丁4番16号（堺富士ビル6階） 電話 072-221-7146 FAX 072-221-2796

## 6 健康の保持・増進

高齢者の健やかな暮らしにおいて、「健康」はすべての基盤であり、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）をできるだけ伸ばしていくことが重要になります。

病気や障害があっても、いきいきと自分らしく「元気」に、家族や友人、地域の人と「ともに」気づかい合い、支え合って生活できることをめざします。健康とは、「病気でない」ということだけではありません。「健康」とは、住み、学び、遊び、憩う、暮らしの中でいきいきと充実した人生を過ごせることとしています。

健康寿命の延伸のために、良好な食・栄養、身体活動・体力の増進、社会参加など介護予防の観点から、高齢者の生活の安心と活力を支える基盤である健康づくりの支援を進めます。

本市では、「健康さかい21」等に基づき、全市で健康づくり運動を推進していますが、こうした取組を通じて、健康の維持・増進についての意識の醸成・啓発、身近な地域で健康づくりを実践できる環境の整備などを進め、高齢者の心身の健康を支える地域社会づくりを推進していきます。

### （1）生涯にわたるこころと体の健康づくり

栄養・食生活、身体活動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、健康に関する情報提供や啓発を行います。具体的には、医師・歯科医師や保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリ専門職などの専門職による健康教育・健康相談等を、各保健センターや地域に出向いて実施し、市民の生涯にわたる主体的な健康づくり活動の支援を図ります。

#### 【事業展開】

専門職（医師・歯科医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリ専門職など）による健康教育・健康相談の実施			
事業内容	地域の住民に対し、栄養・食生活、身体活動、こころの健康、歯と口の健康などの視点から、健康に関する情報提供や啓発、健康イベント、専門職による健康教育・健康相談を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	65歳以上を対象に実施した健康教育の受講者数	6,738人	7,000人

啓発活動やイベントの実施			
事業内容	イベント（区民まつり、健康フェア、区役所パネル展示など）や広報などの機会を活用して、健康的な生活習慣確立に向けた啓発や情報発信を行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	実施した啓発活動の回数	23回	30回

## (2) 健康を支える地域社会づくり

市民の主体的な健康づくりを促進するためには、個人の意思や家族の支えだけではなく、地域を始めとする個人を取り巻く社会環境が大きな影響を及ぼします。また、市民が地域活動に参加し、その活動を通じて地域との絆を深めることは、心身の健康の保持・増進や生活の質の向上につながります。

地域に根ざした健康づくりを促進するため、高齢者が身近な地域で健康づくりに主体的に取り組むことができるように、地域における健康づくりの実践を促進します。特に、歩行力をキープし、毎日一定の歩数を歩くことは、疾病を予防し健康長寿につながるとされていることから、ウォーキングする習慣をつけることのできるグループを育成するほか、地域の企業や団体などと連携して地域の社会資源を活用した環境整備を行います。

健康に関する正しい知識に基づく活動を促進するために、適切な健康情報を得られる環境や学習機会を継続的に利用できる環境整備を進めるとともに、市民と協働した健康づくりに関する普及啓発を推進します。

### 【事業展開】

健康づくり自主活動グループの育成と活動支援			
事業内容	市民主体の健康づくりを地域に広げ、ウォーキングなどの運動や体操、食生活の改善などを継続的に行い、健康づくりを推進する自主活動グループの育成・支援を行います。各保健センターでは、健康づくり自主活動グループのネットワークづくりを進めます。南区において、モデル的にウォーキングを中心とした事業を行い、市民の機運を高め、全市へ展開できるようにすすめます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	登録参加者数	4,935人	5,500人

食生活改善推進員の育成と活動支援			
事業内容	健康づくりの3要素といわれる「食生活・運動・休養」を取り入れた教室により、参加者の健康増進を図るとともに、地域における健康づくりのリーダーを養成します。教室は、6～8回のコースで開催し、修了者は「堺市健康づくり食生活改善推進協議会」のメンバーとして、地域に密着した健康づくり活動を自主的に展開できるように、活動を支援します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	食生活改善推進員会員数	380人	400人

歯と口の健康を普及する「8020メイト」の育成と活動支援			
事業内容	口腔機能の向上を含めた口腔の健康づくりを地域に広げるために、自主活動グループの育成や、その活動を支援します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	活動回数	105回	120回
	8020メイト登録人数	143人	150人

### (3) 生活習慣病などの疾病予防

健康寿命の延伸のためには、死亡原因の上位を占める「がん」「心疾患」対策、及び要介護状態の主要な原因となる「脳血管疾患」の対策が必要です。その根本的な原因は、高血圧や脂質異常症などの生活習慣病であるため、生活習慣病の予防や重症化予防の対策を行う必要があります。

そのためには、保健専門職による多角的な視点を盛り込んだ健康教育を展開し、健康に関する知識の普及啓発などを進めます。成人期に発症した生活習慣病を放置していると、高齢期になって、重篤な心疾患や脳血管疾患を発症するリスクが高まります。したがって、成人期から切れ目のない支援を行う必要があります。

万が一、がんや心疾患、脳血管疾患を患ってしまった方に対しては、適切な加療をしながら地域で生活する方の支援を行うことが必要になってきます。そういった場合は、疾病の再発予防についての支援を行いながら、生活の質が低下しないような働きかけが必要です。

#### 【事業展開】

生活習慣病予防のための健康教育・健康相談の実施			
事業内容	40歳以上の市民やその家族を対象に、生活習慣病予防、健康増進などの健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、壮年期からの健康の保持増進を図ります。保健センターでは、医師や保健師、栄養士、歯科衛生士などによる健康づくりのための教室を開催し、各種の健康教育修了者に対し自主活動の支援を積極的に推進します。40歳以上の市民やその家族を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行います。生活習慣病や健康づくりの相談、食生活相談、歯科相談等を実施します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	開催回数	440回	450回
	実施人数	13,115人	14,000人

たばこに関する健康教育			
事業内容	疾患の原因となるたばこの害に関する正しい知識の普及を行うとともに、禁煙希望者の禁煙勧奨等の取組を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	たばこに関する健康教育の受講者数	787人	1,000人

## (4) 高齢期特有の健康課題への対策

高齢期に重要となる健康課題としては、栄養面では、食欲の減退などで容易に低栄養状態に陥る可能性があること、身体活動の面では、関節疾患などにより運動器の機能低下を招き要介護状態になるリスクが高まること、こころの面では、孤立などによるうつや閉じこもりなど発生を招きやすいこと、口の健康面では、口腔機能の低下から誤嚥や肺炎の発症リスクが高まることなどが考えられます。

特に、身体、心理、社会的機能の低下（フレイル）、低栄養、ロコモティブシンドローム、うつ、骨粗しょう症、口腔機能の低下、これまでの喫煙習慣によるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）などの疾病の発症が考えられ、その予防や早期の対応が重要となります。こうした健康課題について、高齢者への知識の普及と予防の取組の促進を図ります。

### 【事業展開】

介護予防普及啓発事業			
事業内容	保健師等が保健センターや地域会館で、地域の高齢者の状況やニーズを把握し、フレイルやロコモティブシンドローム、COPDなどをテーマにして健康づくりや介護予防に関する講座を開催します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	講座・教室関係開催回数	474回	480回

骨粗しょう症予防検診の実施・受診勧奨			
事業内容	要介護状態になる主要因は、脳血管疾患、骨関節疾患（関節疾患、骨折、転倒）であるため、運動習慣や食生活など生活習慣の見直し、改善を促すために専門職による健康教育を実施します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	骨粗しょう症予防に関する健康教育の受講者数	867人	1,000人

## 7 高齢者の社会参加と生きがいづくりの支援

高齢者の社会参加は、高齢者の生きがいのみならず、閉じこもり防止、身体機能の向上、地域貢献につながるなど、多様な意義があります。本市ではこれまで、おでかけ応援カードの発行や、生涯学習やスポーツ、ボランティア支援、就労支援、活動場所の確保、家族介護者への支援などを通じて、高齢者の社会参加の機会充実に努めてきました。

今後も、引き続きこれらの取組を推進しながら、高齢者が、自らの生きがいを高め、健康づくりを進めるために、文化・スポーツ活動、老人クラブ活動、ボランティア活動、就業・起業など多様な社会参加の機会充実を進めるとともに、豊かな経験や知識を持つ元気高齢者が地域社会の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進します。

### (1) 情報提供ときっかけづくり

高齢者が新たに学習や就労、地域活動等を考えたり、これまでの活動や交流の幅をより一層広げられるよう、情報の提供やきっかけづくり、活動場所確保のための支援を充実します。

#### 【事業展開】

おでかけ応援制度（おでかけ応援バス・阪堺線高齢者運賃割引制度）【再掲】			
事業内容	公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的とし、満65歳以上の堺市民を対象に、「おでかけ応援カード」を使用することで、市内を走る路線バス（南海バス・近鉄バス）・阪堺電車を1乗車100円で利用できる制度です。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	年間延べ利用回数	5,778,403回/年	5,950,000回/年
堺市乗合タクシー			
事業内容	鉄道駅やバス停から離れた地域の日常生活を支える移動手段の確保を目的として、そうした地域と鉄道駅を結ぶ定時方式の予約型乗合タクシーを運行します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	年間利用者数	16,201人	17,600人

老人福祉センターの運営			
事業内容	60歳以上の方に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に、各区に1か所ずつ老人福祉センターを設置し、指定管理者により管理運営を行っています。 今後、施設に求められる機能や受益者負担について、あり方を検討します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	堺老人福祉センター 延利用者数	70,711人	引き続き指定管理者による管理運営の実施により、民間事業者のノウハウを活かした自主事業を展開し、利用促進を図る。
	中老人福祉センター 延利用者数	72,377人	
	東老人福祉センター 延利用者数	93,687人	
	西老人福祉センター 延利用者数	72,337人	
	南老人福祉センター 延利用者数	80,654人	
	北老人福祉センター 延利用者数	92,563人	
美原老人福祉センター 延利用者数	45,574人		

老人集会室の整備			
事業内容	老人クラブ活動及び高齢者の趣味、レクリエーションなどの身近な活動拠点として、地域の動向も踏まえ、小学校区に1か所の老人集会室の整備を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	整備か所数	51か所	54か所

セカンドステージ応援団事業			
事業内容	定年退職者などのシニア層の力を地域活動や市民活動に活かすとともに、自身の生きがいづくりや地域の活性化をめざし、市民と行政の協働で市民大学などの事業を実施します。倶楽部員主体で情報紙の発行や市民向け講座の企画・実施のほか、さまざまなジャンルのサークル活動を展開します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	市民向け講座 参加者数	延328人	360人

情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の推進			
事業内容	情報通信技術（ICT）を活用し、高齢者が社会参加や生きがいづくりに関する様々な情報を取得できる仕組みを構築します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	情報通信技術（ICT）を活用した情報提供の推進	—	2018年度 事業構築 2019年度 事業開始

生涯学習情報の提供			
事業内容	生涯学習情報提供サイトにおいて、学習講座、生涯学習団体・サークル、生涯学習指導者などの様々な生涯学習に関連する情報を一元的に収集し、提供します。また、様々な学習内容の詳細な情報が取得できる仕組みづくりや見やすく・分かりやすい掲載方法に努め、誰でも容易に学習情報を入手できるシステムの運用を進めます。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	市ホームページ（生涯学習）へのアクセス数	448,122件	590,000件

## (2) 担い手の育成

高齢者が生涯にわたって自ら学び、自らを高めていけるよう、生涯学習などの機会を充実します。また、地域の担い手としての高齢者の役割は、今後一層高まっていくものと考えられるため、学習成果とともに、家庭・地域・企業等で培った豊かな経験や知識・技能を地域の中で有効に発揮できるよう、地域活動やボランティア活動などへの参画を支援します。

また、働く意欲のある高齢者に対しては、就業や地域課題を解決するための活動につながる機会の提供を行います。

### 【事業展開】

ふれあい基金を活用した地域福祉活動に対する支援			
事業内容	平成2年度から篤志家による指定寄附金と本市一般財源を積み立てて地域福祉推進基金（愛称：ふれあい基金）を設置し、その運用益金などを、地域福祉を推進するための事業経費や助成金に充てています。市民の自主的な福祉活動・地域活動に対する助成を行うことで、活動の活性化、福祉活動への広報・周知などを行います。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	助成件数	104件	110件
	助成額	10,464,566円	10,800,000円

いきいき堺市民大学			
事業内容	セカンドステージ応援団の取組の一つとして、地域社会に貢献できる人材の養成や生きがいづくりを目的に、大阪府立大学との共催により「いきいき堺市民大学」を開講し、地域活動・市民活動への参加誘導を行うことをめざします。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	受講生数	664人	864人

ボランティア講座の開催			
事業内容	堺市社会福祉協議会各区事務所において、地域の福祉活動の紹介や発表など、ボランティアに興味を持っていただき、活動のきっかけづくりとなるような講座を開催します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	開催回数	18回	22回

生活援助サービス従事者研修の開催【再掲】			
事業内容	担い手登録型訪問サービスに従事する者を養成するための研修を開催します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	研修修了者数	366人	300人

### (3) 社会参加の機会の提供

高齢者のライフスタイルや価値観が多様化する中、高齢者の活動に対するニーズも教養や趣味の活動、スポーツ、ボランティア、就業など多岐にわたります。関心のある活動を通じて社会参加することは、高齢者自身の生きがいつくりや健康の保持、介護予防につながるだけでなく、地域の活性化にもつながることから、高齢者が自発的に活動できるよう支援します。

就業を希望する高齢者に対し、就業相談・支援、職業能力開発の支援、起業を志す高齢者への支援などを推進します。また、地域における場づくりなどの活動に高齢者が主体的に参加できる仕組みづくりを進めます。

#### 【事業展開】

老人クラブの活性化			
事業内容	老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を活かし、豊かな生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康づくり、介護予防活動、ボランティア活動を柱に活動を行います。また、高齢者の閉じこもりや声かけ、見守りの友愛活動、健康・仲間づくり、高齢者相互の支えあい活動は地域での期待も大きいことから、これらの活動を促進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	会員数	45,292人	46,000人

ねんりんピックへの参加			
事業内容	明るく活力に満ちた高齢社会の実現をめざして行われている60歳以上の方を中心とした健康と福祉の総合的な祭典である「ねんりんピック」に、堺市選手団として参加を行います。各種スポーツ競技や、美術展の開催などのイベントを通じて、参加者相互の交流を図ります。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	選手団人数	141名 (派遣要請人数222人)	開催県からの派遣要請人数と同規模程度

シルバー人材センターの活用			
事業内容	公益社団法人堺市シルバー人材センターでは、就業を希望する定年退職者その他高年齢退職者などに対し、臨時的かつ短期的又は軽易な就業の機会を提供し、高齢者自らの生きがいの充実や社会参加を推進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	会員数	5,895人	7,500人（2019年度）
	契約件数	18,732件	20,000件（2019年度）
	契約高	2,251,152千円	2,500,000千円(2019年度)
	就業延人数	561,403人	600,000人（2019年度）

日常生活圏域コーディネーターの圏域配置【再掲】			
事業内容	<p>生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援に当たっている「地域福祉ねっとワーカー（コミュニティソーシャルワーカー）」の役割に、元気な高齢者を始めとした、住民による主体的な活動やNPO、社会福祉法人、地域団体、シルバー人材センターなどの多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合い体制づくりを推進する生活支援コーディネーターの役割を付加した「日常生活圏域コーディネーター」の圏域ごとの配置を進めます。</p> <p>「日常生活圏域コーディネーター」に市の活動方針を提示し、個別支援や地域活動支援を通して集まった課題を事業化・施策化するほか、支援を必要とする方々を支える担い手の育成や支え合い活動の創出等を行います。また、任意の協議体に加え、市全体の課題を検討する協議体において、通いの場や多世代交流の場等の地域資源の開発を行います。</p>		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	配置数	1名	日常生活圏域に配置
	個別支援件数	413件	420件

## （４）助け合い活動の推進

地域における住民同士の助け合いは、身近な社会参加であり、共生社会の重要な基盤となります。高齢者の地域での様々な助け合いの活動を推進し、自分自身の健康づくりや仲間づくりを支援していきます。

### 【事業展開】

地域福祉型研修センター機能			
事業内容	<p>堺市の地域福祉推進を目的に、地域福祉課題に対応する人材養成と専門職、地域住民のスキルアップをめざす研修プログラムを開発し、これを実施するとともに、研修ニード及び人材育成ニードを把握し、求められる研修情報を提供します。また、研修を通じて、協働による企画・運営を実施し、協働の輪を広げていきます。</p>		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	研修実施回数	調査研究の実施	多職種協働型によるニードに基づいた研修プログラムの構築。

高齢者のボランティア活動の支援			
事業内容	<p>堺市社会福祉協議会が、各区役所などに設置している各区事務所にボランティア相談コーナーを設置し、ボランティアの登録、需給調整、活動の相談などを行います。同協議会ボランティア情報センターでは、情報収集を行い、ボランティアに関する総合的な相談に応じます。</p>		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	個人登録人数	1,666人	2,000人
	グループ登録数	219グループ	300グループ
	相談件数	1,968件	3,200件

老人クラブの活性化【再掲】			
事業内容	老人クラブでは、高齢者の知識、技術及び経験を活かし、豊かな生活を送ることを目的として、教養講座の開催や健康づくり、介護予防活動、ボランティア活動を柱に活動を行います。また、高齢者の閉じこもりや声かけ、見守りの友愛活動、健康・仲間づくり、高齢者相互の支え合い活動は地域での期待も大きいことから、これらの活動を促進します。		
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）
	会員数	45,292人	46,000人

地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）への支援【再掲】				
事業内容	ひとり暮らし高齢者などが地域の中で孤立することなく安心して生活できるように、校区福祉委員会が行っている地域のつながりハート事業（堺市小地域ネットワーク活動推進事業）を、堺市社会福祉協議会を通じ支援しています。			
現状・目標	項目	現状（2016年度）	目標（2020年度）	
	校区福祉委員会数	93委員会	全校区	
	小地域ネットワーク活動指定校区数	93校区	全校区	
	個別援助活動	見守り声かけ訪問	93校区	全校区
		家事援助	20校区	22校区
		介護援助	3校区	6校区
		外出支援	23校区	23校区
		配食活動	7校区	8校区
	グループ援助活動	いきいきサロン	91校区	全校区
		ふれあい食事会	84校区	84校区
		地域リハビリ	56校区	57校区
		世代間交流	91校区	全校区
		子育て支援	84校区	88校区
		ふれあい喫茶	83校区	85校区
	校区福祉委員会活動	広報活動（新聞発行等）	81校区	85校区
		研修・学習活動	79校区	80校区
校区ボランティアビューロー	84校区	87校区		
お元気ですか訪問活動	83校区	90校区		

## 第4章 介護サービス量等の見込み

### 1 介護保険施設等の整備

#### (1) 介護保険施設の整備

##### ア 介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者などに対して、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を提供する、定員30人以上の施設です。今期においては、新設1か所と増床を併せて計152人分を整備します。

(単位：人分)

	2018年度	2019年度	2020年度
整備数	22	0	130
年度末時点の必要利用総数	2,923	2,923	3,053

##### イ 介護老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーション、看護・介護を必要とする高齢者などに対して、自宅での生活に復帰できることをめざして、施設サービス計画に基づく看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う施設です。今期においては、現在の利用状況等に鑑み、新設は行わず、増床10人分を整備します。

(単位：人分)

	2018年度	2019年度	2020年度
整備数	0	10	0
年度末時点の必要利用総数	1,793	1,803	1,803

##### ウ 介護医療院・介護療養型医療施設

介護医療院とは、慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナルなどの機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設で、平成30年度から創設された施設です。療養病床からの転換を優先させるため、今期においては、整備は行いません。

介護療養型医療施設とは、急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする高齢者などに対し、施設サービス計画に基づく療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う施設ですが、第6期中に全て医療療養病床に転換し、新設は認められていません。

## (2) 居住系サービスの整備

### ア 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者などに対して、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を提供する、定員29人以下の施設です。今期においては、既存施設の整備状況を踏まえ、未整備の圏域に4か所、116人分を整備します。

(単位：人分)

	2018年度	2019年度	2020年度
整備数	0	0	116
年度末時点の必要利用定員総数	298	298	414

#### 年度末時点の総定員数の圏域別内訳

(単位：人分)

日常生活圏域		2017年度末見込	第7期中整備数	2020年度
堺	1区	0	0	0
	2区	29	0	29
	3区	0	0	0
	4区	0	0	0
中	1区	0	0	0
	2区	0	0	0
	3区	29	0	29
東・美原	東1区	0	0	0
	東2区	28	0	28
	美原1区	29	0	29
西	1区	0	0	0
	2区	67	0	67
	3区	0	0	0
南	1区	29	0	29
	2区	0	0	0
	3区	29	0	29
	4区	0	0	0
北	1区	29	0	29
	2区	0	0	0
	3区	29	0	29
	4区	0	0	0
区域未定※		-	116	116
合 計（必要利用定員総数）		298	116	414

※現時点で整備圏域が確定していないため「区域未定」として計上してあります。

## イ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症（比較的安定した状態）で介護が必要な高齢者などが5～9人で共同生活を営む住居で、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。今期においては、地域的なバランス等にも配慮しながら、新設3か所と増床を併せて計74人分を整備します。

(単位：人分)

	2018年度	2019年度	2020年度
整備数	0	0	74
年度末時点の必要利用定員総数	1,268	1,268	1,342

### 年度末時点の総定員数の圏域別内訳

(単位：人分)

日常生活圏域		2017年度末見込	第7期中整備数	2020年度
堺	1区	81	0	81
	2区	15	0	15
	3区	54	0	54
	4区	81	0	81
中	1区	90	0	90
	2区	24	0	24
	3区	135	0	135
東・美原	東1区	72	0	72
	東2区	18	0	18
	美原1区	72	0	72
西	1区	36	0	36
	2区	153	0	153
	3区	18	0	18
南	1区	63	0	63
	2区	59	0	59
	3区	36	0	36
	4区	36	0	36
北	1区	54	0	54
	2区	36	0	36
	3区	72	0	72
	4区	63	0	63
区域未定*		-	74	74
合 計（必要利用定員総数）		1,268	74	1,342

※現時点で整備圏域が確定していないため、「区域未定」として計上しています。

## ウ 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などで、計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行うサービスです。

第5期及び第6期においては、待機者数及び空室状況に鑑み、新たな整備を行ってきませんでしたが、高齢者の多様な住まいのニーズに応え、また介護の質を確保できるよう、今期においては、既存施設からの転換を中心として、900人分を整備します。

(単位：人分)

	2018年度	2019年度	2020年度
必要利用総数（介護専用型）	0	0	0
必要利用総数（混合型）	1,855	1,893	1,932
必要利用定員総数（地域密着型）	0	0	0

## (3) その他の施設の整備

### ア 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の方で、経済的及び環境上の理由から、在宅での生活が困難な方が入所する施設です。入所後の加齢などに伴い、介護などの支援を要する方は、在宅の介護保険サービスが利用できます。利用者数が定員をやや下回る水準で推移しており、今期においては整備を行いません。

	2018年度	2019年度	2020年度
施設数（か所）	2	2	2
定員（人）	190	190	190

### イ 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型）

身体機能の低下などにより自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が利用する施設です。在宅サービスが利用できます。

- ・ケアハウス：食事サービスがあります。
- ・軽費老人ホーム（A型）：食事サービスがあり、診療所が併設されています。

利用者数が定員をやや下回る水準で推移しており、今期においては整備を行いません。

	2018年度	2019年度	2020年度
施設数（か所）	11	11	11
定員（人）	515	515	515

## 2 要介護等認定者数の見込み（再掲）

### （1）高齢者数の見込み（再掲）

本市の高齢者数は、2017年9月末時点で、230,576人となっており、総人口に占める割合（高齢化率）は、27.4%で上昇を続けています。

今後も高齢化は更に進み、2025年には高齢者数は約23万人（うち、75歳以上は約14万人）、総人口に占める割合は28.1%（うち、75歳以上は17.6%）になるものと予測されます。

（単位：人）

	2017年度	計画期間			2025年度
		2018年度	2019年度	2020年度	
総人口	841,345	838,250	834,791	830,993	807,418
高齢者	230,576	232,306	233,074	233,229	227,041
65～74歳	120,570	117,790	113,760	111,986	85,331
75～84歳	81,955	84,903	88,191	88,154	100,381
85歳以上	28,051	29,613	31,123	33,089	41,329
高齢化率	27.4%	27.7%	27.9%	28.1%	28.1%
前期高齢者の比率	14.3%	14.1%	13.6%	13.5%	10.6%
後期高齢者の比率	13.1%	13.7%	14.3%	14.6%	17.6%
85歳以上の比率	3.3%	3.5%	3.7%	4.0%	5.1%

（各年9月末時点、2017年度は実績値、2018年度以降は推計値）

資料：実績値は住民基本台帳、推計値は堺市推計（コーホート変化率法による）

### （2）要介護等認定者数の推移（再掲）

本市の要介護等認定者数は、2017年9月末時点で52,408人となっています。今後も、要介護等認定者数は増加していくものと見込まれます。

（単位：人）

	2017年度	計画期間			2025年度
		2018年度	2019年度	2020年度	
要支援1	11,731	12,146	12,521	12,815	14,268
要支援2	7,361	7,598	7,819	8,024	8,963
要介護1	8,908	9,130	9,371	9,635	11,033
要介護2	8,350	8,503	8,698	8,916	10,128
要介護3	5,751	5,949	6,142	6,334	7,327
要介護4	5,791	5,983	6,196	6,420	7,503
要介護5	4,516	4,689	4,850	4,997	5,743
合計	52,408	53,998	55,597	57,141	64,965

※各年度の介護度別認定者数には、2号含む

（各年9月末時点、2017年度は実績値、2018年度以降は推計値）

資料：実績値は介護保険事業状況報告、推計値は堺市推計（認定率実績値のトレンドから将来認定率を推計し、認定者数を算定）

### 3 介護保険給付の見込み

計画期間の介護保険サービス利用量は、介護保険サービスの利用実績の推移から、今後の利用状況を見込んだうえで、要介護等認定者数の見込みと施設の整備方針などを踏まえ、さらに大阪府医療計画との整合性を確保し、以下のとおり推計しました。

#### (1) 介護保険サービス見込量

##### ア 居宅サービスの利用者数とサービス量

	単位	2017年度	計画期間			2025年度
			2018年度	2019年度	2020年度	
訪問介護	回/月	380,672	381,601	409,904	440,297	503,742
訪問入浴介護	回/月	2,079	2,296	2,426	2,534	3,464
介護予防	回/月	2	3	3	3	3
訪問看護	回/月	44,344	48,547	54,778	61,099	75,795
介護予防	回/月	4,803	5,776	6,674	7,644	8,707
訪問リハビリテーション	回/月	7,854	7,705	7,778	7,794	8,561
介護予防	回/月	926	1,111	1,258	1,394	1,771
居宅療養管理指導	人/月	7,407	8,195	8,975	9,793	11,525
介護予防	人/月	393	477	534	592	697
通所介護	回/月	72,165	75,583	81,057	86,877	112,425
通所リハビリテーション	回/月	22,763	24,058	24,986	25,971	29,486
介護予防	人/月	880	1,021	1,158	1,296	1,587
短期入所生活介護	日/月	21,012	23,053	23,060	23,356	34,821
介護予防	日/月	86	144	148	152	156
短期入所療養介護	日/月	4,415	4,710	5,024	5,186	6,397
介護予防	日/月	16	10	10	10	11
特定施設入居者生活介護	人/月	723	1,578	1,616	1,655	2,297
介護予防	人/月	132	141	144	147	235
福祉用具貸与	人/月	14,454	14,890	15,879	16,935	20,200
介護予防	人/月	3,811	4,386	4,913	5,449	6,508
特定福祉用具販売	人/月	238	256	259	260	302
介護予防	人/月	95	94	95	96	101
住宅改修	人/月	192	193	195	197	214
介護予防	人/月	147	145	146	148	160
居宅介護支援	人/月	21,367	21,574	22,396	23,302	26,582
介護予防	人/月	5,518	5,294	5,528	5,788	7,211

※2017年度は見込み値、2018年度以降は推計値

## イ 地域密着型サービスの利用者数とサービス量

	単位	2017年度	計画期間			2025年度
			2018年度	2019年度	2020年度	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	86	111	169	184	294
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	3,035	2,794	2,795	2,899	3,258
介護予防	回/月	51	79	90	97	224
小規模多機能型居宅介護	人/月	298	313	420	507	611
介護予防	人/月	24	27	32	41	50
認知症対応型共同生活介護	人/月	1,133	1,172	1,179	1,243	1,442
介護予防	人/月	4	3	4	6	8
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	244	298	298	414	634
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	131	166	224	238	298
地域密着型通所介護	回/月	30,350	30,817	33,301	35,933	47,650

※2017年度は見込み値、2018年度以降は推計値

## ウ 施設サービスの利用者数とサービス量

	単位	2017年度	計画期間			2025年度
			2018年度	2019年度	2020年度	
介護老人福祉施設	人/月	2,731	2,865	2,875	2,940	3,153
介護老人保健施設	人/月	1,643	1,679	1,689	1,689	1,803
介護医療院	人/月		0	0	0	30
介護療養型医療施設 <sup>※1</sup>	人/月	142	30	30	30	

※2017年度は見込み値、2018年度以降は推計値

※1 介護療養型医療施設の利用者数の推計値は、本市被保険者が他市施設に住所地特例者として、入所する人数を見込む。

## エ 地域支援事業の見込量

### (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業

		単位	2017年度	計画期間			2025年度
				2018年度	2019年度	2020年度	
訪問型サービス	従前相当サービス	人/月	6,007	6,129	6,285	6,437	8,304
	独自サービス	人/月	10	50	70	100	120
通所型サービス	従前相当サービス	人/月	5,429	5,848	6,300	6,786	8,784
	独自サービス	人/月	30	50	80	120	150
介護予防ケアマネジメント		人/月	6,754	7,139	7,546	7,977	9,724
一般介護予防事業	介護予防教室	開催回数/年	3,284	3,401	3,528	3,656	3,820
	介護予防ケアマネジメント検討会議	開催回数/年	54	72	72	72	72

### (イ) 包括的支援事業・任意事業

		単位	2017年度	計画期間			2025年度
				2018年度	2019年度	2020年度	
地域包括支援センター相談件数		延件数/年	129,190	135,650	142,430	149,550	190,870
在宅医療・介護連携推進事業	堺地域医療連携支援センター相談件数	実件数/年	212	360	370	380	430
	多職種協働による会議等の開催回数	実件数/年	25	26	28	30	40
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チーム相談件数	実件数/年	50	100	100	100	100
	認知症カフェ数	延件数/年	38	40	42	45	55
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター配置数	人	8	13	21	21	21
家族介護支援事業	さかい見守りメール事前登録者数	人	533	582	631	680	925
その他事業	認知症サポーター数	延人数	56,000	65,000	74,000	84,000	129,000
	成年後見市長申立て件数	実件数/年	36	39	42	45	60

※2017年度は見込み値、2018年度以降は推計値

※主な事業を掲載しています。

## (2) 介護保険事業費の見込み

高齢化に伴う要介護等認定者数の増加、介護保険サービス利用者数の伸びなどにより、介護保険事業費は、年々増加しています。今後も、高齢者数の増加等により、介護保険事業費は、更に増大するものと予測されます。

本市では、地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進を進めながら、中・長期的な視点で給付と負担の適切なバランスを図り、将来にわたって安定的に介護保険事業を運営することができるように取組を進めます。

### ア 介護保険給付費の見込み

(単位：千万円)

	計画期間			2025年度
	2018年度	2019年度	2020年度	
介護・予防サービス等給付費	6,734	7,101	7,527	9,025
居宅介護サービス	3,709	3,954	4,210	5,167
地域密着型介護サービス	942	1,025	1,140	1,466
施設介護サービス	1,492	1,499	1,520	1,627
居宅介護福祉用具購入等費	31	31	31	35
居宅介護サービス計画給付費	387	403	420	478
介護予防サービス	119	133	147	179
地域密着型介護予防サービス	4	5	6	9
介護予防福祉用具購入等費	19	19	19	21
介護予防サービス計画給付費	31	32	34	43

(単位：千万円)

	計画期間			2025年度
	2018年度	2019年度	2020年度	
総給付費*	6,730	7,093	7,519	9,015
審査支払手数料	6	7	7	10
高額介護サービス等費	197	216	234	299
高額医療合算介護サービス等費	19	19	19	22
特定入所者介護サービス等費	183	184	193	206
合 計	7,135	7,520	7,973	9,552

※「総給付費」は、「介護・予防サービス等給付費」から、一定以上所得者負担の調整を行った額

### イ 地域支援事業費の見込み

(単位：千万円)

	計画期間			2025年度
	2018年度	2019年度	2020年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費	348	367	387	447
包括的支援事業・任意事業費	142	143	145	154
合 計	490	510	532	601

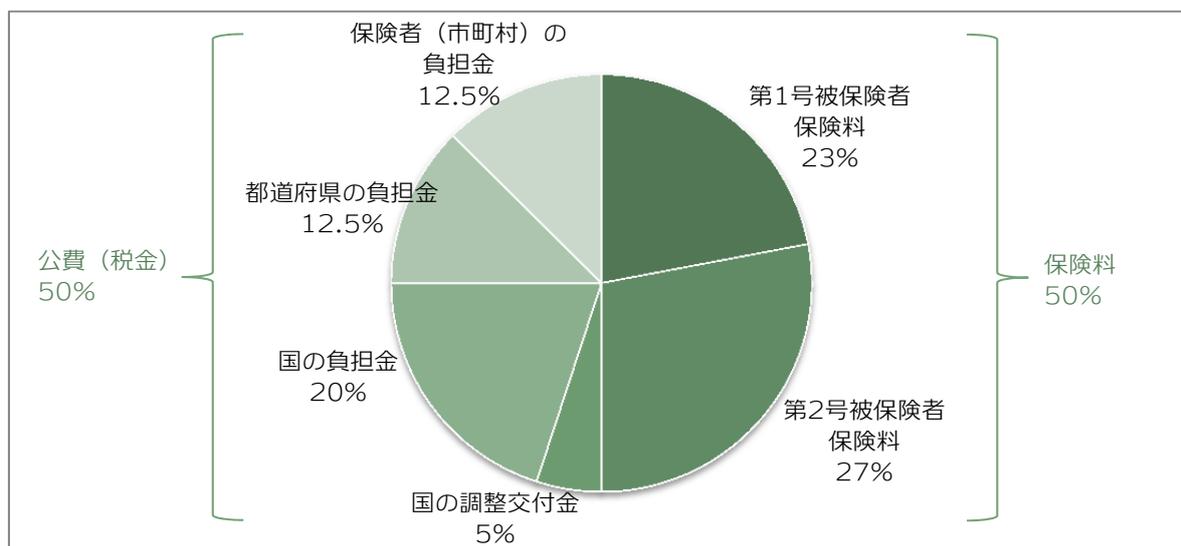
### (3) 介護保険事業に係る給付費の財源の仕組み

介護保険サービスを利用する場合、利用者の自己負担は1割又は2割であり※（高額負担の場合の軽減措置等があります。）、残りは介護保険から給付されます。この保険給付財源のうち、半分は国・都道府県・保険者（市町村）が公費により負担し、半分を保険料で賄う制度となっています。

そのうち、保険料負担分について、2018年度から2020年度までは、第1号被保険者（65歳以上）が23%、第2号被保険者（40～64歳）が27%を負担することになっています。したがって、第1号被保険者の保険料の算定は、介護保険給付費の23%分を第1号被保険者数で配分する形が基本となります。

※2018年8月より高所得者への3割負担が導入され、自己負担割合は1割、2割、3割の3区分となります。

給付費の財源内訳



※国の調整交付金とは、地域における保険料負担の差異を平準化するために、市町村の高齢化の状況などに応じて5%を基準に国から交付されるもので、後期高齢者や所得の低い高齢者の割合が高い市町村では5%よりも大きく設定されます。

法令改正により、2021年度から調整交付金の算定方法における年齢区分が現行の2区分（65～74歳、75歳以上）から3区分（65～74歳、75～84歳、85歳以上）に細分化されます。なお、本計画期間中は、激変緩和措置として、2区分と3区分を2分の1ずつ組み合わせることとなっています。

※保険料による負担割合は、第1号被保険者保険料と第2号被保険者保険料を合わせて50%となりますが、それぞれの負担割合については人口比に応じて3年ごとに見直されることになっています。本計画期間では、前計画期間（平成27～29年度）の第1号被保険者22%から1%上昇しており、今後も高齢化により第1号被保険者の負担割合は上昇するものと見込まれます。

## (4) 第1号被保険者の保険料の設定

### ア 保険料改定に係る考え方

保険料については、被保険者の所得水準に応じたきめ細かな保険料設定を行うことができるよう、国の標準段階（9段階）については、多段階化や保険料率（保険料基準額に対する割合）の変更が可能となっています。

本市では、介護保険事業を安定的に運営するために、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料段階設定が必要であると考えており、第6期においては14段階としました。本計画期間においては、第6期よりもさらにきめ細かな所得段階区分とするとともに、低所得者に配慮しつつ、応分負担を進める保険料率とします。

【参考】所得段階区分と保険料率の設定における第6期との変更点

- ア 第6期の第14段階を細分化し、第15段階及び第16段階を新設します。
- イ 第6段階（本人課税層のうち最も所得の低い段階）については、第6期よりも保険料率を引き下げます。
- ウ 第9段階以上については、第6期よりも保険料率を引き上げます。

### イ 保険料基準月額

本計画期間における第1号被保険者の保険料基準月額は、第6期保険料基準月額6,128円から495円上昇し、6,623円となります。

上昇の要因は、法令の改正により第1号被保険者の負担割合が22%から23%に引き上げられたこと、介護保険サービス利用者の増加などに伴い介護保険給付費が伸び続けること、2018年度の介護報酬の増額改定や2019年10月から予定されている消費税増税及び介護福祉士等の処遇改善に伴う介護報酬の増額改定による介護保険給付費の増加があげられます。

なお、高齢者人口及び要介護等認定者数の将来推計を踏まえ、現状の介護給付費の伸びをもとに試算すると、2025年には、保険料基準月額は9,200円程度となる見込みです。

### ウ 介護保険給付費準備基金の活用

計画期間中において、保険料の余剰金を積み立てるために各保険者が設置している保険給付費準備基金については、余剰がある場合は、次期の保険料の上昇抑制に充てることとなっています。これを全額取り崩すこと等により、保険料基準月額を約256円抑制しています。

## エ 本市独自の保険料減免制度の拡充

介護保険制度は、介護を社会全体で支え合う制度であり、被保険者は、所得状況に応じた保険料を負担することが原則です。

しかし、低所得で生活に困窮されている方もいることから、本市独自の施策として、収入や資産等について一定の要件を定めて保険料を軽減する減免制度を実施しています。

本計画においては、世帯の年収要件を1人世帯では従来の120万円以下から150万円（世帯員が1人増加するごとに48万円を加算した額）以下に拡充するとともに、住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう居住用の土地に係る要件を撤廃するなど減免制度の見直しを行います。

## オ 公費投入による低所得者の保険料軽減強化

平成27年4月から、低所得者の保険料負担を軽減するため、保険給付費等にかかる公費とは別枠で公費を投入し、第1段階の保険料率を0.5から0.45へ引き下げており、本計画においても国の方針に基づき引き続き公費投入による低所得者負担軽減を実施します。

※保険料の算出手順については、資料編127ページを参照ください。

本計画期間における保険料率と保険料は、下表のとおりです。

課税状況		所得段階区分	所得段階別対象者	保険料率	保険料年額 (月額)
本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	第1段階	老齢福祉年金受給の方、または生活保護受給の方 公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80万円以下の方	0.50	39,740円 (3,312円)
				(軽減後※) 0.45	35,770円 (2,981円)
		第2段階	公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80万円を超え120万円以下の方	0.72	57,230円 (4,769円)
	第3段階	公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 120万円を超える方	0.75	59,610円 (4,968円)	
	世帯員がいる 市民税課税の	第4段階	公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80万円以下の方	0.90	71,540円 (5,962円)
	<b>第5段階 (基準額)</b>	<b>公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80万円を超える方</b>	<b>1.00</b>	<b>79,480円 (6,623円)</b>	
本人が市民税課税	第6段階	合計所得金額が125万円以下の方	1.18	93,790円 (7,816円)	
	第7段階	合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	1.30	103,330円 (8,611円)	
	第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	119,220円 (9,935円)	
	第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.67	132,740円 (11,062円)	
	第10段階	合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.84	146,250円 (12,188円)	
	第11段階	合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	2.01	159,760円 (13,313円)	
	第12段階	合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	2.18	173,270円 (14,439円)	
	第13段階	合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	2.31	183,600円 (15,300円)	
	第14段階	合計所得金額が800万円以上900万円未満の方	2.44	193,940円 (16,162円)	
	第15段階	合計所得金額が900万円以上1000万円未満の方	2.47	196,320円 (16,360円)	
	第16段階	合計所得金額が1000万円以上の方	2.50	198,700円 (16,558円)	

※第1段階については、国・府・市からそれぞれ公費を投入し、保険料率を0.5から0.45に軽減します。

## 1 関係機関等との連携

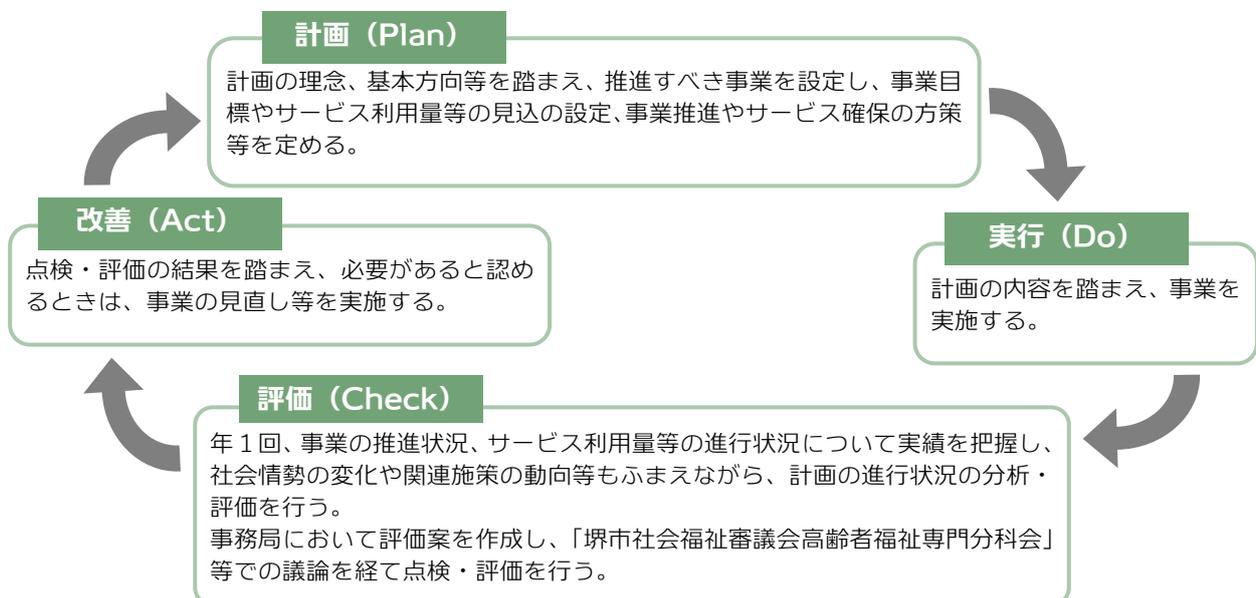
本計画の推進に当たっては、行政としての積極的な取組はもとより、地域、関係機関、サービス提供事業者など、各主体が自らの役割を認識し、本計画の理念のもと、連携と協働により取組を推進していく必要があります。地域包括ケアシステムの担い手として、各主体が適切な役割分担と協働の観点のもとで取組を進め、計画の効果的な推進を図ります。

### (1) 計画に関する進行管理

本計画に関する進行管理の体制として、学識経験者、市内関係団体の代表、市民団体などから構成される「堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」を開催し、事業の実施状況など、定期的な計画の点検・評価を行うとともに、幅広い意見などの聴取を行います。会議の内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

計画の点検・評価においては、計画の進行状況等の点検を適切に行い、計画の評価や新たな課題への対応などを図っていくことが必要です。そこで、上記の進行管理体制のもとで、毎年度を評価のサイクルとして、「計画の立案(Plan)」⇒「事業の実施(Do)」⇒「事業の評価・検証(Check)」⇒「計画の改善(Act)」のPDCAサイクルによる循環的マネジメントを実施し、国が提供する地域包括ケア「見える化」システムを活用し、介護保険事業における認定者数やサービス利用量等の進行状況について定期的に点検を実施することや、必要に応じ他市との比較を行うなど、本計画の目標達成状況について確認・分析・評価を行います。これらのプロセスを通じて、本計画の目標が未達成になることが見込まれるといった、必要な場合には事業の見直し等の対応を図るなど、計画の適切な推進に取り組みます。

以上の内容について、市民や関係者の方に対し、様々なツールを用いて共通理解を持つための取組を行っていきます。



## (2) 地域密着型サービス等に関する進行管理

市町村は、地域包括支援センターにおける業務の適切な運営と公平・中立の確保のため、地域のサービス事業者、関係団体などで構成される運営協議会を設置するとともに、地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）に係る事務の適切な運営を図るため、被保険者その他関係者の意見を反映させ、学識経験者の知見の活用を図るために必要な措置を講じることとされています。

本市では、地域包括支援センターの業務運営と地域密着型サービス（地域密着型介護予防サービスを含む。）に係る業務運営について、広く市民、関係者からの意見を聴取する場として、「堺市地域介護サービス運営協議会」を設置し、事業の推進状況、サービス利用量の進行状況の調査・分析結果について、報告及び意見聴取を行い、適切な事務・業務の運営を図ります。その内容については、ホームページや市政情報センターなどで議事録を公表します。

## (3) 地域、専門機関等との連携・協働

### 【地域】

自治会、校区福祉委員会、民生委員児童委員、老人クラブ、NPO、ボランティアなどの地域活動や市民活動は、地域社会を支える活力であり、高齢者の社会参加や生きがいづくりの基盤でもあります。地域包括ケアシステムの推進においても、多様な地域活動の担い手として、その役割は、ますます重要になっていくものと考えられます。地域の多様な活動主体それぞれの役割や特色を活かし、地域に根ざした支援活動が円滑に展開できるように、連携・協働を進めます。

### 【堺市社会福祉協議会】

堺市社会福祉協議会は、ボランティアの育成やネットワークの充実についてのノウハウを蓄積した、地域福祉の推進を図るための団体です。また、基幹型包括支援センターの運営主体として、本市における地域包括ケアシステムの推進に当たって大きな役割を担っています。堺市社会福祉協議会との連携・協働をさらに強化し、地域包括ケアシステムの基盤整備を進めていきます。

### 【大学】

堺市内及び近隣の大学との連携を進め、高齢者福祉分野における研究成果が地域で活用できるよう協働事業や共同研究を行い、新たな施策展開につながるよう関係強化を図ります。

### 【保健・福祉・医療機関、サービス提供事業者等】

保健・福祉・医療の関係機関、介護サービス事業者などは、高齢者支援の最前線で活動し、本市のサービス基盤を支える重要な役割を担っています。地域包括ケアシステムにおけるサービスの担い手として、高齢者のニーズに応じた適切で質の高いサービスや利用者の人権に配慮したサービス提供が行われるように、必要な指導・支援を行い、連携・協働を進めます。また、地域包括

ケアシステムが機能するためには、様々な専門職種がその役割を果たしながらきめ細かく連携していくことが不可欠であることから、専門性の向上やネットワークの充実などを進めていきます。

## **(4) 庁内関係部局との連携・協働**

本市では、国や都道府県との連携はもとより、庁内関係部局相互の連携を図りながら、様々な行政分野にわたる本計画の施策・事業を総合的に推進することを目的として、「堺市地域福祉推進庁内委員会」を設置しています。本計画の推進に当たり、当該委員会を中核として関係部局の連携・調整を図りながら、計画の進捗管理を行うとともに庁内の協働による取組を推進します。

## **2 計画の周知・広報**

計画の理念や目標、施策について、広く市民に周知するため、市の広報紙やホームページなどを始め、多様な媒体を活用した周知・広報活動を推進します。また、地域や関係機関、各種団体、事業者などと協力し、制度の理念や計画内容のきめ細かな周知に努めます。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

# 資料編

# 1 各区の状況

## 堺 区

区の概況

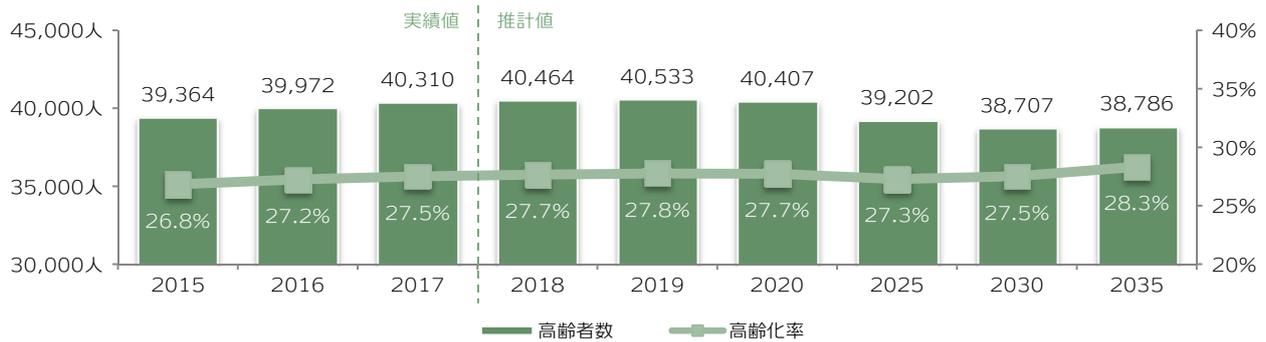
人 口	146,497人	世帯数	75,619世帯
面 積	23.7km <sup>2</sup>	人口密度	6,181人/km <sup>2</sup>



高齢者等の状況 (2017年9月末時点)

	男	女	合計
高齢者数	17,257人	23,053人	40,310人
うち75歳以上	7,529人	12,412人	19,941人
高齢化率	24.0%	30.9%	27.5%
うち75歳以上	10.5%	16.6%	13.6%
ひとり暮らし高齢者数	4,893人	9,977人	14,870人
高齢者のみ世帯数			22,153世帯
要介護等認定者数	3,367人	7,312人	10,679人
うち第1号被保険者	3,284人	7,245人	10,529人

## 高齢者数の推計（各年9月末時点）



## 地域資源の状況（2017年10月1日時点）

通所介護事業所	26か所	地域包括支援センター（基幹型含）	5か所
地域密着型通所介護事業所	36か所	民生委員・児童委員数（H29.4.1）	250人
認知症対応型通所介護事業所	4か所	自治会数（H29.1.14）	325団体
短期入所生活介護事業所	10か所	老人クラブ数（H29.4.1）	86団体
特定施設入居者生活介護事業所	3か所（162人分）	老人クラブ会員数（H28.4.1）	11,103人
介護老人福祉施設	8か所（548人分）		
介護老人保健施設	3か所（290人分）		
介護療養型医療施設	0か所（0人分）		
認知症対応型共同生活介護事業所	13か所（231人分）		
地域密着型介護老人福祉施設	1か所（29人分）		
小規模多機能型居宅介護事業所	5か所		
複合型サービス事業所	0か所		
有料老人ホーム	21か所（839人分）		
サービス付き高齢者向け住宅	11か所（532人分）		

■区の高齢者数を100人とすると…

65～74歳の高齢者数は	51人
75歳以上の高齢者数は	49人
ひとり暮らし高齢者数は	37人
要介護等認定者数は	26人
老人クラブ会員数は	28人

## 地域の状況

市域の北西部に位置し、西は大阪湾に臨んでいます。官公庁施設や商業施設などが集積し、本市の中心部を担っています。また、自治都市の気風が受け継がれ、区民が主体となった防犯・防災活動などの地域活動が活発に取り組まれています。

単身世帯の増加や核家族化の進行が見られ、また、区域の南部においては高齢化の進行が見られます。

## 日常生活圏域の状況（2017年9月末時点）

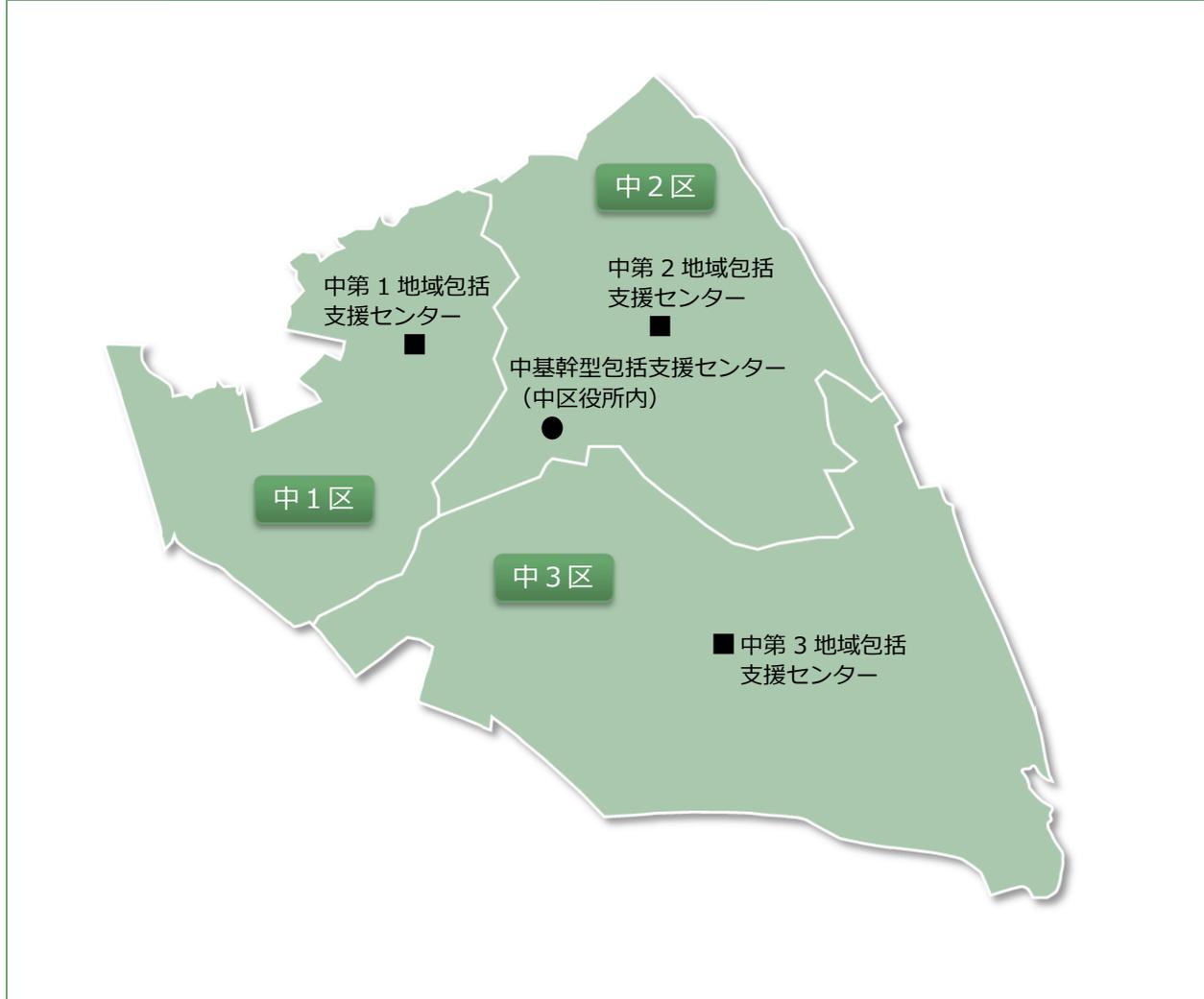
項目	圏域名			
	堺1区	堺2区	堺3区	堺4区
圏域の範囲（小学校区）	三宝、錦西、市、英彰	錦、錦陵、浅香山、三国丘	熊野、少林寺、安井、榎	神石、新湊、大仙、大仙西
総人口	44,573人	35,900人	35,010人	31,014人
高齢者数	11,795人	9,705人	9,017人	9,793人
高齢化率	26.5%	27.0%	25.8%	31.6%
ひとり暮らし高齢者数	4,410人	3,445人	3,566人	3,449人
高齢者のみ世帯数	6,554世帯	5,213世帯	5,122世帯	5,264世帯
要介護等認定者数	2,886人	2,559人	2,506人	2,728人
うち第1号被保険者	2,844人	2,533人	2,476人	2,676人
特定施設入居者生活介護事業所	0人分	0人分	0人分	162人分
介護老人福祉施設	214人分	64人分	160人分	110人分
介護老人保健施設	0人分	100人分	100人分	90人分
介護療養型医療施設	0人分	0人分	0人分	0人分
地域密着型介護老人福祉施設	0人分	29人分	0人分	0人分
認知症対応型共同生活介護事業所	81人分	15人分	54人分	81人分
有料老人ホーム	148人分	98人分	176人分	417人分
サービス付き高齢者向け住宅	58人分	323人分	39人分	112人分

※施設、事業所の定員は2017年10月1日時点。

# 中 区

## 区の概況

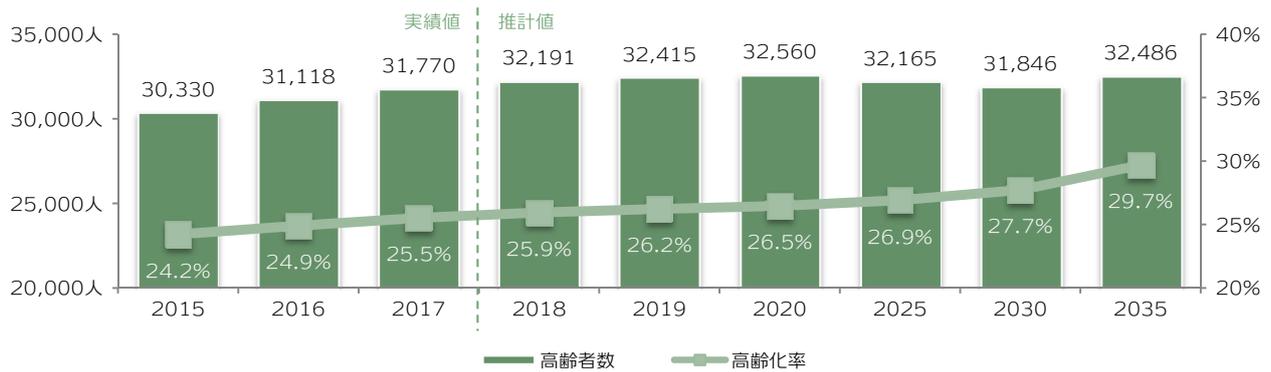
人 口	124,535人	世帯数	55,044世帯
面 積	17.9km <sup>2</sup>	人口密度	6,957人/km <sup>2</sup>



## 高齢者等の状況（2017年9月末時点）

	男	女	合計
高齢者数	13,958人	17,812人	31,770人
うち75歳以上	5,882人	8,515人	14,397人
高齢化率	23.0%	27.9%	25.5%
うち75歳以上	9.7%	13.3%	11.6%
ひとり暮らし高齢者数	2,370人	5,747人	8,117人
高齢者のみ世帯数			14,609世帯
要介護等認定者数	2,366人	4,867人	7,233人
うち第1号被保険者	2,303人	4,796人	7,099人

## 高齢者数の推計（各年9月末時点）



## 地域資源の状況（2017年10月1日時点）

通所介護事業所	29か所	地域包括支援センター（基幹型含）	4か所
地域密着型通所介護事業所	24か所	民生委員・児童委員数（H29.4.1）	138人
認知症対応型通所介護事業所	3か所	自治会数（H29.1.14）	103団体
短期入所生活介護事業所	8か所	老人クラブ数（H29.4.1）	56団体
特定施設入居者生活介護事業所	5か所(372人分)	老人クラブ会員数（H28.4.1）	5,717人
介護老人福祉施設	6か所(504人分)		
介護老人保健施設	2か所(257人分)		
介護療養型医療施設	0か所(0人分)		
認知症対応型共同生活介護事業所	12か所(249人分)		
地域密着型介護老人福祉施設	1か所(29人分)		
小規模多機能型居宅介護事業所	4か所		
複合型サービス事業所	2か所		
有料老人ホーム	25か所(1,061人分)		
サービス付き高齢者向け住宅	14か所(389人分)		

■区の高齢者数を100人とすると…

65～74歳の高齢者数は	55人
75歳以上の高齢者数は	45人
ひとり暮らし高齢者数は	26人
要介護等認定者数は	22人
老人クラブ会員数は	18人

## 地域の状況

本市の中央部にあり、都心からつながる市街地と泉北ニュータウンの間に位置します。伝統的な祭を通してコミュニティ形成が図られており、区民が主体となって取り組むまちづくり活動が進められています。

人口は、2011年以降、横ばいで推移しておりますが、自治会の加入率の低下が進みつつあります。少子高齢化や核家族化によりひとり暮らしの高齢者が増加しています。

## 日常生活圏域の状況（2017年9月末時点）

項目	圏域名	中1区	中2区	中3区
圏域の範囲（小学校区）		八田荘、八田荘西、深井、深井西	東百舌鳥、宮園、東深井、土師	久世、東陶器、西陶器、福田、深阪
総人口		35,168人	40,745人	48,623人
高齢者数		10,108人	9,327人	12,335人
高齢化率		28.7%	22.9%	25.4%
ひとり暮らし高齢者数		2,562人	2,644人	2,911人
高齢者のみ世帯数		4,743世帯	4,456世帯	5,410世帯
要介護等認定者数		2,196人	2,053人	2,984人
うち第1号被保険者		2,157人	2,017人	2,925人
特定施設入居者生活介護事業所		72人分	73人分	227人分
介護老人福祉施設		0人分	164人分	340人分
介護老人保健施設		0人分	257人分	0人分
介護療養型医療施設		0人分	0人分	0人分
地域密着型介護老人福祉施設		0人分	0人分	29人分
認知症対応型共同生活介護事業所		90人分	24人分	135人分
有料老人ホーム		170人分	434人分	457人分
サービス付き高齢者向け住宅		134人分	37人分	218人分

※施設、事業所の定員は2017年10月1日時点。

# 東 区

## 区の概況

人 口	86,899人	世帯数	38,773世帯
面 積	10.5km <sup>2</sup>	人口密度	8,276人/km <sup>2</sup>



## 高齢者等の状況（2017年9月末時点）

	男	女	合計
高齢者数	11,040人	14,726人	25,766人
うち75歳以上	5,034人	7,566人	12,600人
高齢化率	26.7%	32.4%	29.7%
うち75歳以上	12.2%	16.6%	14.5%
ひとり暮らし高齢者数	1,813人	5,155人	6,968人
高齢者のみ世帯数			12,456世帯
要介護等認定者数	1,657人	3,714人	5,371人
うち第1号被保険者	1,607人	3,677人	5,284人

## 高齢者数の推計（各年9月末時点）



## 地域資源の状況（2017年10月1日時点）

通所介護事業所	16か所	地域包括支援センター（基幹型含）	3か所
地域密着型通所介護事業所	10か所	民生委員・児童委員数（H29.4.1）	110人
認知症対応型通所介護事業所	2か所	自治会数（H29.1.14）	165団体
短期入所生活介護事業所	7か所	老人クラブ数（H29.4.1）	42団体
特定施設入居者生活介護事業所	1か所(50人分)	老人クラブ会員数（H28.4.1）	2,403人
介護老人福祉施設	5か所(360人分)	■区の高齢者数を100人とすると…	
介護老人保健施設	2か所(230人分)	65～74歳の高齢者数は	51人
介護療養型医療施設	0か所(0人分)	75歳以上の高齢者数は	49人
認知症対応型共同生活介護事業所	4か所(72人分)	ひとり暮らし高齢者数は	27人
地域密着型介護老人福祉施設	1か所(28人分)	要介護等認定者数は	21人
小規模多機能型居宅介護事業所	1か所	老人クラブ会員数は	9人
複合型サービス事業所	1か所		
有料老人ホーム	8か所(233人分)		
サービス付き高齢者向け住宅	3か所(115人分)		

## 地域の状況

南海高野線沿線を中心とした市街地と農地などからなっています。近年では、南海高野線北野田駅の再開発事業などにより、地域の核として発展しています。自治会を始めNPO法人やボランティアによる市民活動が活発に行われています。

高齢化率は、7区中2番目に高く、今後も高齢化が進むと考えられます。

## 日常生活圏域の状況（2017年9月末時点）

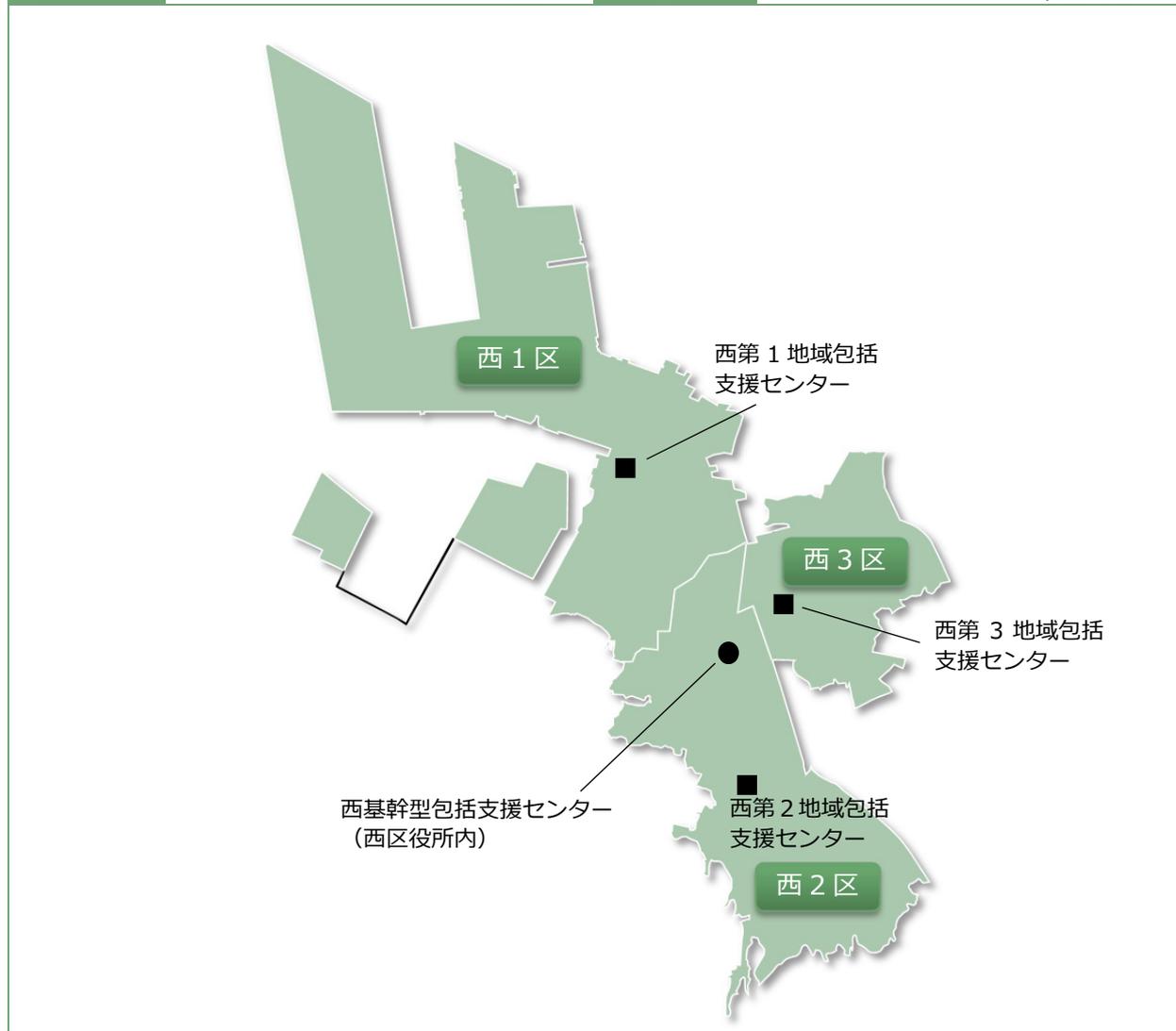
項目	東1区	東2区
圏域の範囲（小学校区）	南八下、八下西、日置荘、日置荘西、白鷺	登美丘西、登美丘東、登美丘南、野田
総人口	43,017人	43,882人
高齢者数	13,280人	12,486人
高齢化率	30.9%	28.5%
ひとり暮らし高齢者数	3,640人	3,328人
高齢者のみ世帯数	6,503世帯	5,953世帯
要介護等認定者数	2,744人	2,627人
うち第1号被保険者	2,700人	2,584人
特定施設入居者生活介護事業所	0人分	50人分
介護老人福祉施設	164人分	196人分
介護老人保健施設	0人分	230人分
介護療養型医療施設	0人分	0人分
地域密着型介護老人福祉施設	0人分	28人分
認知症対応型共同生活介護事業所	54人分	18人分
有料老人ホーム	100人分	133人分
サービス付き高齢者向け住宅	62人分	53人分

※施設、事業所の定員は2017年10月1日時点。

## 西 区

### 区の概況

人 口	139,099人	世帯数	62,806世帯
面 積	28.6km <sup>2</sup>	人口密度	4,864人/km <sup>2</sup>



### 高齢者等の状況 (2017年9月末時点)

	男	女	合計
高齢者数	15,341人	20,372人	35,713人
うち75歳以上	6,911人	10,639人	17,550人
高齢化率	22.8%	28.4%	25.7%
うち75歳以上	10.3%	14.8%	12.6%
ひとり暮らし高齢者数	3,079人	7,530人	10,609人
高齢者のみ世帯数			17,853世帯
要介護等認定者数	2,884人	5,923人	8,807人
うち第1号被保険者	2,807人	5,852人	8,659人

## 高齢者数の推計（各年9月末時点）



## 地域資源の状況（2017年10月1日時点）

通所介護事業所	28か所	地域包括支援センター（基幹型含）	4か所
地域密着型通所介護事業所	33か所	民生委員・児童委員数（H29.4.1）	165人
認知症対応型通所介護事業所	2か所	自治会数（H29.1.14）	191団体
短期入所生活介護事業所	9か所	老人クラブ数（H29.4.1）	80団体
特定施設入居者生活介護事業所	3か所（173人分）	老人クラブ会員数（H28.4.1）	7,991人
介護老人福祉施設	7か所（436人分）	■区の高齢者数を100人とすると…	
介護老人保健施設	4か所（384人分）	65～74歳の高齢者数は	51人
介護療養型医療施設	0か所（0人分）	75歳以上の高齢者数は	49人
認知症対応型共同生活介護事業所	12か所（207人分）	ひとり暮らし高齢者数は	30人
地域密着型介護老人福祉施設	3か所（67人分）	要介護等認定者数は	24人
小規模多機能型居宅介護事業所	5か所	老人クラブ会員数は	22人
複合型サービス事業所	2か所		
有料老人ホーム	15か所（615人分）		
サービス付き高齢者向け住宅	18か所（678人分）		

## 地域の状況

本市の西部に位置し、西は大阪湾に面し、臨海部は重化学工業など大規模な工場が集積しています。中部は市街地、南部は市街化調整区域に区分されます。防犯・防災活動や地域福祉活動など、住民主体でまちづくり活動が積極的に行われています。

人口、世帯数ともおおむね増加傾向にあり、高齢化率は、市全体より若干低くなっています。

## 日常生活圏域の状況（2017年9月末時点）

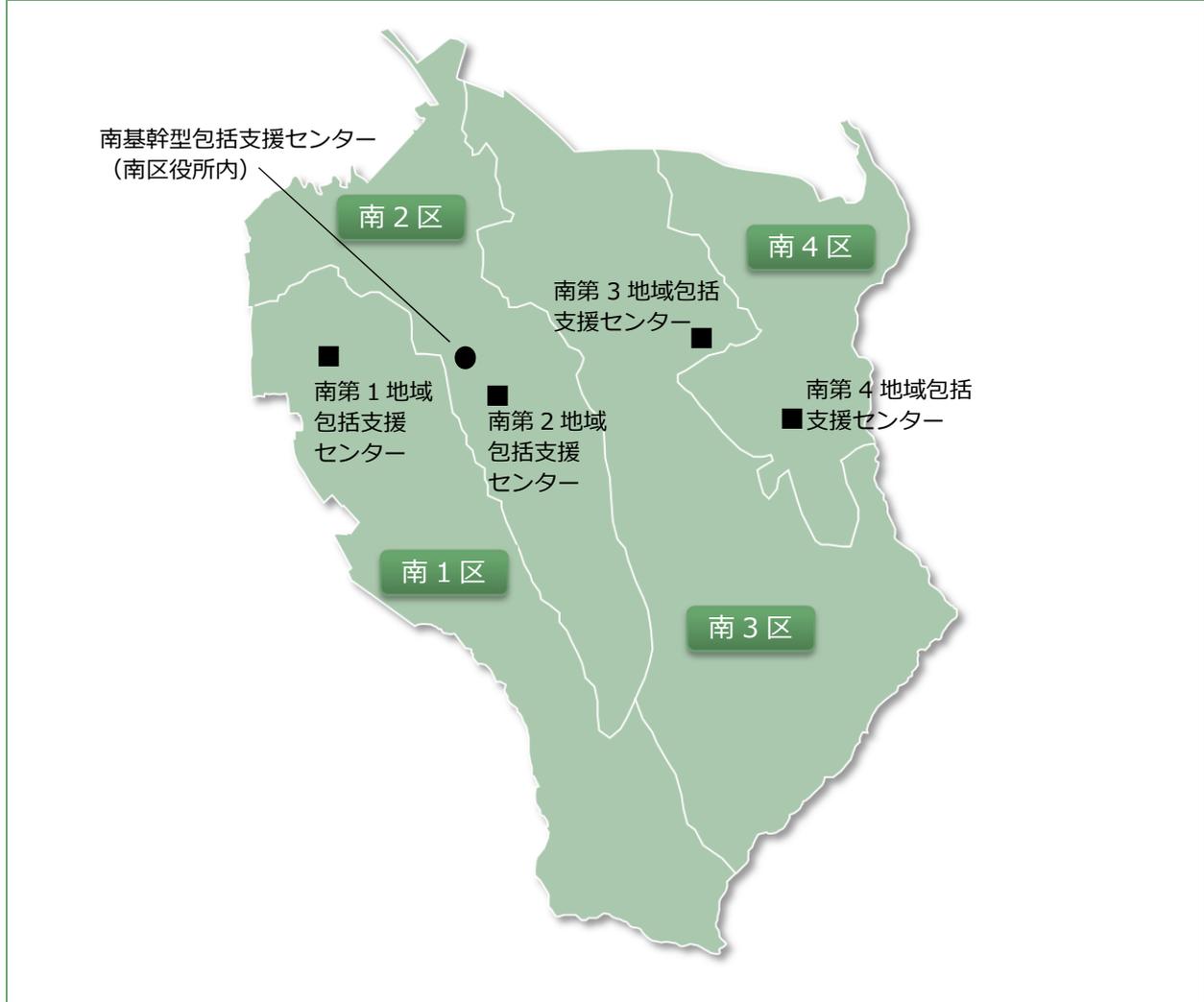
項目	西1区	西2区	西3区
圏域の範囲（小学校区）	浜寺、浜寺東、 浜寺石津、浜寺昭和	鳳、鳳南、福泉、 福泉上、福泉東	津久野、向丘、平岡、 家原寺、上野芝
総人口	40,555人	59,129人	39,414人
高齢者数	11,237人	13,812人	10,664人
高齢化率	27.7%	23.4%	27.1%
ひとり暮らし高齢者数	3,652人	3,924人	3,033人
高齢者のみ世帯数	5,790世帯	6,759世帯	5,304世帯
要介護等認定者数	3,030人	3,329人	2,448人
うち第1号被保険者	2,968人	3,280人	2,411人
特定施設入居者生活介護事業所	143人分	0人分	30人分
介護老人福祉施設	80人分	276人分	80人分
介護老人保健施設	100人分	190人分	94人分
介護療養型医療施設	0人分	0人分	0人分
地域密着型介護老人福祉施設	0人分	67人分	0人分
認知症対応型共同生活介護事業所	36人分	153人分	18人分
有料老人ホーム	435人分	13人分	167人分
サービス付き高齢者向け住宅	286人分	330人分	62人分

※施設、事業所の定員は2017年10月1日時点。

# 南 区

## 区の概況

人 口	146,237人	世帯数	65,844世帯
面 積	40.4km <sup>2</sup>	人口密度	3,620人/km <sup>2</sup>



## 高齢者等の状況 (2017年9月末時点)

	男	女	合計
高齢者数	20,499人	26,418人	46,917人
うち75歳以上	9,096人	12,076人	21,172人
高齢化率	29.9%	34.0%	32.1%
うち75歳以上	13.3%	15.5%	14.5%
ひとり暮らし高齢者数	3,166人	8,994人	12,160人
高齢者のみ世帯数			22,983世帯
要介護等認定者数	3,052人	6,211人	9,263人
うち第1号被保険者	2,976人	6,119人	9,095人

### 高齢者数の推計（各年9月末時点）



### 地域資源の状況（2017年10月1日時点）

通所介護事業所	17か所	地域包括支援センター（基幹型含）	5か所
地域密着型通所介護事業所	22か所	民生委員・児童委員数（H29.4.1）	204人
認知症対応型通所介護事業所	3か所	自治会数（H29.1.14）	224団体
短期入所生活介護事業所	9か所	老人クラブ数（H29.4.1）	96団体
特定施設入居者生活介護事業所	3か所（130人分）	老人クラブ会員数（H28.4.1）	6,607人
介護老人福祉施設	5か所（417人分）		
介護老人保健施設	3か所（233人分）	■区の高齢者数を100人とすると…	
介護療養型医療施設	0か所（0人分）	65～74歳の高齢者数は	55人
認知症対応型共同生活介護事業所	12か所（194人分）	75歳以上の高齢者数は	45人
地域密着型介護老人福祉施設	2か所（58人分）	ひとり暮らし高齢者数は	26人
小規模多機能型居宅介護事業所	3か所	要介護等認定者数は	19人
複合型サービス事業所	0か所	老人クラブ会員数は	14人
有料老人ホーム	7か所（266人分）		
サービス付き高齢者向け住宅	5か所（123人分）		

### 地域の状況

市の南端に位置し、泉北ニュータウンを中心とした計画的市街地とその周辺の農地、集落地、丘陵地などからなっています。自治会加入率は低い状況ですが、NPOやボランティアへの参加者は徐々に増えつつあります。人口は、減少傾向にあり、昭和42年のまちびらきから50周年を迎えた泉北ニュータウンでは、急激な高齢化が進み、若年層の域外への流出や住宅の老朽化が進んでいます。

### 日常生活圏域の状況（2017年9月末時点）

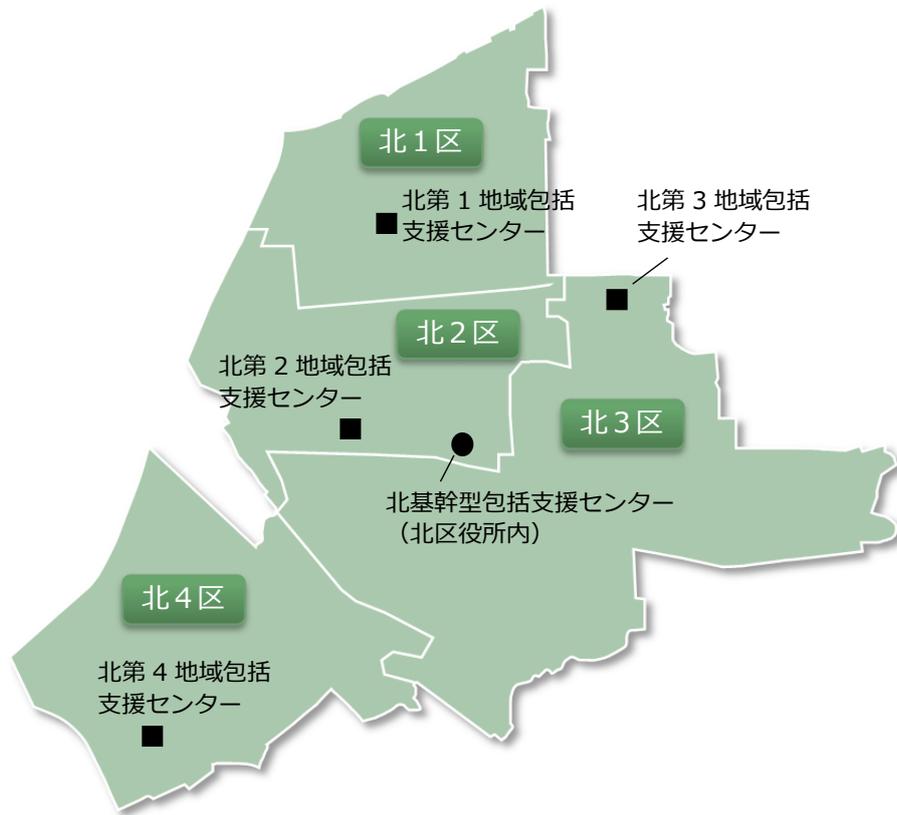
項目	圏域名			
	南1区	南2区	南3区	南4区
圏域の範囲（小学校区）	美木多、赤坂台、新檜尾台、城山台	福泉中央、桃山台、原山ひかり、庭代台、御池台	上神谷、宮山台、竹城台、竹城台東、若松台、茶山台	三原台、泉北高倉、はるみ、槇塚台
総人口	36,332人	40,610人	33,652人	35,643人
高齢者数	11,222人	13,423人	10,653人	11,619人
高齢化率	30.9%	33.1%	31.7%	32.6%
ひとり暮らし高齢者数	2,364人	3,101人	3,335人	3,360人
高齢者のみ世帯数	5,049世帯	6,323世帯	5,559世帯	6,052世帯
要介護等認定者数	1,898人	2,382人	2,394人	2,589人
うち第1号被保険者	1,866人	2,328人	2,354人	2,547人
特定施設入居者生活介護事業所	50人分	30人分	50人分	0人分
介護老人福祉施設	194人分	100人分	50人分	73人分
介護老人保健施設	153人分	0人分	80人分	0人分
介護療養型医療施設	0人分	0人分	0人分	0人分
地域密着型介護老人福祉施設	29人分	0人分	29人分	0人分
認知症対応型共同生活介護事業所	63人分	59人分	36人分	36人分
有料老人ホーム	16人分	30人分	121人分	99人分
サービス付き高齢者向け住宅	0人分	0人分	66人分	57人分

※施設、事業所の定員は2017年10月1日時点。

# 北 区

## 区の概況

人 口	158,964人	世帯数	73,876世帯
面 積	15.6km <sup>2</sup>	人口密度	10,190人/km <sup>2</sup>



## 高齢者等の状況 (2017年9月末時点)

	男	女	合計
高齢者数	16,235人	22,654人	38,889人
うち75歳以上	7,573人	11,720人	19,293人
高齢化率	21.5%	27.2%	24.5%
うち75歳以上	10.0%	14.1%	12.1%
ひとり暮らし高齢者数	3,281人	8,799人	12,080人
高齢者のみ世帯数			19,967世帯
要介護等認定者数	2,733人	6,057人	8,790人
うち第1号被保険者	2,642人	5,992人	8,634人

## 高齢者数の推計（各年9月末時点）



## 地域資源の状況（2017年10月1日時点）

通所介護事業所	27か所	地域包括支援センター（基幹型含）	5か所
地域密着型通所介護事業所	28か所	民生委員・児童委員数（H29.4.1）	188人
認知症対応型通所介護事業所	2か所	自治会数（H29.1.14）	194団体
短期入所生活介護事業所	7か所	老人クラブ数（H29.4.1）	100団体
特定施設入居者生活介護事業所	4か所（219人分）	老人クラブ会員数（H28.4.1）	7,688人
介護老人福祉施設	4か所（326人分）	■区の高齢者数を100人とすると…	
介護老人保健施設	2か所（180人分）	65～74歳の高齢者数は	50人
介護療養型医療施設	1か所（96人分）	75歳以上の高齢者数は	50人
認知症対応型共同生活介護事業所	12か所（225人分）	ひとり暮らし高齢者数は	31人
地域密着型介護老人福祉施設	2か所（58人分）	要介護等認定者数は	22人
小規模多機能型居宅介護事業所	1か所	老人クラブ会員数は	20人
複合型サービス事業所	1か所		
有料老人ホーム	13か所（643人分）		
サービス付き高齢者向け住宅	13か所（474人分）		

## 地域の状況

北は大和川に接し、鉄道網や幹線道路が整備され、生活利便性の高いまちとなっています。転入者が多い反面、転出者も多く、さらに地域活動の担い手の高齢化が進んでいます。

人口は増加しており、比較的若い層が居住し、高齢化率は、市全体より若干低くなっています。出生数が他区に比べて多く、子育て世代が多いまちといえます。

## 日常生活圏域の状況（2017年9月末時点）

項目	圏域名	北1区	北2区	北3区	北4区
圏域の範囲（小学校区）		東浅香山、 新浅香山、 五箇荘、五箇荘東	東三国丘、 光竜寺、新金岡、 新金岡東	大泉、金岡、 金岡南、北八下	中百舌鳥、 百舌鳥、西百舌鳥
総人口		38,365人	32,906人	42,862人	44,831人
高齢者数		8,965人	9,787人	10,079人	10,058人
高齢化率		23.4%	29.7%	23.5%	22.4%
ひとり暮らし高齢者数		2,716人	3,537人	2,695人	3,132人
高齢者のみ世帯数		4,496世帯	5,544世帯	4,864世帯	5,063世帯
要介護等認定者数		2,033人	2,382人	2,108人	2,267人
うち第1号被保険者		1,992人	2,338人	2,074人	2,230人
特定施設入居者生活介護事業所		0人分	109人分	0人分	110人分
介護老人福祉施設		0人分	70人分	176人分	80人分
介護老人保健施設		0人分	80人分	100人分	0人分
介護療養型医療施設		0人分	0人分	0人分	96人分
地域密着型介護老人福祉施設		29人分	0人分	29人分	0人分
認知症対応型共同生活介護事業所		54人分	36人分	72人分	63人分
有料老人ホーム		116人分	146人分	193人分	188人分
サービス付き高齢者向け住宅		229人分	0人分	98人分	147人分

※施設、事業所の定員は2017年10月1日時点。

# 美原区

## 区の概況

人 口	39,114人	世帯数	16,674世帯
面 積	13.2km <sup>2</sup>	人口密度	2,963人/km <sup>2</sup>



## 高齢者等の状況 (2017年9月末時点)

	男	女	合計
高齢者数	4,972人	6,239人	11,211人
うち75歳以上	2,070人	2,983人	5,053人
高齢化率	26.1%	31.1%	28.7%
うち75歳以上	10.9%	14.9%	12.9%
ひとり暮らし高齢者数	670人	1,857人	2,527人
高齢者のみ世帯数			4,955世帯
要介護等認定者数	694人	1,571人	2,265人
うち第1号被保険者	665人	1,548人	2,213人

## 高齢者数の推計（各年9月末時点）



## 地域資源の状況（2017年10月1日時点）

通所介護事業所	4か所	地域包括支援センター（基幹型含）	2か所
地域密着型通所介護事業所	8か所	民生委員・児童委員数（H29.4.1）	59人
認知症対応型通所介護事業所	1か所	自治会数（H29.1.14）	32団体
短期入所生活介護事業所	3か所	老人クラブ数（H29.4.1）	20団体
特定施設入居者生活介護事業所	1か所（70人分）	老人クラブ会員数（H28.4.1）	3,783人
介護老人福祉施設	2か所（200人分）	■区の高齢者数を100人とすると…	
介護老人保健施設	2か所（190人分）	65～74歳の高齢者数は	55人
介護療養型医療施設	1か所（35人分）	75歳以上の高齢者数は	45人
認知症対応型共同生活介護事業所	4か所（72人分）	ひとり暮らし高齢者数は	23人
地域密着型介護老人福祉施設	1か所（29人分）	要介護等認定者数は	20人
小規模多機能型居宅介護事業所	1か所	老人クラブ会員数は	34人
複合型サービス事業所	0か所		
有料老人ホーム	3か所（90人分）		
サービス付き高齢者向け住宅	0か所（0人分）		

## 地域の状況

古くから交通の要衝として繁栄し、郊外住宅地として都市化の影響も少なく、田畑や緑地空間、水辺環境の残る資源を保全しています。区域内に鉄道駅がなく、バスを中心とした公共交通の利便性が課題となっています。PTAや自治会など、各種団体のボランティアが中心となり、防犯や子どもの見守り活動などが盛んに行われています。人口は、おおむね横ばいで推移していますが、年々少子高齢化が進行しています。

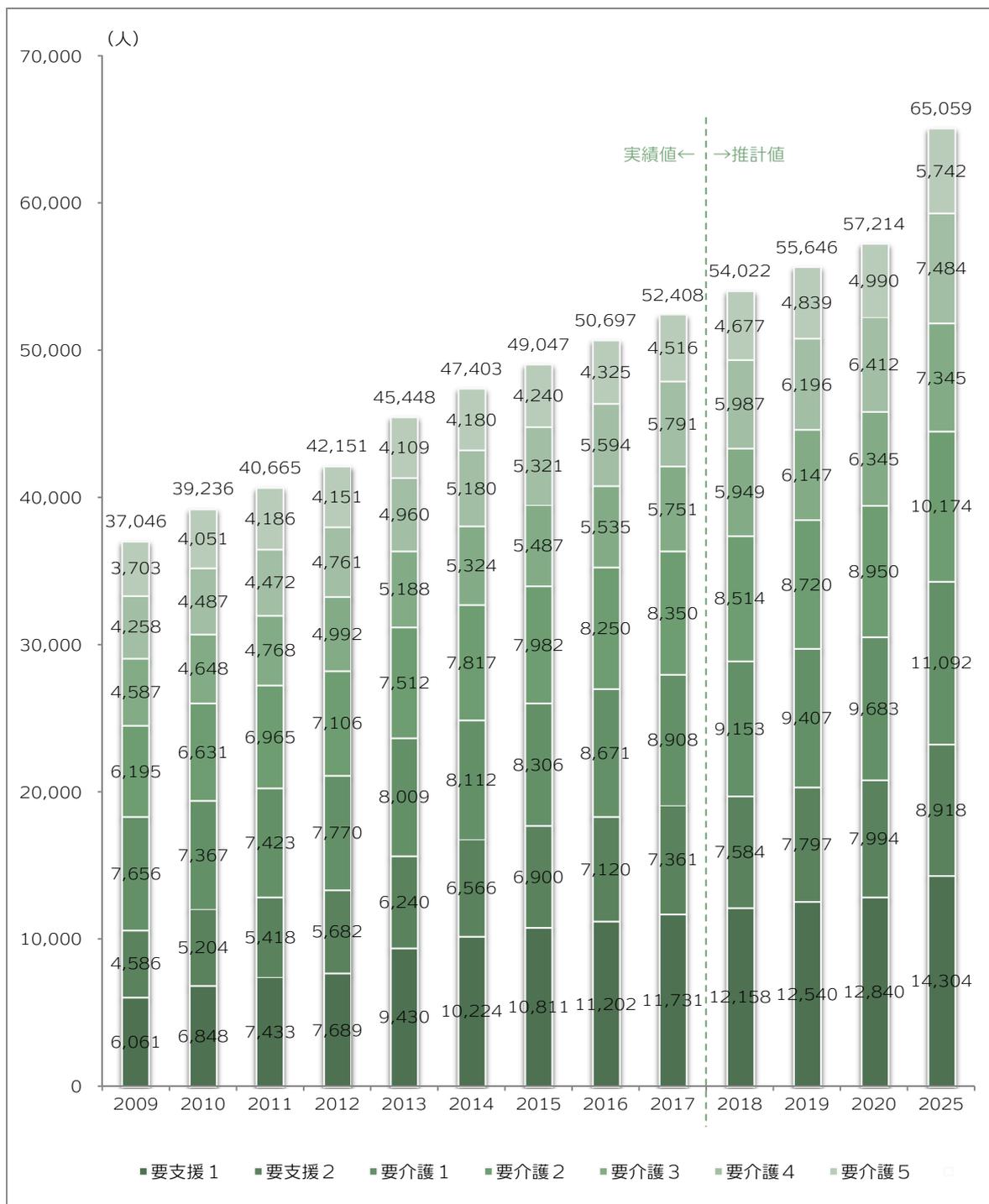
## 日常生活圏域の状況（2017年9月末時点）

項目	圏域名	美原1区
圏域の範囲（小学校区）		黒山、平尾、美原北、八上、美原西、さつき野
総人口		39,114人
高齢者数		11,211人
高齢化率		28.7%
ひとり暮らし高齢者数		2,527人
高齢者のみ世帯数		4,955世帯
要介護等認定者数		2,265人
うち第1号被保険者		2,213人
特定施設入居者生活介護事業所		70人分
介護老人福祉施設		200人分
介護老人保健施設		190人分
介護療養型医療施設		35人分
地域密着型介護老人福祉施設		29人分
認知症対応型共同生活介護事業所		72人分
有料老人ホーム		90人分
サービス付き高齢者向け住宅		0人分

※施設、事業所の定員は2017年10月1日時点。

## 2 介護保険サービスの利用状況

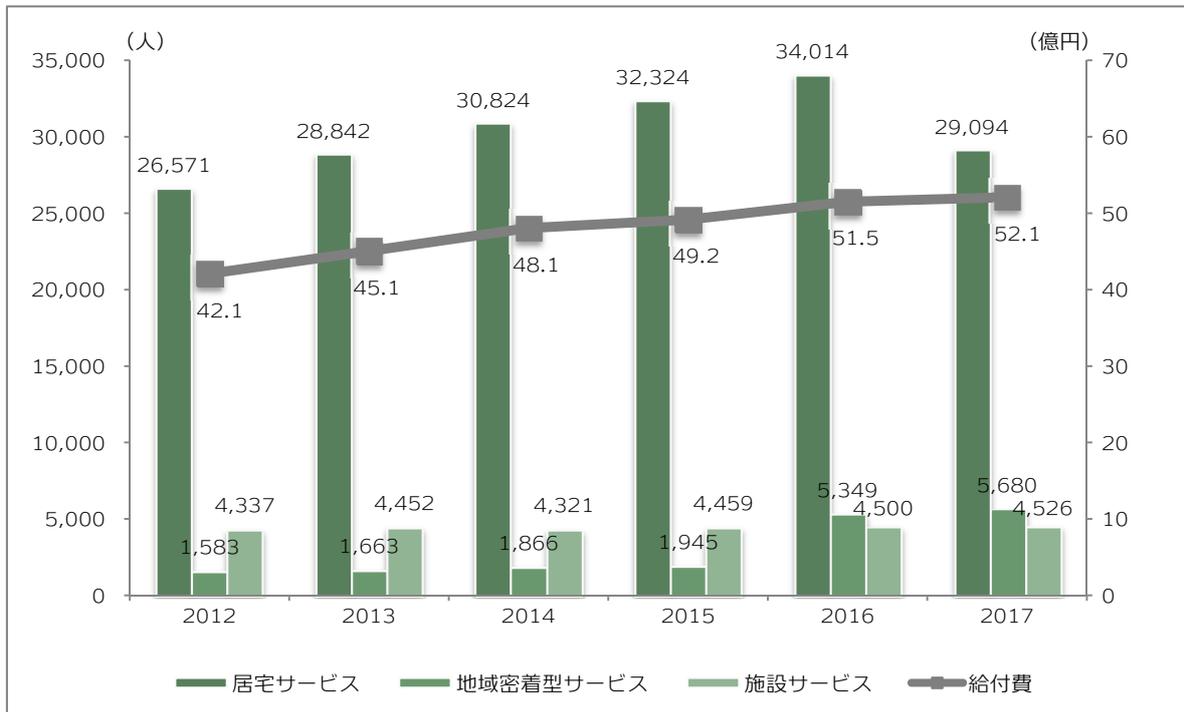
### (1) 要介護認定等定者数の推移



(2017年度までは介護保険事業状況報告、2018年度以降は推計値)

※各年9月末時点

## (2) 介護保険サービスの利用者数・給付額の推移



		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
居宅サービス 利用者 (人)	2012	3,790	3,623	6,022	5,706	3,454	2,354	1,622	26,571
	2013	4,606	4,061	6,261	6,057	3,594	2,562	1,701	28,842
	2014	5,329	4,440	6,442	6,386	3,694	2,741	1,792	30,824
	2015	5,832	4,793	6,631	6,618	3,821	2,772	1,857	32,324
	2016	6,225	5,120	6,905	6,893	3,943	2,931	1,997	34,014
	2017	2,440	3,006	7,224	7,069	4,134	3,095	2,126	29,094
地域密着型 サービス 利用者 (人)	2012	6	7	246	376	443	316	189	1,583
	2013	12	6	258	392	467	329	199	1,663
	2014	7	8	310	450	487	362	242	1,866
	2015	13	12	326	419	519	368	288	1,945
	2016	18	19	1,506	1,549	1,035	736	486	5,349
	2017	15	16	1,620	1,564	1,148	772	545	5,680
施設サービス 利用者 (人)	2012	-	-	185	495	847	1,413	1,397	4,337
	2013	-	-	210	506	905	1,449	1,382	4,452
	2014	-	-	188	490	878	1,460	1,305	4,321
	2015	-	-	203	443	937	1,541	1,335	4,459
	2016	-	-	214	416	902	1,599	1,369	4,500
	2017	-	-	213	413	920	1,589	1,391	4,526
給付費 (千円)	2012	107,899	155,828	558,598	788,696	838,636	906,703	851,903	4,208,264
	2013	131,802	178,770	606,605	850,630	894,011	967,027	876,344	4,505,189
	2014	151,718	202,068	647,572	927,368	946,784	1,039,519	891,438	4,806,467
	2015	154,928	205,457	669,325	937,759	970,616	1,060,875	917,380	4,916,339
	2016	162,877	215,017	699,847	970,790	1,001,840	1,129,985	970,026	5,150,382
	2017	50,909	76,921	754,670	1,010,432	1,068,752	1,195,131	1,052,838	5,209,653

(介護保険事業状況報告)

※各年9月の利用者数・給付費

### 3 堺市社会福祉審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	職名	備考
網田 隆次	堺市社会福祉施設協議会 副会長	○
石本 京子	堺市議会 議員	
伊藤 嘉余子	大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授	
岡田 進一	大阪市立大学 大学院 生活科学研究科 教授	○
岡原 猛	一般社団法人 堺市医師会 会長	
小倉 美津子	堺市人権教育推進協議会 会計	○
尾島 博司	一般社団法人 堺市薬剤師会 会長	
小野 達也	大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授	
小田 多佳子	特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会 理事長	
加藤 曜子	流通科学大学 人間社会学部人間健康学科 教授	
加納 剛	堺市民生委員児童委員連合会 会長	
川井 太加子	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 教授	○
久保 洋子	堺市女性団体協議会 運営委員	○
黒木 佳子	堺市こども会育成協議会 副会長	
黒田 研二	関西大学 人間健康学部 教授	◎
小堀 清次	堺市議会 議員	
小山 操子	大阪弁護士会 弁護士	
佐瀬 美恵子	桃山学院大学 社会学部 社会福祉学科 非常勤講師	
静 又三	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 会長	
白澤 政和	桜美林大学 大学院 老年学研究科 教授	☆
関川 芳孝	大阪府立大学 地域保健学域 教育福祉学類 教授	
但馬 秀樹	堺市社会福祉施設協議会 副会長	
所 めぐみ	関西大学 人間健康学部 教授	
中辻 さつ子	堺市民生委員児童委員連合会 副会長	
中西 時彦	一般社団法人 堺市歯科医師会 会長	
仲野 みさ子	堺市立野田小学校 校長	

氏 名	職 名	備 考
永野 治男	堺市社会福祉施設協議会 会長	
中村 妙子	堺市私立幼稚園連合会 副会長	
西川 良平	堺市議会 議員	
西田 浩延	堺市議会 議員	
農野 寛治	大阪大谷大学 人間社会学部 教授	
橋本 尹希子	社会福祉法人 南湖会 泉ヶ丘学院 施設長	
橋本 宜和	一般社団法人 堺市老人クラブ連合会 会長	○
深野 英一	一般社団法人 堺市歯科医師会 会長	
藤原 広行	連合大阪 堺地区協議会 議長	○
南埜 健二	堺市校区福祉委員会連合協議会 会長	
森口 巖	堺市自治連合協議会 会長	
守屋 國光	プール学院大学教育学部 教授	
吉川 敏文	堺市議会 議員	○
吉田 百合子	一般財団法人 堺市母子寡婦福祉会 理事長	

※平成29年6月18日付けで、深野委員から中西委員へ変更している。

※関川委員については、平成30年1月31日付けで、任期満了。

☆堺市社会福祉審議会委員長 ◎高齢者福祉専門分科会会長 ○高齢者福祉専門分科会委員

## 4 堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体
網田 隆次	堺市社会福祉施設協議会 副会長
岡田 進一	大阪市立大学大学院 生活科学研究科 教授
岡原 和弘	一般社団法人 堺市医師会 副会長
小倉 美津子	堺市人権教育推進協議会 会計
金子 美暉子	堺市民生委員児童委員連合会 副会長
上野 秀香	公益社団法人 大阪介護支援専門員協会 理事
川井 太加子	桃山学院大学 社会学部 教授
久保 洋子	堺市女性団体協議会 運営委員
◎黒田 研二	関西大学 人間健康学部 教授
鈴木 利次	一般社団法人 堺市薬剤師会 専務理事
高橋 明	介護支援ネットワーク協議会・さかい 副会長
玉井 辰子	堺市老人介護者（家族）の会 会長
中辻 道雄	堺市自治連合協議会 副会長兼会計
中野 博文	社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
橋本 宜和	一般社団法人 堺市老人クラブ連合会 会長
藤原 広行	連合大阪 堺地区協議会 議長
豆野 陽一	一般社団法人 狭山美原歯科医師会 会長
宮田 英幸	公益社団法人 大阪社会福祉士会 運営委員
吉川 敏文	堺市議会 議員
吉田 剛	一般社団法人 堺市歯科医師会 常務理事

◎高齢者福祉専門分科会会長

高齢者福祉専門分科会 女性委員比率 30%

## 5 堺市社会福祉審議会及び高齢者福祉専門分科会 検討経過

開催日時等	主な議事内容
平成29年度 第1回 高齢者福祉専門分科会 (平成29年7月5日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27～29年度）の進捗状況について</li> <li>・堺市高齢者等実態調査について</li> <li>・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）の策定について</li> </ul>
平成29年度 第2回 高齢者福祉専門分科会 (平成29年10月6日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）中間報告案について</li> </ul>
平成29年度 第3回 高齢者福祉専門分科会 (平成29年11月9日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）素案について</li> <li>・第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）における介護保険料等について</li> </ul>
平成29年度 第4回 高齢者福祉専門分科会 (平成29年12月25日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）素案について</li> <li>・第7期介護保険事業計画（平成30～32年度）における介護サービス量等の見込みについて</li> </ul>
平成29年度 第5回 高齢者福祉専門分科会 (平成30年3月27日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30(2018)～32(2020)年度）案について</li> <li>・第7期介護保険事業計画（平成30(2018)～32(2020)年度）における介護保険料等について</li> </ul>

## 6 堺市高齢社会対策推進庁内委員会要綱

(設置)

第1条 本市における地域福祉に係る施策の計画的な推進を図るため、堺市地域福祉推進庁内委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、及び関係部局間の調整を行うものとする。

- (1) 地域福祉に関する事業の推進に係る調整及び懸案事項に関すること。
- (2) 堺市地域福祉計画その他関連計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は長寿社会部長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、長寿支援課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

(堺市高齢社会対策推進庁内委員会要綱の廃止)

2 堺市高齢社会対策推進庁内委員会要綱（平成2年制定）は、廃止する。

## 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

企画部長

危機管理室長

財政部長

市民生活部長

人権部長

男女共同参画推進担当部長

スポーツ部長

環境事業部長

生活福祉部長

障害福祉部長

健康部長

子ども青少年育成部長

商工労働部長

交通部長

住宅部長

北区役所副区長

予防部長

教育委員会事務局総務部長

## 堺市地域福祉推進庁内委員会

開催日時等	主な議事内容
平成29年度 第1回 堺市地域福祉推進庁内委員会 (平成29年11月15日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について</li> <li>第3次堺市地域福祉計画の中間見直しについて（報告）</li> </ul>

## 7 堺市高齢者等実態調査

本計画を策定するに当たり、その基礎資料として、高齢者の生活状況や保健・福祉に関するニーズ、社会参加や健康づくりへの意識などを把握するため、平成28年12月に、対象者別に3種類のアンケート調査（郵送による配布・回収）を実施しました。

調査種別	対象者・有効回答数	調査期間 (調査基準日)
一般高齢者調査・要支援者調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）	平成28年10月末日現在で下記のいずれかに該当する方 ①要介護等認定を受けていない65歳以上の方 ②要支援認定（要支援1、2）を受けている65歳以上の方 ※一般高齢者と要支援者で調査票を区分 調査件数：10,500人（無作為抽出） 有効回答数：7,633件	平成28年12月16日～ 平成29年1月6日 （平成28年12月1日）
要介護者調査	平成28年10月末日現在で要介護等認定（要介護1～5）を受けている在宅の65歳以上の方 ※介護保険サービス利用者と未利用者（平成28年8月の実績）とで調査票を区分 調査件数：3,500人（無作為抽出） 有効回答数：1,775件	平成28年12月16日～ 平成29年1月6日 （平成28年12月1日）
介護事業者調査	平成28年10月末日現在で、堺市の指定を受けた介護保険事業所を市内に保有している法人 調査件数：844法人（悉皆調査） 有効回答数：471件	平成29年1月10日～ 平成29年1月24日 （平成28年12月1日）

## 8 被保険者の保険料の算定

介護保険の第1号被保険者（65歳以上）の保険料の算出に当たっては、本市の総人口及び高齢者数（被保険者数）の推計、要介護等認定者数の推計を行うとともに、これまでの介護サービスの利用実績などを分析して、計画期間（2018～2020年度）に必要とされる介護給付等サービスの種類ごとの量の見込み（サービス必要見込量）を推計しました。

これらの推計結果から、介護保険事業に要する費用の額の見込及び第1号被保険者の保険料により収納することが必要な費用の額を算出し、保険料基準額の算出を行いました。保険料は、次に示す手順により算出しています。

<p>①高齢者数（被保険者数）の推計</p> <p>②要介護等認定者数の推計</p>	<p><u>高齢者数（被保険者数）及び要介護等認定者数の推計</u></p> <p>高齢者（被保険者）の推計人口と、要介護等認定者の出現率（高齢者数に占める割合）を基に、要介護度別、年齢別の要介護等認定者数を推計します。</p>
<p>③サービス必要見込み量の推計</p>	<p><u>サービス必要見込量の推計</u></p> <p><b>施設・居住系サービス（※1）</b></p> <p>■利用者数の推計 施設・居住系サービスの利用状況、要介護等認定者数の推計、計画期間における施設等整備計画などに基づき、サービス利用者数を推計します。</p> <p><b>居宅系サービス（※2）</b></p> <p>■利用者数の推計 居宅系サービスの利用対象者数を算出し、現状の居宅系サービスの利用率などから利用者数を推計します。さらに、現状の種類別居宅系サービスの利用率などに基づき、種類別居宅系サービスの利用者数を推計します。</p> <p>■必要見込み量の推計 居宅系サービスの利用者数の推計、現状のサービス利用回数などに基づき、種類別居宅系サービスの必要見込み量を推計します。</p> <p>※1 施設・居住系サービス：介護保険3施設、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）及び認知症対応型共同生活介護 ※2 居宅系サービス：居宅及び地域密着型サービス（施設・居住系サービスを除く）</p>
<p>④保険給付費の推計</p>	<p><u>保険給付費の推計</u></p> <p>施設・居住系サービス及び居宅系サービスの保険給付費に、高額介護サービス等給付費、高額医療合算介護サービス等給付費、特定入所者介護サービス等給付費、審査支払手数料を加えた、保険給付費を推計します。</p>
<p>⑤地域支援事業費の推計</p>	<p><u>地域支援事業費の推計</u></p> <p>現在の地域支援事業費の動向、今後の事業展開の見込等をふまえ、地域支援事業費を推計します。</p>
<p>⑥保険料基準額の算出</p>	<p><u>保険料基準額の算出</u></p> <p>推計した保険給付費等に基づき算出した保険料賦課総額を、補正後第1号被保険者数合計（※）で割り、保険料基準額を算出します。</p> <p>※補正後第1号被保険者数：各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出した数値</p>

## 保険料算出手順

### 1 総人口及び高齢者数（被保険者数）の推計

住民基本台帳を基礎とし、コーホート変化率法を用いて推計

### 2 要介護等認定者数の推計

被保険者数の推計、現状の第1号被保険者における要介護等認定者の割合（認定率）等に基づき推計

### 3 サービス必要見込み量の推計

<施設・居住系サービス>

利用者数の推計

<居宅系サービス>

利用者数の推計

必要量の推計

### 4 保険給付費の推計

施設・居住系サービスの  
保険給付費

71,149,823,000 円

居宅系サービスの  
保険給付費

140,698,279,000 円

+

●高額介護サービス費 6,482,156,753 円

●高額医療合算介護サービス費 569,413,187 円

●特定入所者介護サービス費 5,595,077,062 円

●審査支払手数料 201,967,094 円

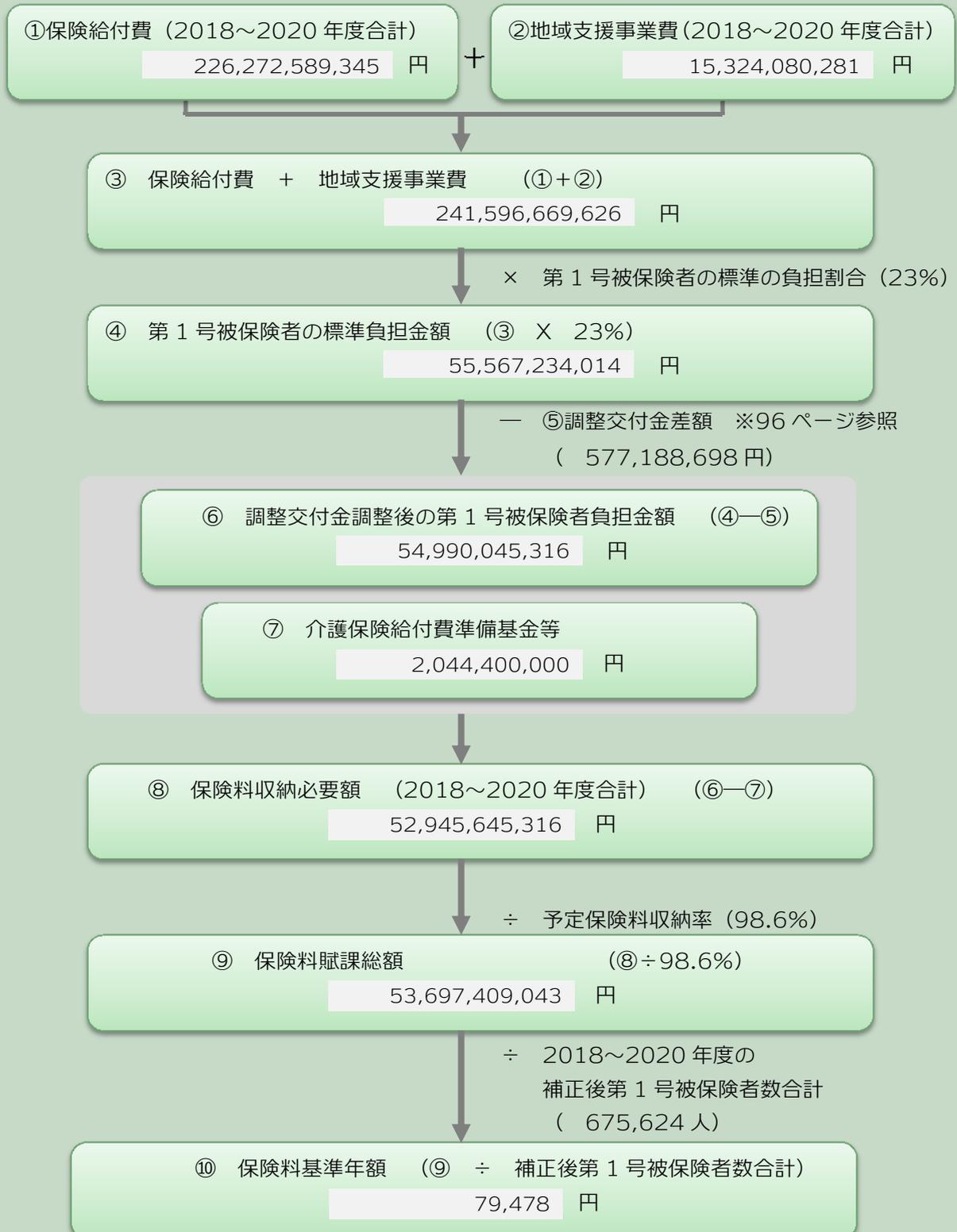
保険給付費 (①) = 226,272,589,345 円

※一定以上所得者負担の調整後の額のため、上記合計額とは合致しない。

### 5 地域支援事業費の推計

地域支援事業費 (②) = 15,324,080,281 円

## 6 保険料基準額の算出



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

資料編

## 9 用語説明

### 【ア行】

#### アウトリーチ活動

援助が必要であっても意思表示をしない人などに対して、訪問するなど援助者の側から働きかけて支援の実現をめざす活動。

#### 新しい総合事業

平成27年4月からスタートした「介護予防・日常生活支援総合事業」のこと。市町村が地域の実情に応じた介護予防・日常生活支援の事業を実施するもので、訪問型サービス（訪問による日常生活支援）、通所型サービス（機能訓練・集いの場などの日常生活支援）、その他の生活支援サービス（配食、見守り等）、介護予防ケアマネジメントなどを提供する。

#### 生きがいつくり

仕事をリタイアした高齢者等が、第二の人生においてやりがいのあることなどを見つけること。また、そのための支援を行うこと。

#### NPO（えぬぴーおー）

Non Profit Organizationの略で、非営利組織という意味。営利を目的とせず、さまざまな分野で、社会的使命を意識して活動する民間組織のこと。特定非営利活動促進法（NPO法）による認証を受けた団体をNPO法人（特定非営利活動法人）という。

#### 大阪府国民健康保険団体連合会

国民健康保険の保険者（市町村）が、共同してその目的を達成するために設立している公法人。都道府県ごとに1か所設置されている。業務内容として介護保険法においては、サービス事業者に支払う介護報酬の支払いや審査機能を果たすほか、サービス事業者に対する指導助言、苦情処理などを行う。

#### おでかけ応援バス

公共交通の利用促進及び高齢者の外出支援を図ることを目的として、65歳以上の市民が市内の路線バスなどを1回100円で乗車できる堺市の制度。

### 【カ行】

#### 介護医療院

慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れや看取り・ターミナルなどの機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた施設で、平成30年度から創設された。

#### 介護サービス情報公表システム

介護保険サービス事業所の事業内容や運営状況等をインターネットを通じて公表するシステム。各都道府県により運営されている。

## 介護相談員

介護サービス事業所等に出向き、利用者の相談を受け付け、事業者、行政との橋渡しをしながら問題解決や介護サービスの質の向上につなげる取組を行う人。市町村に登録されている。

## 介護予防

介護の必要な状態になることを予防すること。また、そのために必要となるサービスや取組。

## 介護予防ケアマネジメント

要支援者等が、要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じた目標やそれを達成するために必要なサービスを設定したケアプランを作成すること。

## 介護予防通所介護

要支援者への通所介護サービス。平成29年4月からは全て介護予防・日常生活支援総合事業の「通所型サービス」に移行している。

## 介護予防訪問介護

要支援者への訪問介護サービス。平成29年4月からは全て介護予防・日常生活支援総合事業の「訪問型サービス」に移行している。

## 介護療養型医療施設

急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする高齢者などに対し、施設サービス計画に基づく療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療を行う施設のこと。

## 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者などに対して、施設サービス計画に基づく入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理、療養上の支援を行う施設のこと。

## 介護老人保健施設

病状安定期にあり、入院治療をする必要はないが、リハビリテーション、看護・介護を必要とする高齢者などに対して、自宅での生活に復帰できることをめざして、施設サービス計画に基づく看護、医学的管理の下での介護及び機能訓練その他必要な医療、日常生活上の支援を行う施設のこと。

## 看護小規模多機能型居宅介護

医療ニーズのある居宅要介護者に、小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービスのこと。「複合型サービス」から名称が変更された。

## 鑑別診断

患者の症状等がどのような疾患に由来するのを見極めるために行う診断。認知症の鑑別診断の場合、認知症の原因疾患や程度などを見極めるための診察を行う。

## 基幹型包括支援センター

日常生活圏域（当該項目参照）に設置される地域型の地域包括支援センター（当該項目参照）に対し、地域包括支援センターへの支援やセンター間連携の促進、困難事例などへの対応、広域的・専門的なネットワークの構築などを基幹的に担う地域包括支援センターのこと。

## 基本指針

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」のこと。介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項を定めるとともに、全国的均衡を図る観点から、市町村介護保険事業計画を作成するに当たって即すべき事項を定めることにより、介護給付費等対象サービスを提供する体制の確保が計画的に図られることを目的として介護保険法に基づき厚生労働省が定めた指針。①介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項、②介護保険事業計画の作成に関する事項、③その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項が定められている。

## キャリアパス

仕事の中で経験やスキルを積みながら自らの能力を高めていくための順序を系統立て、将来の目的や昇進プラン、キャリアアッププランを具体化、明確化するもの。キャリアパスを設定することにより目標意識が高まり、仕事に対するスキルも効率良く高めていくことができる。

## 居住系サービス

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）、認知症高齢者グループホーム以外の、入所・入居して利用するサービスをいい、ケアハウス、有料老人ホームのうち特定施設入居者生活介護の適用を受けるもののこと。

## 居宅介護支援

居宅介護サービスの適切な利用ができるよう、介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービスの提供を確保するため、サービス提供事業者との連絡調整、給付管理を行うサービスのこと。

## 居宅療養管理指導

要介護者又は要支援者であって居宅において介護を受ける者について、病院、診療所の医師、歯科医師、薬局の薬剤師、または看護師などが居宅を訪問して行う療養上の健康管理や保健指導サービスのこと。

## 緊急通報システム

居宅内で緊急事態（急病、事故等）が発生した時に、通報ボタンを押したり、室内の確認センサーが作動するなどにより、緊急事態を知らせるシステム。システムの種類により、緊急通報は近所の支援者や、消防署、警備会社等に通報されるものがある。

## ケアプラン

利用者や家族の状況に応じて利用者の自立支援に資するよう、サービス担当者会議においてサービス提供担当者等からの専門的な意見を踏まえ作成される利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画のことで、介護保険対象外のサービスも盛り込まれる。なお、介

介護保険のサービスを受けるためには、ケアプランの作成が必要。ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が作成する。

### ケアマネジメント

保健・医療・福祉などのサービスと、それを必要とする人のニーズをつないで必要なケアを提供する手法のこと。介護保険制度においては、生活課題を明らかにし、その人の状況に応じた適切で効果的な介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、介護保険サービス及び社会資源を活用しながら住み慣れた地域で生活が継続できるように支援すること。

### ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法に基づく資格で、要支援・要介護者などからの相談に応じ、要支援・要介護者などが心身の状況に応じて適切な居宅サービスや施設サービスを利用できるように、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村や事業者などとの連絡調整を行う専門職のこと。

### 軽費老人ホーム

身体機能の低下などにより自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方が利用する施設。在宅サービスが利用できる。

- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）：食事サービスがある。
- ・軽費老人ホーム（A型）：食事サービスがあり、診療所が併設されている。
- ・軽費老人ホーム（B型）：自炊が可能な方が対象で、食事サービスはなし。

### 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。平均寿命（死亡するまでの期間）と健康寿命の差が、健康上の問題で日常生活が制限され、介護等が必要となる期間になる。

### 健康づくり自主活動グループ

堺市内の各地で、体操、ウォーキングなど、自主的な健康づくりに取り組むグループのこと。

### 権利擁護

対象となる人の権利を守ること。高齢者などで、自ら権利を守ることが困難な人のために、その権利を代弁し、守ること。

### 権利擁護サポートセンター

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない人への権利侵害や財産管理に関する法律的な相談や、成年後見制度の利用など、市民や関係機関などに対して権利擁護に関する相談・支援を行う堺市の機関。平成25年4月に開所。

### 高額医療合算介護（予防）サービス費

医療費と介護サービス費の自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、申請により負担額の一部が払い戻される制度。自己負担額が高額となった場合には、医療費は「高額医療費」、介護サービス費は「高額介護（予防）サービス費」がそれぞれ支給されるが、それに加えて負担をさら

に軽減するためのもの。

#### 高額介護（予防）サービス費

---

介護（予防）サービスを利用して支払った自己負担額が、1か月の合計で一定の上限額を超えた場合、申請によりその超過分が払い戻される制度。上限額は所得段階等に応じて設定されている。

#### 後期高齢者

---

高齢者（年齢が65歳以上の人）のうち、75歳以上の人を後期高齢者と言う。なお、年齢が65～74歳の方は前期高齢者と言う。

#### 高齢者ネットワーク会議

---

高齢者が地域において安心して生活し続けられるよう、地域で高齢者を支えるネットワークを構築するため、保健・医療・福祉の関係機関・関係団体が密接な連携を図りながら在宅ケアを推進することを目的に各区に設置している。

#### 【サ行】

#### サービス付き高齢者向け住宅

---

平成23年10月20日から新たに創設された登録制度に基づく住宅のこと。民間事業者等が整備する60歳以上の高齢者等を対象とする住宅で、「バリアフリー構造となっていること」、「少なくとも状況把握（安否確認）サービスと生活相談サービスが提供されること」、「入居者保護に配慮した契約となっていること」などの基準を満たすもの。堺市は登録手続や不適切な状態がある場合の指導監督を行っている。

#### 在宅医療

---

医療受診には、入院、外来、在宅の3つの形態があり、そのうち、在宅医療は、継続的な医療が必要だが通院が困難な方などに対して、医師や訪問看護師等が定期的に患者の自宅等を訪問し、診療や医学管理等を行うもの。

#### 在宅ケア

---

入院・入所ではなく、自宅等で生活しながら、介護、医療等のサービスを受けること。

#### さかいお節介士

---

堺市が養成している、地域で援助の必要な人への声かけやちょっとした手助けをする応援者。

#### 堺コツカラ体操

---

堺市と関西大学が連携して開発した認知症予防・介護予防のための体操。

#### 堺市地域包括ケアシステム推進会議

---

関係機関が集まり、堺市における在宅医療・介護連携に関する施策等を検討する会議。

## 堺地域医療連携支援センター

在宅医療・介護の連携等に関する専門職からの相談対応等を行うセンターで、堺市医師会に設置されている。

## 堺ぬくもりカフェ

堺市版の認知症カフェ。（「認知症カフェ」については該当項目参照）

## さかい見守りメール（認知症徘徊SOSネットワーク）

認知症の方などが徘徊して行方不明になった場合に、早期発見する取組です。事前に登録された方が行方不明になった際に、電子メールなどにより、行方不明者の情報を協力機関へ提供します。

## COPD（シーおーびーでいー）

慢性閉塞性肺疾患（Chronic Obstructive Pulmonary Disease）の略称。慢性気管支炎や肺気腫と呼ばれてきた病気の総称で、喫煙習慣を背景に発症する肺の炎症性疾患。

## 指定管理

公共施設の管理・運営を、行政以外の法人等に包括的に代行させることができる制度。

## 市民後見人

一般市民による成年後見人のこと。認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人が成年後見制度を利用する際に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産管理や介護契約などの法律行為を行う。また、養成講座等を修了して市民後見人の候補となった人の登録制度を市民後見人バンク等という。

## 社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。国家試験である社会福祉士試験に合格し、所定の手続をすることで資格が取得できる。あんしんすこやかセンターにも配置している。

## 社会福祉法人利用者負担額軽減制度

低所得で特に生計困難である要介護者等が介護保険サービスを利用する場合に、サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割の一環として利用者負担額を軽減する制度。利用者負担軽減実施の申出をしている社会福祉法人等の実施サービスのみが対象となる。

## 住宅改修

住宅改修は、介護保険の給付対象となるサービスの一つで、居宅の要介護（支援）者が現に居住する住宅について、手すりの取り付けや段差の解消など、小規模な改修を行う場合にその費用の一部を支給する制度のこと。支給限度基準額は要介護度にかかわらず、同一被保険者同一住宅で20万円となり、その範囲内で要した費用の通常9割分を申請により給付している。（工事前の事前申請が必要）

## 住宅改修費助成事業

---

住宅改修費助成事業は、介護保険の限度額を超える住宅改修工事費や介護保険の給付対象外の工事費の一部を最高100万円を限度として助成している。(生計中心者の所得制限あり)

## 重度化予防

---

要介護の状態などが、より重度になることを予防すること。

## 終末期

---

病気の治る可能性がほとんどなく、近い将来に死を迎えるであろうことが予想される時期のこと。ターミナル期ともいう。終末期において、延命治療ではなく、死を前にした患者の心身の苦痛を緩和・除去することを目的とした医療は、ターミナルケア、緩和ケア、ホスピスケア等と呼ばれる。

## 主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）

---

一定の実務経験をもつケアマネジャーで専門研修を受講した者のこと。ケアマネジャーの業務に対し、十分な知識と経験を有し、ケアマネジメントが適切に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を習得した者であり、地域におけるケアマネジャーのネットワーク構築や他のケアマネジャーに対する適切な指導・助言などを行っている。地域包括支援センターにも配置している。

## 小規模多機能型居宅介護

---

通いのサービスを中心として、利用者の選択に応じて、随時、訪問や短期間の泊まりを組み合わせ提供するサービスのこと。

## 消費者被害

---

悪徳商法や詐欺などにより、商品やサービスの売買で不当な代金の支払いをさせられるなど、消費者が被害を受けること。

## 情報通信技術（ICT）

---

「ICT」は、Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関する技術全般を表す言葉。

## 自立支援

---

高齢者等が、残存機能等を活用しながら自立した生活を営むことができるように支援すること。

## シルバー人材センター

---

高齢者等が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献することを目的として設置された組織。センターは原則として市町村単位に置かれ、都道府県の指定を受けた社団法人が運営する。

## シルバーハウジング

---

高齢者向けにバリアフリー化された公営住宅。生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が

配置され、生活相談や安否確認、緊急時対応などを行う。

### 生活機能障害

筋骨格系、心肺機能、認知精神機能等において、日常生活動作を支えるために必要な能力の機能低下による生活能力の障害のこと。

### 生活支援コーディネーター

地域の生活支援サービスの充実のために、ボランティア等の担い手の養成・発掘、地域資源の開発や基盤整備、地域ニーズと地域支援のマッチング、関係機関のネットワークづくりなどを行う。人材については都道府県が養成研修を行うこととなっており、平成29年度を目途に、日常生活圏域単位に配置することが目指されている。

### 生活支援サービス

見守り、緊急通報、安否確認システム、食事、移動支援、社会参加の機会提供、その他電球交換、ゴミ捨て、草むしりなどの日常生活にかかる支援等のこと。

### 生活習慣病

食習慣、運動習慣、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患の総称。代表的なものとして、糖尿病、肥満症、高脂血症、高血圧症などがある。

### 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人などが本人を代理することで、本人の保護や支援を行う民法の制度。成年後見人などは、親族に限らず、法人なども選任されることができる。

## 【夕行】

### 第1号被保険者

被保険者とは、社会保険に加入している本人をいい、介護保険においては、市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者を第1号被保険者としている。第1号被保険者保険料は、65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料で、保険者である市町村が賦課・徴収している。具体的には市町村が給付する介護サービス量に応じて設定する基準額に、所得等に応じて一定割合を乗ずることによって定額の所得段階別保険料として設定されている。また、事業運営期間（3か年）を通じて財政均衡を保つように設定されており、原則として3年ごとに改定される。

### 第2号被保険者

被保険者とは、社会保険に加入している本人をいい、介護保険においては、市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者としている。

### 多職種連携

介護や医療などに従事する複数の専門職（ケアマネジャー、看護師、介護士等）が連携・協力してケア体制を構築すること。

---

## ダブルケア

同時期に子育て（18歳未満の子どもや孫）と介護の両方を行っている状態のこと。

---

## 団塊の世代

第1次ベビーブームの時期（昭和22～24年）に生まれた世代のこと。この世代の人口規模が大きいため、その動向は社会的影響が大きく、この世代が高齢者となることで、高齢者の生活の仕方や生き方などが一層多様化すると考えられている。

---

## 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの施設に短期間入所し、一定期間にわたり、入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練などを受けるサービスのこと。

---

## 短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスのこと。

---

## 地域共生社会

地域の多様な主体がお互いに助け合いながら共生していく社会を表す言葉。制度・分野ごとの「縦割り」や、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすものとされている。

---

## 地域支援事業

要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるように支援するために、市町村が実施する事業。事業には全市町村が行う必須事業（介護予防事業、包括的支援事業）と、各市町村の判断により行う任意事業がある。

---

## 地域団体

自治連合協議会、校区福祉委員会、民生委員児童委員連合会、老人クラブなどの地域で活動を行う団体のこと。

---

## 地域福祉ねっとワーカー

地域で、生活課題を抱える人や制度の狭間に陥っている人への個別支援を行う専門職。コミュニティソーシャルワーカー（CSW）のこと。

---

## 地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に確保される体制のことであり、このような体制を切れ目なく、有機的かつ一体的に提供していくことで、ひとり暮らしの高齢者や要介護度の重い高齢者など、高齢者がどのような状況にあっても安心して在宅生活

を送ることができるようにしていくという考え方。

#### 地域包括支援センター

介護保険法に基づき設置されるもので、地域住民の保健・福祉・医療の向上、総合相談支援、地域の関係機関などのネットワークの構築、ケアマネジャーなどへの支援、介護予防マネジメントなどの役割を担う地域の中核的な支援機関。保険者が直営又は委託により設置し、基本的に日常生活圏域を単位に設置するものとされている。

#### 地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）

常時介護が必要で、在宅生活が困難な高齢者などに対して、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を提供する、定員29人以下の施設のこと。

#### 地域密着型サービス

平成18年4月施行の改正介護保険法で新たに設けられたサービス類型で、介護が必要な高齢者の住み慣れた地域での生活を支えるという観点から、地域の特性に応じ多様で柔軟な形態のサービス提供が可能なサービス体系として設けられた。その種類は、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型特定施設（定員30人未満））、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模介護老人福祉施設（定員30人未満））の6種類であり、平成24年度から定期巡回・随時対応型訪問介護看護と複合型サービスが加わり8種類となった。これら地域密着型サービスについては、保険者である堺市がサービス事業者の指定・監督を行うこととなっている。

#### 地域密着型通所介護

利用定員が18人以下の小規模な事業所により提供される通所介護サービス（デイサービス）です。利用者が少人数で生活圏域に密着したサービスであることから、居宅サービスから地域密着型サービスに移行された。

#### 地域密着型特定施設入居者生活介護

30人未満の介護専用型有料老人ホームで、計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行うサービスのこと。

#### 超高齢社会

全人口のうち高齢者が21%を超えた状態。なお、7%を超えた状態を「高齢化社会」、14%を超えた状態を「高齢社会」という（WHOの定義）。

#### 通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどで入浴、食事、機能訓練その他の日常生活上の支援を行うサービスのこと。

## 通所リハビリテーション（デイケア）

主治医の判断に基づき、介護老人保健施設などに通い、理学療法士、作業療法士などから心身機能の維持回復・日常生活の自立援助のためのリハビリテーションなどを受けるサービスのこと。

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスのこと。

## 電話パトロール

堺市と市内警察署が連携して実施する特殊詐欺被害に関する注意喚起の活動。堺市立消費生活センターから電話で特殊詐欺の現状説明や被害防止法について注意喚起を行う。

## 特殊詐欺被害

電話等で相手の家族を装ったり、還付金等を返金するなどの名目でお金を振り込ませてだまし取る詐欺の被害を受けること。いわゆる「オレオレ詐欺」や「還付金等詐欺」など。

## 特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）などで、計画に基づき、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の支援を行うサービスのこと。要介護と認定された方のほか、自立、要支援の方も利用できる「混合型」と、原則、要介護と認定された方に利用が限定される「介護専用型」がある。

## 特定入所者介護サービス費

低所得者で施設サービスなどを利用する人の食費・居住費の負担を軽くするために支給される介護給付。食事の提供に要する費用と居住に要する費用それぞれについて、施設における平均的な費用を勘案した基準額と利用者の所得に応じた負担の限度額の差が支給される。

## 特定福祉用具販売

介護保険の給付対象となるサービスで、要介護者又は要支援者が、腰掛便座、入浴補助用具等を購入した場合に、その費用の一部を支給する制度。支給限度基準額は要介護度にかかわらず同一年度で10万円を上限とし、その範囲内で要した費用の通常9割分を申請により支給する。

## 【ナ行】

### 日常生活圏域

介護保険事業計画で定めることとされている圏域で、高齢者の日常生活において基本的な単位となる圏域のこと。日常生活圏域の設定は、保険者が地域の地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件、施設整備の状況などを総合的に勘案し、定めることとされている。堺市の日常生活圏域は21か所。

### 日常生活圏域コーディネーター

高齢者の生活支援や介護予防等の基盤づくりを進めるため、地域のネットワークづくりや活動の担い手の育成、活動とニーズのマッチングなどを行う人。市町村全域（第1層）と各日常生活

圏域（第2層）にそれぞれ担当が配置される。

### 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や障害者等で、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。社会福祉協議会が実施する。

### 認知症

脳の病気の一つで、脳の機能が低下して日常生活に支障が出ている状態のこと。老化現象と思われがちだが、脳の病気によって起こる「症状」である。最も多いのは、アルツハイマー型認知症で、全体の約6割を占めている。次いで、レビー小体型認知症、脳血管性認知症、前頭側頭型認知症でこれらは四大認知症と呼ばれている。

### 認知症カフェ

認知症の方や家族、地域住民、支援者、専門職などが気軽に集い、情報交換や交流などを行う場として設置されるもの。「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」では、「認知症カフェの普及などにより、認知症の方やその家族等に対する支援を推進する」と位置づけられている。

### 認知症キッズ・サポーター

堺市が養成する認知症サポーターの子ども版。（「認知症サポーター」については該当欄参照）

### 認知症キャラバン・メイト

認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を見守り、支援する応援者のことで、国の認知症サポーターキャラバン事業に基づき、地域住民、金融機関や小売業などの従業員、小・中・高等学校の児童・生徒などさまざまな人を対象に全国各地で養成講座が行われている。また、認知症サポーター養成講座の講師を務める人のことをキャラバン・メイトという。

### 認知症支援のてびき（認知症ケアパス）

ケアパスとは、ケアを提供するうえで、対象者の経過を追って関係する職種の関わり方や情報共有の方法、役割分担などの内容とタイムスケジュールを一覧表にしたもので、多職種が連携するうえでの指針として使用されるもの。認知症ケアパスはそれを認知症に応用したもので、認知症の方の病状などの進行状況にあわせて、多職種が連携してどのように支援を行っていくかをわかりやすく示したもの。

### 認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受講して認知症を正しく理解したうえで、認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。

### 認知症サポート医

認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医の相談・アドバイザー役になるとともに、地域の医療機関や医師会、地域包括支援センター等との連携の担い手となる医師のこと。

---

### 認知症疾患医療センター

都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患における鑑別診断、地域の医療機関などの紹介、問題行動への対応についての相談などを行う専門医療機関。

---

### 認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行う、複数の専門職により構成されるチーム。地域包括支援センター等に配置される。

---

### 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症（比較的安定した状態）で介護が必要な高齢者などが5～9人で共同生活を営む住居で、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスのこと。

---

### 認知症対応型通所介護

認知症で介護が必要な高齢者などに対し、デイサービスセンターなどで、入浴、食事、機能訓練その他の日常生活上の支援を行うサービスのこと。

---

### 認知症地域支援推進員

認知症の方に対し、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域における関係機関の連携支援や認知症支援体制の構築、認知症施策や事業の企画調整等を行う。各市町村に設置される。

---

### 認知症の気づきチェックリスト

認知症の早期発見・早期対応につながるよう、認知症の疑いを本人・家族等がチェックできるように堺市が作成したパンフレット。

---

### 認知症徘徊SOSネットワーク

徘徊のおそれのある認知症の高齢者等の事前登録を行い、徘徊時には身体的特徴や服装等の情報を協力者に電子メール又はファックスで一斉送信し、公的機関や介護、医療等の事業者や地域住民の協力を得て早期発見する取組。

---

### 認定調査（認定訪問調査）

要介護認定又は要支援認定の申請があったときに市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定市町村事務受託法人一併設の居宅介護支援事業者の介護支援専門員（調査員）が自宅や施設に訪問し、本人の心身の状況等認定に必要な調査を行う。

---

### ノンステップバス

高齢者や障害者が乗降しやすいように配慮した、乗降口に階段のない超低床のバスのこと。

## 【八行】

### 8020メイト

地域で8020運動を促進し、口腔の健康を保つための活動を行うボランティア。「8020運動」とは「80歳になっても自分の歯を20本以上保とう」という趣旨による口腔衛生の活動。

### パブリックコメント

行政機関が法令や行政計画などを策定する際に、その案を公表し、広く意見などを募ることで公正な意思決定をするための制度。決められた期間、ホームページでの公開や公共施設での閲覧などの方法で公表し、意見募集を行う。

### バリアフリー

高齢者や障害者などが社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消やエレベータ設置など、物理的障壁の除去を指す言葉。また、より広い意味として、高齢者や障害者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去する意味でも使われる。

### 避難行動要支援者

高齢者、障害者等の防災施策において、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。災害対策基本法により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられている。

### ひらめき脳トレプラス教室

認知症を予防する「堺コツカラ体操」を中心に、高齢者のためのバランスのよい食事、加齢による口腔機能の低下を予防する知識や口腔ケア等、介護予防全般について学べる教室。

### 福祉避難所

高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要介護者のために特別な配慮がなされた避難所のこと。

### 福祉用具貸与

車いすや特殊寝台などの日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与するサービスのこと。

### フレイル

加齢とともに、心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態などの危険性が高くなった状態のこと。介護が必要な状態には至っていないが、十分に健康とも言えない中間的な心身の状態を表す。

### 訪問介護

介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護や調理、洗濯、掃除などの日常生活上必要な生活援助を行うサービスのこと。

---

## 訪問看護

主治医の指示を受け、訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが居宅を訪問して、看護や療養上の支援などを行い、利用者の心身の機能の維持回復と療養生活を支えるサービスのこと。

---

## 訪問入浴介護

家庭において入浴が困難な高齢者などの居宅を入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介護を行うサービスのこと。

---

## 訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが、心身機能の維持回復・日常生活の自立援助のためのリハビリテーションを居宅で行うサービスのこと。

---

## 保健師

保健師助産師看護師法に規定される専門職のこと。個人や集団に対して、健康保持増進の指導、疾病予防の指導、健康相談、健康教育など広く地域住民の公衆衛生に必要な援助を行っている。

---

## 保険者

保険の事業を行う主体をいい、介護保険の保険者は、地域住民にとって最も身近な行政主体である市町村（特別区を含む）と規定されている。

---

## ボランティアビューロー

ビューローとは「事務所」という意味で、ボランティアに関する相談や、ボランティアの育成、ボランティアを行いたい人とボランティアの支援を求める人をつなぐための調整などを行う拠点のこと。

### 【マ行】

---

## 民生委員児童委員

地域で、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、高齢者や障害者世帯の見守り、安否確認、適切なサービス等へのつなぎなどを行う、厚生労働大臣から委嘱された非常勤（無報酬）の地方公務員。委員は市町村ごとに設置される民生委員推薦会による選考等により推薦・委嘱される。

### 【ヤ行】

---

## 夜間対応型訪問介護

要介護者の方に対し、その居宅において、夜間の定期的な巡回又は通報により、介護福祉士などから入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の支援を行うサービスのこと。

---

## 有料老人ホーム

高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護などを提供する施設のこと。特別養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や自らの選択によりその多様なニーズを充たそうとする高齢者を対象とする民間の入所施設である。主に介護付、住宅型、健康型の3 種類がある。介護付有料老人ホームは、介護が必要になっても当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護

サービスを利用しながら生活を継続することが可能である。住宅型は、生活相談サービス等が付いた高齢者向けの居住施設で、介護が必要になった場合、訪問介護等の居宅サービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能である。

## ユニバーサルデザイン

ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、建物や製品などのデザインにおいて、障害の有無などに関わらず、当初からすべての人が使いやすいようにするという考え方。バリアフリーと似た概念であるが、バリアフリーが今ある障壁を取り除くという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは、初めから普遍的な使いやすさをデザインするという考え方に立つ。

## 要介護等認定

申請者の要介護（支援）状態区分について、一定の有効期間を定めて市町村が行う認定のこと。被保険者の申請の後、認定調査員による心身の状況等に関する認定調査の結果と主治医の医学的見地からの主治医意見書により、全国一律のコンピューターソフトにより一次判定を行い、次いで一次判定の結果と認定調査票特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会（保健・医療・福祉の専門家による審査会）において最終的な判定（二次判定）を行う。

## 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の方で、経済的及び環境上の理由から、在宅での生活が困難な方が入所する施設のこと。入所後の加齢などに伴い、介護などの支援を要する方は、在宅の介護保険サービスが利用できる。

## 要配慮者

高齢者、障害者等、防災施策において配慮を要する人。

## 予防給付

要支援1・2の方に対する介護保険サービス。要支援1・2の方は要介護状態が比較的軽度で、状態の維持・改善の可能性が高いため、より「自立支援」に資するようサービスが提供される。

### 【ラ行】

## リハビリテーション

高齢者に対するリハビリテーションは、第一に寝たきりや要介護状態を予防する予防的リハビリテーション、第二に疾病の治療とともに早期に開始される急性期リハビリテーション、第三に急性期から機能回復を目指した回復期リハビリテーション、第四に回復期後の身体機能維持を目的とする維持期リハビリテーションなどがある。

## リハビリテーション専門職

リハビリテーションを担う専門職で、主に理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を指す。理学療法士は、マッサージや運動、温熱・光線・電気療法など物理的な治療を用いてリハビリテーションの指導や助言、援助を行う。作業療法士は、手工芸などの「作業療法」を通じて、社会適応能力の回復を図るための訓練などを行う。言語聴覚士は、音声、言語、摂食・嚥下、聴覚などの機能に障害がある人に対して、その機能の維持向上を図るための訓練や、それに必要な検査、助言・指導、援助などを行う。

---

## レスパイト

レスパイトとは、「休息、息抜き」という意味。レスパイト・ケアとは、在宅介護をしている家族などが一時的に介護から解放され、休息を取れるようにする支援のこと。介護保険サービスでは、デイサービスやショートステイがある。インフォーマルサービスとして、普段は介護していない親族や友人、近隣の人が支援することも挙げられる。

---

## 老人クラブ

高齢者を会員とする自主的な組織で、各地域で組織され、さまざまな活動を行っている。老人福祉法などにおいて、高齢者の福祉（社会参加・生きがい対策）の推進組織として位置づけられている。

---

## 老老介護

高齢者が高齢者の介護を行うこと。介護者も加齢等により身体機能の低下していることが多いため、介護の負担がより大きなものとなりやすい。

---

## ロコモ

ロコモティブシンドロームの略。身体の運動器（筋肉、骨、関節など）の障害により、歩行や日常生活動作に支障のある状態になること。

### 【ワ行】

---

## ワークライフバランス

仕事と生活の調和した状態を表す言葉。働く人が、日々の生活の中で、仕事だけに追われるのではなく、仕事の充実とともに、生活でやりたいこと・やるべきことを両立できる状態のこと。

## 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

(平成30(2018)～32(2020)年度)

平成30(2018)年3月発行

編集・発行 堺市 健康福祉局 長寿社会部

長 寿 支 援 課 TEL 072-228-8347

地域包括ケア推進課 TEL 072-228-0375

介 護 保 険 課 TEL 072-228-7513

介 護 事 業 者 課 TEL 072-228-7348

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市行政資料番号

1-F4-17-0371